

調 査 報 告 書

(公表版)

2018年11月14日

2018年11月14日

スルガ銀行株式会社 取締役会 御中

スルガ銀行株式会社 取締役等責任調査委員会

委員長 小 澤 徹 夫

委員 片 岡 義 広

委員 行 方 洋 一

委員 野 下 え み

目次

第1 調査の概要	1
1 取締役等責任調査委員会設置の経緯	1
(1) 危機管理委員会及び第三者委員会の設置並びに各調査報告書の提出	1
(2) 取締役等責任調査委員会の設置	1
2 当委員会の構成	2
(1) 構成	2
(2) 補助者	2
3 調査・検討の目的	3
4 本調査報告書の対象事項	3
第2 調査・検討の方法及び範囲	4
1 調査・検討の方法	4
(1) 事実関係の調査	4
(2) 取締役等の責任に関する検討	4
2 調査・検討の範囲	5
(1) 調査・検討事項	5
(2) 調査・検討の対象者	5
(3) 調査・検討の方針	6
第3 本件事案の概要	7
1 スルガ銀行の概要	7
(1) 組織の概要	7
ア 総論	7
イ 各会議体の概要	8
ウ コンプライアンス体制等の概要	11
エ 内部監査体制の概要	14
オ 喜之助氏の役割	15
(2) 収益不動産ローン等の概要	16
ア スルガ銀行のビジネスモデル	16
イ 収益不動産ローン等の実行額等	17
ウ チャネルの管理	21

(3) シェアハウスローンについて	21
ア シェアハウスローンの概要	21
イ シェアハウスローン関係者の概要	22
2 事実の経過	24
(1) 概要	24
(2) 重要な事実	32
ア 外部通報	32
イ 「出口から見た気づき」の会議	35
ウ 審査部による物件調査	36
エ 信用リスク委員会における報告	38
オ 経営会議における報告	38
カ シェアハウス会議	39
キ サクト会議	41
3 シェアハウスローンのリスクについて	44
(1) 他の収益不動産ローンと同様のリスク	44
(2) シェアハウスローン特有のリスク	44
4 数多くの不適切又は不正な行為が発生し、これに起因してシェアハウスローンに て多額の引当金が計上されたこと	45
(1) シェアハウスローンのリスク分析及びリスク顕在化後の適切な対応の欠如	45
(2) 実質的な審査を欠いた融資の実行	47
(3) 業務フロー上の重大な問題点	48
(4) 情報の断絶	52
(5) コンプライアンス意識の欠如	53
(6) その他適切な信用リスク管理を欠いた行為	54
(7) 不正行為の蔓延	54
第4 融資業務の実施に当たって銀行の取締役求められる注意義務	56
1 個別の融資業務の実施に当たって求められる注意義務	56
2 債権保全措置に関する監視監督義務	56
3 債権保全措置に関する内部統制システムの構築義務	57
4 小括	57
第5 シェアハウスローンの監視監督義務違反の有無	59

1	本件における監視監督義務に関する考え方	59
2	各取締役の監視監督義務違反について	60
	(1) 喜之助氏について	60
	(2) 光喜氏について	65
	(3) 岡崎氏について	70
	(4) 八木氏について	75
	(5) 柳沢氏について	80
	(6) 白井氏について	84
	(7) 米山氏について	87
	(8) 望月氏について	88
	(9) 有國氏について	89
	(10) 社外取締役について	90
第6	内部統制システムの構築に関する取締役の善管注意義務違反の有無	91
1	本件における内部統制システム構築義務に関する考え方	91
	(1) 総論	91
	ア 債権保全措置義務に関する内部統制であること	91
	イ 特定の融資業務を対象とするものではないこと	91
	ウ 最判平成21年7月9日判時2055号147頁（日本システム技術事件。以下「日本システム技術事件判決」という。）とは事案が異なること	92
	エ 小括	93
	(2) 本件における内部統制システムの機能不全	94
	ア シェアハウスローンのリスク分析体制の欠如	96
	イ 審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全	96
	ウ 営業部門の業務フローにおける機能不全	97
	エ 情報の断絶	98
2	各取締役の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反について	98
	(1) 喜之助氏について	99
	(2) 光喜氏について	101
	(3) 岡崎氏について	104
	(4) 八木氏について	106
	(5) 柳沢氏について	107

(6) 白井氏について	109
(7) 米山氏について	110
(8) 望月氏について	110
(9) 有國氏について	110
(10) 社外取締役について	111
第7 執行役員の子会社に対する義務違反の有無	112
1 執行役員として負うべき責任の内容	112
2 個別の執行役員の子会社について	112
(1) 麻生治雄氏	112
(2) その他の執行役員について	119
第8 取締役等の善管注意義務違反と損害	120
1 当委員会の損害についての考え方	120
2 シェアハウスローンに関する監視監督義務違反と損害	120
(1) 喜之助氏の監視監督義務違反と損害額	121
(2) 岡崎氏、八木氏の監視監督義務違反と損害額	121
(3) 光喜氏、柳沢氏、白井氏、米山氏の監視監督義務違反と損害額	121
(4) 望月氏の監視監督義務違反と損害額	122
3 取締役の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反と損害	123
(1) 喜之助氏の善管注意義務違反と損害額	123
(2) 岡崎氏、八木氏の善管注意義務違反と損害額	123
(3) 光喜氏、柳沢氏、白井氏、米山氏の善管注意義務違反と損害額	124
(4) 望月氏の善管注意義務違反と損害額	124
4 執行役員の子会社の義務違反と損害	124
5 信用毀損による損害	125

第1 調査の概要

1 取締役等責任調査委員会設置の経緯

(1) 危機管理委員会及び第三者委員会の設置並びに各調査報告書の提出

スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」という。）は、2018年1月に株式会社スマートデイズ（2017年10月1日付の商号変更前は株式会社スマートライフであり、また、2012年8月2日の設立から2013年9月4日までは株式会社東京シェアハウスという商号であった。以下「スマートデイズ」又は「スマートライフ」という。）がシェアハウスオーナーに対する賃料支払を中止したことに端を発するシェアハウス関連融資の問題に関する報道等を受け、2018年1月17日付で、外部の弁護士で構成される危機管理委員会（委員長：久保利英明弁護士）を設置した。危機管理委員会は、スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資についての事実関係を調査・検証し、同年4月24日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「危機管理委員会調査報告書」という。）を提出した。

スルガ銀行は、危機管理委員会調査報告書を受け、同年5月15日、その概要を公表するとともに、事態の重要性に鑑み、ステークホルダーに対する説明責任を果たすことが不可欠であると判断し、同日、同行から完全に独立した中立・公正な専門家3名で構成される第三者委員会（委員長：中村直人弁護士）を設置し、事案の徹底調査と原因の究明を行うこととした。第三者委員会は、シェアハウス関連融資に限定することなく、スルガ銀行における収益不動産ローン全般に関し、事実関係等を調査・検証し、同年9月7日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「第三者委員会調査報告書」という。）を提出した。

(2) 取締役等責任調査委員会の設置

スルガ銀行は、2018年9月7日、第三者委員会調査報告書を公表するとともに、同報告書における指摘及び提言を真摯に受け止め、役員体制の変更を行うとともに、企業風土の刷新、業務改革、ガバナンス体制の構築・整備等に向けた取組みを発表した。

あわせて、スルガ銀行は、同年9月14日、第三者委員会調査報告書において言及されているシェアハウスその他の収益不動産ローンに関する不適切な取扱いをはじめとする一連の問題（以下「本件一連の問題」という。）について、現旧取締役において、その職務執行につき善管注意義務違反等によりスルガ銀行に対する損害賠償責任を負うか否か等、また、現旧執行役員において、その職務執行につきスルガ銀行に対する債務不履行責任等を負うか否か等について、法

的観点から調査・検討を行うべく、同年6月の定時株主総会において新たに選任された社外監査役2名並びに独立性を確保した、スルガ銀行及び同行の現旧取締役及び現旧執行役員との間に利害関係のない立場にある外部弁護士からなる取締役等責任調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

なお、スルガ銀行の取締役会は、同日、本件一連の問題について、現旧監査役が取締役の職務執行の監査につき善管注意義務違反等によりスルガ銀行に対する損害賠償責任を負うか否か等について、法的観点から調査・検討を行うべく、独立性を確保した利害関係のない立場にある外部弁護士からなる監査役責任調査委員会（委員長：西岡清一郎弁護士）を設置している。

2 当委員会の構成

(1) 構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長：小澤 徹夫（弁護士）

委員：片岡 義広（弁護士）

委員：行方 洋一（スルガ銀行社外監査役・弁護士）

委員：野下 えみ（スルガ銀行社外監査役・弁護士）

(2) 補助者

当委員会は、以下の者を補助者として任命し、本件一連の問題に関する調査・検討の補佐をさせた。いずれの補助者も、スルガ銀行並びに同行の現旧取締役及び現旧執行役員との間に利害関係はない。

三宅・今井・池田法律事務所

弁護士 蓑毛 良和

弁護士 志甫 治宣

弁護士 武井 陽太郎

東京富士法律事務所

弁護士 足立 学

弁護士 廣瀬 正剛

弁護士 野中 英匡

3 調査・検討の目的

スルガ銀行から当委員会に対して委嘱された調査及び検討事項は、下記のとおりである。

記

【調査事項】

- ① シェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題
- ② ファミリー企業問題

【検討事項】

- ① 調査対象事案における取締役等のスルガ銀行に対する損害賠償責任の明確化
- ② 損害賠償責任が認められると認定した取締役等に対する責任追及（訴訟提起及び訴訟追行）
- ③ その他上記に関連する事項

4 本調査報告書の対象事項

本調査報告書は、上記3の調査事項のうち、スルガ銀行の一部株主からの提訴請求対象とされている調査事項①シェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題（本件一連の問題）のみを対象とするものである。

調査事項②のファミリー企業問題については、現在、当委員会において鋭意調査・検討中であり、追って、同問題に関する調査報告書を提出する予定である。

第2 調査・検討の方法及び範囲

1 調査・検討の方法

(1) 事実関係の調査

当委員会は、スルガ銀行が第三者委員会の調査結果と提言を真摯に受け止めることを前提として当委員会を設置するに至った経緯や、スルガ銀行が平成30年9月12日付で株主から本件一連の問題について提訴請求を受けており、提訴期限までに対応すべき時間的制約の観点から、本件一連の問題について、原則として危機管理委員会調査報告書及び第三者委員会調査報告書において認定された事実関係を前提として、現旧取締役及び現旧執行役員（以下、総称して「取締役等」という。）の法的責任等について、調査・検討を進めることとした。なお、本報告書において、危機管理委員会又は第三者委員会と同一の認定をしている箇所については、危機管理委員会調査報告書又は第三者委員会調査報告書における記載内容を参照し、適宜引用又は簡略化して記載している。

もともと、スルガ銀行の取締役等について、その法的責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を検討し判断するという当委員会の職責に照らし、当委員会では、後述する調査対象とした取締役等全員（但し、故人である岡野喜之助氏は除く。）に対し、直接ヒアリングを実施した。

また、当委員会では、取締役等の責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を判断する上で危機管理委員会調査報告書及び第三者委員会調査報告書の認定事実では不足する事実関係の調査、その他当委員会への委嘱事項を遂行する上で合理的に必要と思料される調査を行った。具体的には、スルガ銀行から危機管理委員会及び第三者委員会に提出された資料その他の資料の提出を受け¹、それらを検討・分析するとともに、取締役等を含むスルガ銀行の役職員に対する照会及びヒアリングを実施した。

(2) 取締役等の責任に関する検討

当委員会では、上記（1）の調査と並行して、本件一連の問題について、スルガ銀行の取締役等の法的責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を検討し、判断する作業を行った。

具体的には、当委員会は、監視監督義務及び内部統制システム構築義務を含む取締役の善管注意義務違反等について判断した裁判例並びにこれらについて

¹ ただし、第三者委員会が行ったデジタル・フォレンジック調査及びスルガ銀行の全役職員を対象に行ったアンケートに関する資料の提出は受けていない。

論じた文献等を検討・分析し、取締役の責任追及訴訟における判例法理を探求し、上記（１）で認定した事実関係に基づき取締役の責任の有無を判断するとともに、本件一連の問題によりスルガ銀行に発生した損害額を検証した上で、各取締役の法的責任と相当因果関係のある損害を画定する作業を行った。また、調査対象とした執行役員についても、取締役と同様の検討作業を行った。

2 調査・検討の範囲

（１）調査・検討事項

当委員会は、スルガ銀行からの委嘱事項を調査・検討するに当たり、主として、以下の事項について調査・検討を行った。

- ア 発生した不正行為等に対する取締役の監視監督義務違反の有無
- イ 内部統制システムの構築に関する取締役の善管注意義務違反の有無
- ウ 執行役員の職務上の注意義務違反の有無
- エ 取締役等の義務違反と損害との間の相当因果関係

（２）調査・検討の対象者

上記調査・検討の対象とした取締役等の範囲は、当委員会が本件一連の問題について法的責任が問題となり得ると判断した、以下の取締役（退任者を含む。）及び執行役員である。なお、既に役員から退任している者の肩書・管掌は、その者の退任時における役職名・管掌部署を示している。

①取締役（退任者を含む。）

- 岡野光喜氏（元代表取締役会長・CEO²）（以下「光喜氏」という。）
- 故・岡野喜之助氏（元代表取締役副社長・COO）（以下「喜之助氏」という。）
- 米山明広氏（元代表取締役社長・COO）（以下「米山氏」という。）
- 白井稔彦氏（元代表取締役専務・CCO³／経営企画部管掌）（以下「白井氏」という。）
- 望月和也氏（元専務取締役・CFO／経営管理部、市場金融部管掌）（以下「望

² スルガ銀行の取締役会規程には、「CEO」（最高経営責任者）、「COO」（最高業務執行責任者）及び「CFO」（最高財務責任者）を各１名選任できる旨が定められている。もっとも、２０１８年４月以降、スルガ銀行内では、これらの職位は使用されていない。

³ スルガ銀行の取締役会規程には、「Co-COO」や「CCO」という職位は規定されていない。Co-COO、CCOについても、スルガ銀行では、２０１８年４月以降、使用されていない。

月氏」という。)

岡崎吉弘氏（元専務取締役／営業本部長）（以下「岡崎氏」という。）

柳沢昇昭氏（元常務取締役／審査部管掌）（以下「柳沢氏」という。）

八木健氏（現取締役／業務部管掌）（以下「八木氏」という。）

有國三知男氏（現代表取締役社長）（以下「有國氏」という。）

安藤佳則氏（社外取締役）（以下「安藤氏」という。）

大石佳能子氏（元社外取締役）（以下「大石氏」という。）

成毛眞氏（元社外取締役）（以下「成毛氏」という。）

② 執行役員

麻生治雄氏（元専務執行役員／営業本部、パーソナル・バンク長）（以下「麻生氏」という。）その他の執行役員

（３）調査・検討の方針

本調査報告書の目的は、取締役等にスルガ銀行に対する法的な損害賠償責任が認められるか否かを検討することである。

取締役等にこのような法的損害賠償責任が認められるためには、経営責任や道義的責任とは異なり、第１に、抽象的な義務違反にとどまらず、故意又は具体的な「善管注意義務違反」（執行役員については、職務上の注意義務違反。善管注意義務違反と併せて、以下「善管注意義務違反等」という。）があり、第２に、当該善管注意義務違反等に基づく具体的な「損害の発生」が認められ、第３に、当該善管注意義務違反等と損害の発生との間に「相当因果関係」があるものでなければならず、第４に、それによってスルガ銀行に生じた「損害額」が確定されなければならない。そして、これらの事実及び法的評価が、証拠によって認定される必要がある。

上記（１）及び（２）の調査事項及び調査対象者を前提として、当委員会において本件一連の問題について法的検討を行った結果、調査対象とした取締役等には、抽象的には様々な義務違反等があった可能性が認められたものの、上記の要件を満たすものは限られていた。

また、損害の発生についても、現在はその可能性があるにとどまり、今後、具体化していく可能性があるというものも多い。

そこで、当委員会は、第１に、具体的事実と証拠に基づき、裁判上、取締役等に法的な損害賠償請求が認められる蓋然性が高いと認められるものを、また第２に、今後損害が具体化する蓋然性が高いと認められるものについて、これらを指摘するものである。

第3 本件事案の概要

1 スルガ銀行の概要

(1) 組織の概要

ア 総論

スルガ銀行は1895年に岡野喜太郎氏を中心に設立され、歴代頭取・社長は2016年まで岡野家から輩出されている。光喜氏は、1985年に頭取に就任した。

2018年10月1日時点におけるスルガ銀行の取締役総数は6名、うち4名が社外取締役であるが、同年6月1日時点におけるスルガ銀行の取締役総数は10名、うち3名が社外取締役である。また、監査役総数は5名、うち3名が社外監査役である。

スルガ銀行では、1998年度から執行役員制度が採用されており、取締役会は基本的にモニタリングを行うことが想定され、執行と監督の分離が図られていた。そして、取締役の「管掌」・「所管業務」が取締役会にて決定されていた（取締役会規程により管掌及び所管業務の決定が取締役会決議事項とされている）。もっとも、一方で取締役は本部長、バンク長、部長、ブロック長、本店長、支店長ほかを兼務することができるとされており（組織に関する規程28条）、執行と監督が完全に分離されているわけではなかった。

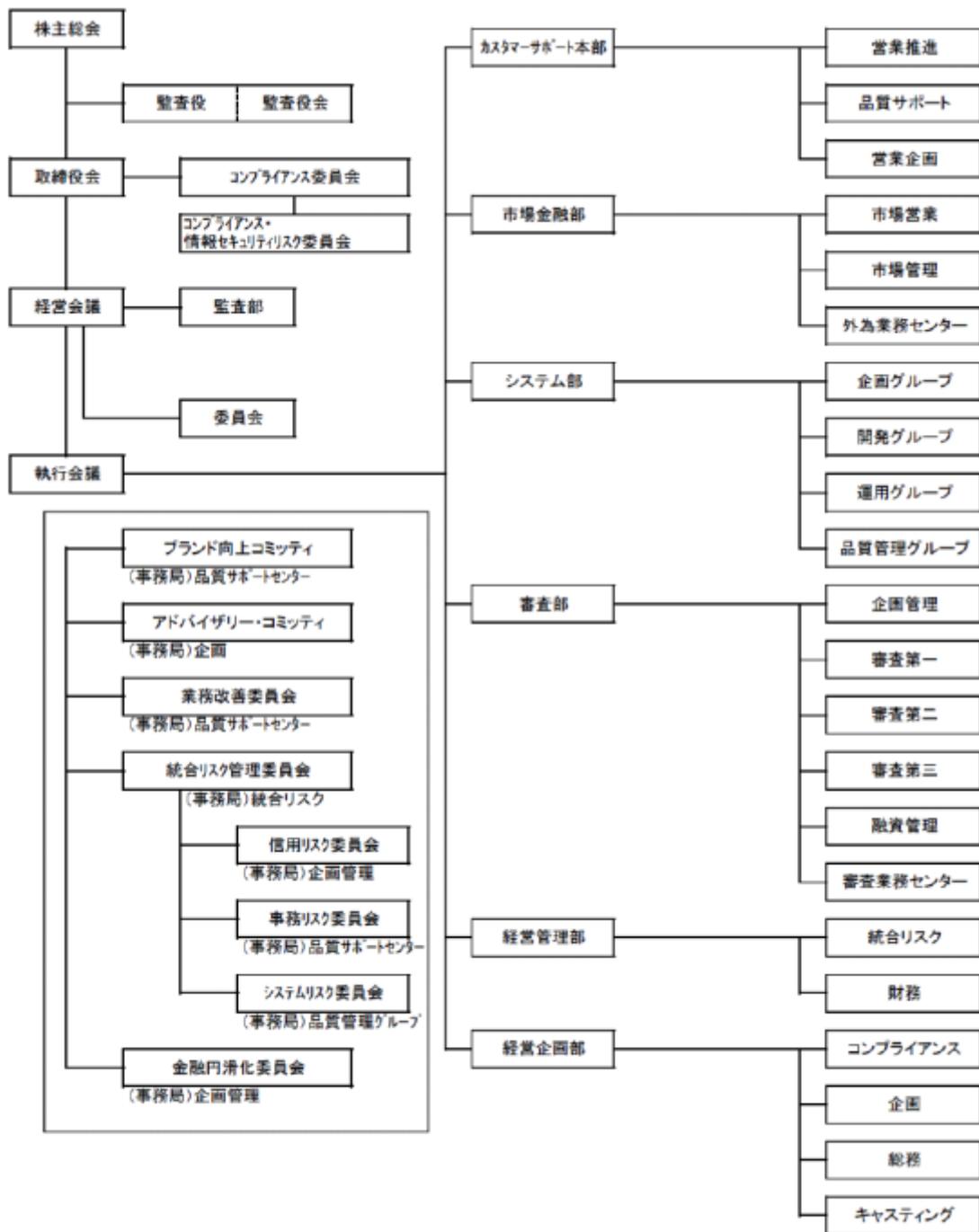
一方、取締役会は、選任した執行役員に対して会社の業務の執行を委任するものとされており（執行役員規程6条。また、取締役会規程により執行役員の所管業務の決定が取締役会決議事項とされている。）、これを根拠に、取締役会によって一定の業務が執行役員に委任されていた。

スルガ銀行において、執行役員は従業員のうちの1つの役職として位置付けており（組織に関する規程23条1項）、各執行役員は、社内規程により、執行役員としての注意義務を負っていた（執行役員規程7条各号⁴）。2018年3月31日時点における執行役員総数は、16名である。

スルガ銀行の2016年4月1日時点での組織図は、以下のとおりである。

なお、下図中の「カスタマーサポート本部」は、いわゆる営業本部を意味している（組織規程が2017年4月1日付で改訂されたことにより、名称上も「営業本部」に改められている。）。

⁴ 具体的には、①取締役会で決定した当社の方針ならびに代表取締役の指示に基づき、担当業務を責任を持って誠実に執行に当ること、②組織規程に定める職責を十分に自覚し、責任を持って忠実に執行に当ること及び③自己の担当業務はもとより、全社的な立場に立って執行に当り、当社の実績向上、株主利益の確保、社会的責任を持って執行に当ること。



イ 各会議体の概要

本件一連の問題が生じた時点における、スルガ銀行の主要な会議体の概要は、以下のとおりである。

(ア) 取締役会

スルガ銀行における取締役会は、概ね月に1回開催されていた。取締役はほとんど出席していた。開催所要時間は1時間程度であることが多かった。取締役会の議題は、会社法所定案件、人事案件、内部監査計画策定、コンプライアンス・プログラム策定、規程の改訂案件等の決議事項のほか、各種報告議題などであった。

(イ) 経営会議

スルガ銀行では、経営会議規程に基づき、常勤取締役をもって構成される(同規程2条1項)経営会議が置かれている。経営会議では、取締役会から委任された事項の決議と所定の事項についての審議が行われ(同規程1条)、所定の事項としては、「業務運営に関する事項」等がある(同規程8条)。また「重要な業務の状況の報告」等の報告がなされる(同規程9条)。経営会議の招集者及び議長はCEOであり(同規程3条)、常勤監査役は出席することができ(同規程2条2項)、またオブザーバーとして一部執行役員や部長が陪席していた。

経営会議は月1回開催され、実際の議題は取締役会と重複するものが多いが、「お客さまの声」や各種リスク委員会の報告もなされていた。経営会議の下に、監査部及び各種リスク委員会が置かれていた(同規程9条の2、10条)。

(ウ) 執行会議

スルガ銀行では、執行会議規程に基づき、執行会議が置かれていた。執行会議は、取締役会から委任された事項の決議と業務運営に関する事項等の審議を行っていた(同規程7、8条)。また「重要な業務の状況報告」などの報告がなされていた(同規程9条)。執行会議は、COO並びに指名された執行役員で構成されるものとされていたが(同規程2条)、実際に指名されている者を見ると、品質サポート部長などの部長も入っていた。議長はCOOであった(同規程4条1項)。

執行会議は月に2回開催され、実際の議題は、業績の進捗状況、営業推進策、キャンペーン、事務連絡的な事項、法的整理案件報告などである。なお、執行会議に続けて各種リスク委員会等が開催されるのが通例であった。

(エ) 監査役会

スルガ銀行における監査役会は、常勤の社内監査役2名と非常勤の社外監査役3名で構成される。監査役会の議長は、監査役会の決議で定めることとされており(監査役会規程第6条)、常勤監査役のうちの1名が務めるのが通例である。監査役会は、概ね月に1回開催され、監査役はほとんど出席していた。開催所要時間は1時間程度であることが多かった。

監査役会の議題は、会社法所定案件、監査役会規程・監査役規程・監査役監査基準の制定・改定、監査計画の策定、監査業務分担の決定等の決議事項のほか、各種報告事項などであった。報告では、常勤監査役が出席した経営会議の議事内容の報告もなされていた。

(オ) 各種リスク委員会

スルガ銀行では、経営会議の下部組織として、①統合リスク管理委員会、②ALM委員会、③信用リスク委員会、④事務リスク委員会（2018年4月以降は業務リスク委員会に改称）、⑤システムリスク委員会が設けられ（経営会議規程10条、リスク委員会規程）、また、取締役会の下部組織（現在は経営会議の下部組織に変更されている。）として、⑥コンプライアンス委員会が設けられていた（取締役会規程16条、リスク委員会規程）。

本件一連の問題との関係では、特に③信用リスク委員会、④事務リスク委員会及び⑥コンプライアンス委員会が重要である。

信用リスク委員会の対象リスクは、信用リスク及び金融円滑化である（リスク委員会規程2条。但し、金融円滑化については、2017年4月5日の改訂により対象リスクに追加された。）。審議事項は、与信査定に関する事項や経営支援先に対する支援方針等であり（同規程7条）、各リスクの管理状況等が報告される（同規程8条）。信用リスク委員会委員は、経営会議で選任される（同規程3条）。審議した事項と結果は、経営会議に報告される（同規程9条）。事務担当部署は、審査部企画管理である（同規程10条4項）。

事務リスク委員会の対象リスクは事務リスクである（同規程2条）。その審議事項は、「経営に重大な影響を与える不正・不祥事件」等であり（同規程7条）、「各リスクの管理状況並びに進捗状況」や「ミスオペレーションの状況」等が報告され（同規程8条）、委員の選任は信用リスク委員会と同様である。審議した事項と結果は、経営会議に報告される（同規程9条）。事務担当部署は、2017年4月5日の改訂前まではカスタマーサポート本部品質サポート部であり、同改訂後は業務部業務企画である（改訂前及び改訂後の同規程10条4項）。

コンプライアンス委員会の対象リスクは、情報セキュリティリスク、法務リスク、人的リスク及び風評リスクである（同規程2条）。審議事項は、コンプライアンス体制の見直し、不正・不祥事件等に関する再発防止策等であり（同規程7条）、コンプライアンス・プログラムの進捗状況及び達成状況、不正・不祥事件等に関する事項、苦情処理に関する事項等が報告され（同規程8条）、委員の選任は信用リスク委員会及び事務リスク委員会と同様である。審議した事項と結果は、取締役会に報告される（同規程9条、1条2項）。事務担当部署は、経営企画部コンプライアンスである（同規程

10条4項)。

(カ) SSP 会議

スルガ銀行では、毎週月曜日の朝に、営業本部幹部や審査部幹部などが出席し、融資額が大きな案件（原則として融資額1億円以上の案件）について営業と審査の意見交換を行う、通称「SSP 会議」と呼ばれる会議が開催されていた。

資産形成ローン事務取扱要領第27節では、「申込内容について、事前に協議の必要があると判断される際には、事前に担当審査役と協議を行なうことができる。」とあり、SSP 会議も、この「協議」の場と位置付けられる。

SSP 会議は、営業と審査の間で個々の案件が往復することを回避し、審査の効率化に資することを目的としているものであった。

SSP 会議には、麻生氏や、オブザーバーとして岡崎氏が出席していた。

ウ コンプライアンス体制等の概要

(ア) コンプライアンスに係る規程等

スルガ銀行においては、コンプライアンスに関し、倫理規範、コンプライアンス規程、ビジネスガイドライン（コンプライアンス・マニュアル）等の各種規程を制定しており、ビジネスガイドラインの「法令遵守編」では、①規範遵守について、②守秘義務と情報管理、③個人情報保護法、④コンプライアンスについて、⑤行動憲章、⑥ルールを守る、⑦ヘルプラインなどの項目について、詳細に説明している。

また、業務の手続に関しては業務手続が定められ、その他方針やマニュアル、ルール等が定められている。

(イ) コンプライアンス組織、活動状況

コンプライアンス規程3条により、コンプライアンスの基本方針等の重要事項は取締役会並びに経営会議において策定すること、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス・情報セキュリティリスク委員会を設置することとされ、また、コンプライアンスの統括部署は、経営企画部コンプライアンスであるとされている（同条2項）。

全部店に、コンプライアンスの責任者および内部責任者を配置することとされ（同条5項）、これらの責任者は各店のコンプライアンス責任者として統括し、定期的なコンプライアンス・チェックリストの実施及び報告、内部責任者の任命、部店内のコンプライアンス体制の整備及び研修・指導を行うこととされている（同規程4条1項）。

このほか、年度ごとのコンプライアンス・プログラムの策定及び推進（同

規程6条)、コンプライアンス違反等を認識した社員のコンプライアンス責任者等に対する報告義務(同規程8条1項、10条の2第1項)、報告を受けた責任者の監査部臨店監査部長への報告義務及び同部長の関係各所への報告義務、コンプライアンス・ヘルプラインの設置(同規程8条の2)、苦情・トラブル対応に関する「お客さまの声業務手続」の策定等が行われていた(同規程9条1項)。また、経営企画部管掌役員及び経営企画部長は、不正行為等の概要を精査し、報告が必要と認められるときはコンプライアンス委員会に報告するものとされていた。

コンプライアンス・プログラムは、年度ごとに取締役会に付議され、その実績と評価については、取締役会において、コンプライアンス委員会報告の中で報告される。

社員に対する教育、研修については、経営企画部人事部が所管しており、研修規程が定められ、研修等の責任者は、所属長及び上席者とされている(同規程4条)。

(ウ) 新商品の法令審査・リスク審査

新商品のリーガルチェックについては、「商品・業務の新設および改定に関するチェックリスト」が作成され、検討項目ごとに関係部署が評価し、企画担当部署も評価する(コンプライアンス規程2条の2第1項、リーガルチェック業務手続12.2.1の1(1)ア)。

経営企画部コンプライアンスは、定期的または随時にコンプライアンス委員会ならびにコンプライアンス・情報セキュリティリスク委員会にリーガルチェックの状況を報告する(同条5項)。

もっとも、後述するとおり、シェアハウスローンについては、既に商品として存在していた不動産収益ローン(アパートローン)の一種であり、新商品ではないとの認識であったことから、シェアハウスローンの開始に当たり、上記のようなリスク評価手続は行われていなかった。

(エ) コンプライアンス・ヘルプライン

コンプライアンス・ヘルプラインの窓口は、社内と社外があり、いずれも経営企画部が所管し(同規程8条の5)、通報内容は直ちに経営企画部管掌役員に報告し、指示を受け、調査結果も管掌役員に報告する。

所管部署は、通報内容、調査結果をコンプライアンス委員会に報告することとされ(同規程8条の8第1項)、コンプライアンス委員会は、通報内容、発生原因、対応策について検証を実施し、その結果を経営会議に報告する(同条2項)。

実際の通報状況は毎年10件前後であり、コンプライアンス委員会議事録を確認する限り、通報内容としてはパワハラに関するものが多く、本件一

連の問題に直接的に関係するような通報は見当たらない。

(オ) お客さま相談センターへの通報等とその対応

a 規程・位置付け

お客さまの声についての担当部署は、お客さま相談センターであり、同センターは、もとは業務部の中にあり（その後業務管理部に変更）、その後営業本部（カスタマーサポート本部）の品質マネジメント部の中に移設され、品質サポート部に変更になったが、2017年に再び業務部の中に置かれた。

手続規程として「お客さまの声業務手続」が定められており、2006年11月の改訂により、相談センターは、対応状況を毎月定期的に把握し、①担当部署では解決困難な事案についてはコンシェルジュコミッティや業務改善委員会等の委員会で対応するとともに、毎月経営会議に報告し、②経営に重大な影響を与える場合の報告先は「当該本部」と改められ、③同様の苦情が繰り返し発生した場合には「対応が不適切な案件」として、毎月経営会議に報告し対応策を実施することとされ、④そのほか四半期に一度、苦情等の対応状況を経営会議に報告することとされた。同規程は随時改訂されており、2016年10月には、制度をペーパーレス化し、システムを通じて報告等させることとなった（お客さまの声報告システム）が、経営層への報告制度は大きな変更はなかった。もっとも、2017年11月の改訂により、お客さま相談センター以外の窓口に対する内部告発や投書等についても、「通報情報等対応シート」により情報を一元管理する仕組みが新設された。

なお、ここにいう「お客さま」は、銀行取引の相手方だけを指すものではなく、株主、取引業者などの関係先その他全てのステークホルダーを指すものとされている。

b 現実の運用状況

「お客さまの声」の運用状況をみると、営業店から報告が上がってきたお客さまの声についてはエクセルで一括管理されており、その件数は、毎四半期に6,500件から7,000件に及ぶが、2017年11月の改訂による一元管理化の前には、それ以外の受付窓口に通報があった情報は掲載されていない。

外部機関に通報があった情報は、別に管理されていた。スルガ銀行では、融資関係書類の改ざんの情報（通報）や不動産業者（「チャンネル」と呼ばれる。）の属性に関する不芳情報等が寄せられていたが、それらは一元的に管理されていなかった。

お客さまの声業務手続では、2006年以降、経営会議に四半期ごとに対応状況を報告し、繰り返し発生する苦情については毎月報告することになっていたが、どのような案件を経営会議等に報告するかの基準やガイドラインはなく、実際には、苦情・お褒めの言葉の実例を2件程度、その苦情内容や原因、対応・結果等を報告していただけである（パワーポイントで2頁程度）。同業務手続には定めがないが、執行会議にも毎月定期的に報告されており、その内容は同様であった。

後述するとおり、スルガ銀行には、既に2015年2月の時点でスマートライフの不芳情報がもたらされており、また、2013年以降、書類の偽装・改ざんに係る通報が30件以上存在したにもかかわらず、一部を除いて、それらの情報が経営会議や執行会議に報告されたことはなかった。

加えて、2017年11月の改訂前までは、お客さま相談センターに入った外部通報について、通報内容に応じた対応担当部署や、上層部への情報伝達経路等が一切定められていなかった。そのため、外部通報があった場合には、同センター長の判断により、通報内容に応じて営業店舗、営業本部、審査部、経営企画部等の各部署に報告がされ、各部署内で適宜対応しており、各部署の管掌取締役への適切な情報共有や、対応結果についてフィードバックがされるような体制にはなっていなかった。

エ 内部監査体制の概要

スルガ銀行の内部監査部門は監査部であり（内部監査規程4条）、内部監査規程が2017年4月1日に改訂される前は、監査部は経営会議直轄とされ、被監査部門等から独立した組織とし、被監査部門等から制約を受けずに内部監査を実施することとされ（改訂前の内部監査規程4条2項）、内部監査規程改訂後も、被監査部門等から制約を受けずに内部監査を実施する独立した組織とし、経営会議が所管することとされている（改訂後の同規程4条2項）。

監査部の所管業務は、経営会議の指示事項のほか、監査企画（内部監査計画の立案ならびに検証、内部監査規程等の立案、監査の改善事項等のフォローアップおよび検証）、業務監査（内部管理態勢の監査）、資産監査（自己査定の正確性の監査）及び臨店監査（スルガ銀行の営業店並びに本部部門及び連結対象子会社の法令等遵守態勢、各種リスク管理態勢の適切性、有効性等の監査）である。各内部監査業務については、内部規程により詳細が定められている。

内部監査の対象は、スルガ銀行の全ての業務とされ、定例監査と特別監査を実施することとされており、これらは被監査部門等（スルガ銀行の各業務部門の本部ならびに営業店等）に対する確認、質問、閲覧、証憑突合等により行なわれる（同規程3条2項）。定例監査は「内部監査計画書」に基づき計画的に実施される監査であり、特別監査は業務、部門またはシステム等の状況に応

じ、随時実施される監査である。

オ 喜之助氏の役割

以上のとおり、スルガ銀行においては、各種規程等に基づき、一応のガバナンス体制が構築されていた。もっとも、実際の運用においては、喜之助氏が極めて重要な役割を果たしていた。

喜之助氏と光喜氏との職務分担については、光喜氏が対外的な活動を担当し、喜之助氏が社内の業務執行全般、特に営業と審査を担当していたとのことであり、実際には、喜之助氏は2016年7月に逝去するまでの間、長年にわたり、スルガ銀行の業務執行全般における実質的な最高意思決定者であった。

取締役や執行役員は、自らの業務における重要事項等について、規程上の報告ルートを紹介することなく、また別途管掌取締役が存在するにも関わらず、喜之助氏に対し、直接報告・相談することが頻繁に行われていた。これに対して喜之助氏も、取締役会や経営会議に諮ることなく、対応方針等を自ら決定し、関係する者に対してのみ指示を出していた。そして、これらの報告・相談や指示は、すべて口頭ベースで行われていた。

また、喜之助氏は、自ら非公式の会議を開催し、その場で現場の情報を収集することも行っていたが、このような会議で喜之助氏が得た情報についても、やはり取締役会や経営会議で共有されることはなかった。

このような喜之助氏の行動は、スルガ銀行の内部規程に反するものである。もっとも、喜之助氏はスルガ銀行における実質的な最高意思決定者であったことから、スルガ銀行内では、喜之助氏のこのような行動について、特に問題視されておらず、むしろ、取締役を含めた行内全体に、「喜之助氏にさえ相談しておけばよい」、「喜之助氏が決定したことであるから問題ない」といった不適切な意識が蔓延し、正規の職務分掌や情報伝達ルートが蔑ろにされる結果を招いた。

喜之助氏による上記行動が一因となって、スルガ銀行では、取締役会や経営会議に対する適切な情報共有がなされず、情報の断絶ともいうべき状態に陥ることとなった。

また、後述するとおり、麻生氏の暴走とも言うべき行動・言動についても、その背後に絶対的権力者である喜之助氏による承認があったことから、麻生氏を監視監督すべき営業管掌取締役を含め、麻生氏に対し、誰も異を唱えないという状況に陥った。喜之助氏は、光喜氏を除けば、麻生氏に対してブレーキを掛けることができる唯一の存在であったことから、喜之助氏の死去後には、麻生氏を止められる者がいなくなり、結果として、本件一連の問題が極めて重大化するに至っている。

本件一連の問題に関連する喜之助氏の問題視すべき行動としては、以下のものが挙げられる（詳細については、喜之助氏の法的責任を論ずる中で述べる。）。

- ①人事について、経営企画部担当取締役が所管していたにもかかわらず、自ら人事異動・人事評価等の決定を行っていたこと。
- ②営業企画による単年度営業目標の策定を主導し、過大な営業推進項目、営業目標、対外公表用の目標値などについて実質的に決定していたこと。
- ③営業推進を審査よりも重視し、所得確認資料や自己資金確認資料（以下、両資料を合わせて「自己資金確認資料等」という。）の審査部送付の省略を事実上決定するなどして、審査の簡素化を促進したこと。
- ④営業部門による審査への圧力を認識していながら、これを取締役会や経営会議に上程することなく、放置又は容認したこと。
- ⑤2015年2月に、シェアハウスローンをめぐる、スマートライフに関する不芳情報の報告を受けたが、これを取締役会や経営会議に上程することなく、審査部に対して、口頭でスマートライフの取扱を中止することのみを指示したこと。
- ⑥2015年2月以降、審査部融資管理部長や営業企画部長らを交えて、「出口から見た気づき」の会議⁵を定例的に開催し、その中で、シェアハウスローンを含む収益不動産ローン全体のリスクや、自己資金確認資料の偽装事案、レントロールの妥当性に疑義がある事案、サブリース会社の財務健全性が懸念されることなど、融資管理部から見た様々な融資審査の問題点について報告を受けていたにもかかわらず、これらの情報を取締役会や経営会議に上程することなく、また融資基準の厳格化や審査機能の実効化に取り組まなかったこと。

（2）収益不動産ローン等の概要

ア スルガ銀行のビジネスモデル

スルガ銀行は、西側に静岡銀行、東側に横浜銀行という地方銀行の中でも有数の規模を誇る銀行と営業地域が隣接していたこともあり、早くからリテール戦略（個人向けローンの重視）を採用しており、個人市場に特化すべく、個人

⁵ この会議の前身は途上管理回収会議であり、同会議は、もともと首都圏営業部での延滞増加に対処するためにスタートした会議であった。同会議には、営業や融資審査の担当者が多数同席していたため、より少人数で忌憚のない意見を聴きたいという喜之助氏の意向を踏まえ、喜之助氏、融資管理部長、営業企画部長らの少人数で不定期に開催することになったのが、「出口から見た気づき」の会議である。

向けの商品の充実を重要なテーマとしていた。

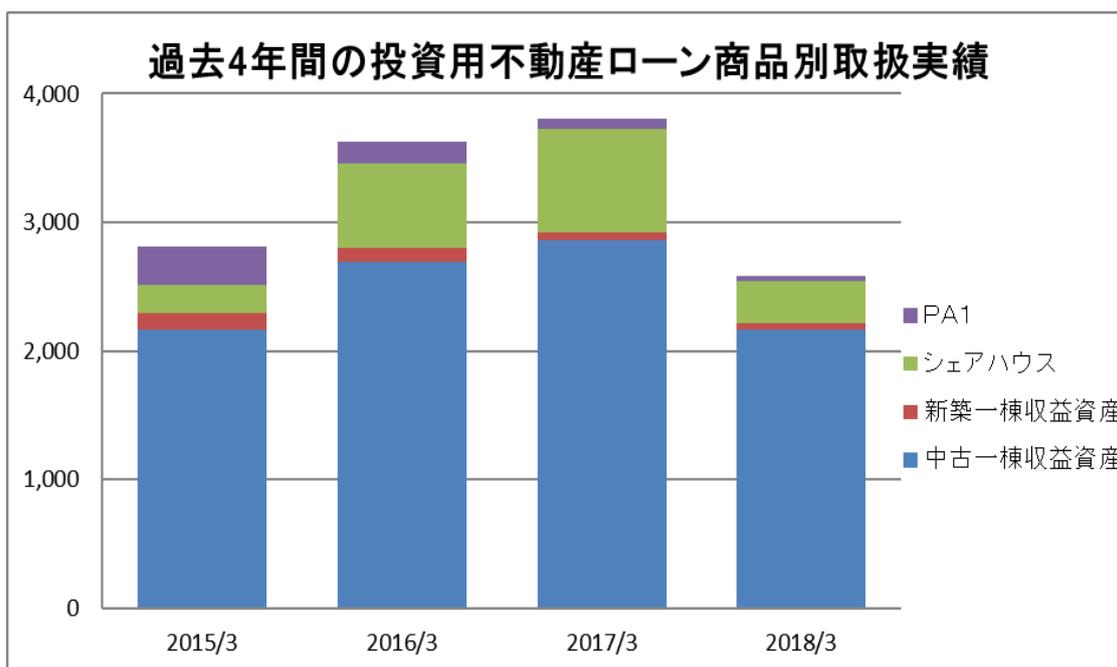
この商品の充実は、最初は住宅ローン商品の拡充から行われたが、こうした住宅ローン商品（スルガ銀行では、不動産投資に属するローンと区別するために、住宅ローンは「実需」と呼ばれている。）については、他行との競争も激しいため、スルガ銀行では、実需商品に加えて、不動産投資を行うためのローン商品（以下、こうした住宅ローン以外の不動産投資向けローンを総称して「収益不動産ローン」という。）の拡充に努めることとなった。

具体的には、一般的なアパートローン（アパート、貸家、貸店舗の新築・増改築資金等を資金用途とするもの）に加えて、マンションビルプラン（賃貸ビルの建設資金向けローン）、プレミアムアセットプラン1（略称 PA1。投資用の区分所有マンション向けローン）、汎用フリーローン（収益用）（店舗併用物件の購入資金向けローン）、ドリームライフアセット（別荘・セカンドハウス購入資金向けローン）といった投資用のローン商品が販売されてきた。また、2015年には、従来のアパートローンに、元々土地を保有している者向けのローンと新たに不動産を購入する者向けのローンが混在していたことから、両者を区別して、後者を資産形成ローンと呼ぶようになった。この資産形成ローンに、シェアハウスローンが含まれる。

個人向け収益不動産ローン案件は、営業部門のうちパーソナル・バンク（部門）（以下「パーソナル・バンク」という。）が担当しており、スルガ銀行の営業成績は、パーソナル・バンクの売上に大きく依存していた。

イ 収益不動産ローンの実行額等

収益不動産ローン商品のうち、主な収益不動産ローンであった PA1 と資産形成ローン（シェアハウス・新築一棟収益資産、中古一棟収益資産）の融資実行額は、2015年3月期以降、下表のとおり推移している。



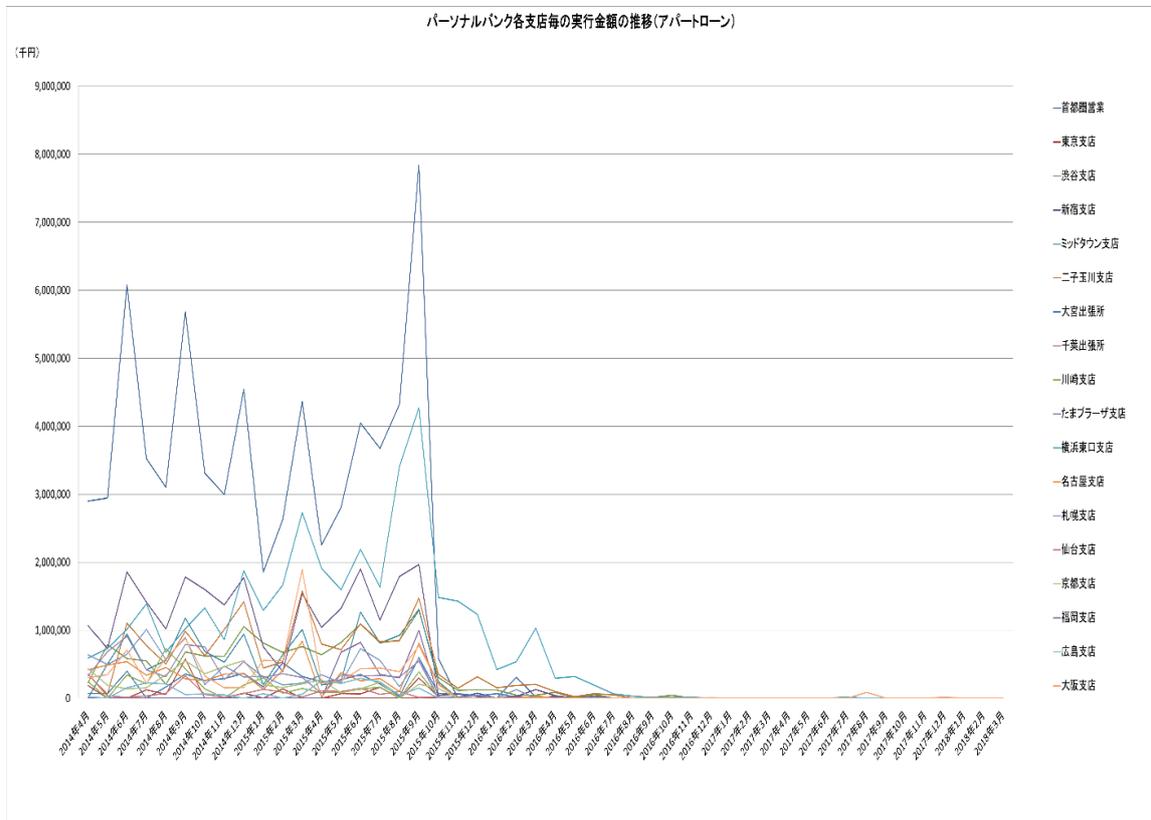
また、収益不動産ローンのうちシェアハウスローンをはじめとするシェアハウス等融資（シェアハウス、簡易宿所及びコンパクトアパート向けローンの合計）がスルガ銀行においてどのように取り組まれてきたかを、取扱高の多い支店別にまとめると、下表のとおりである。

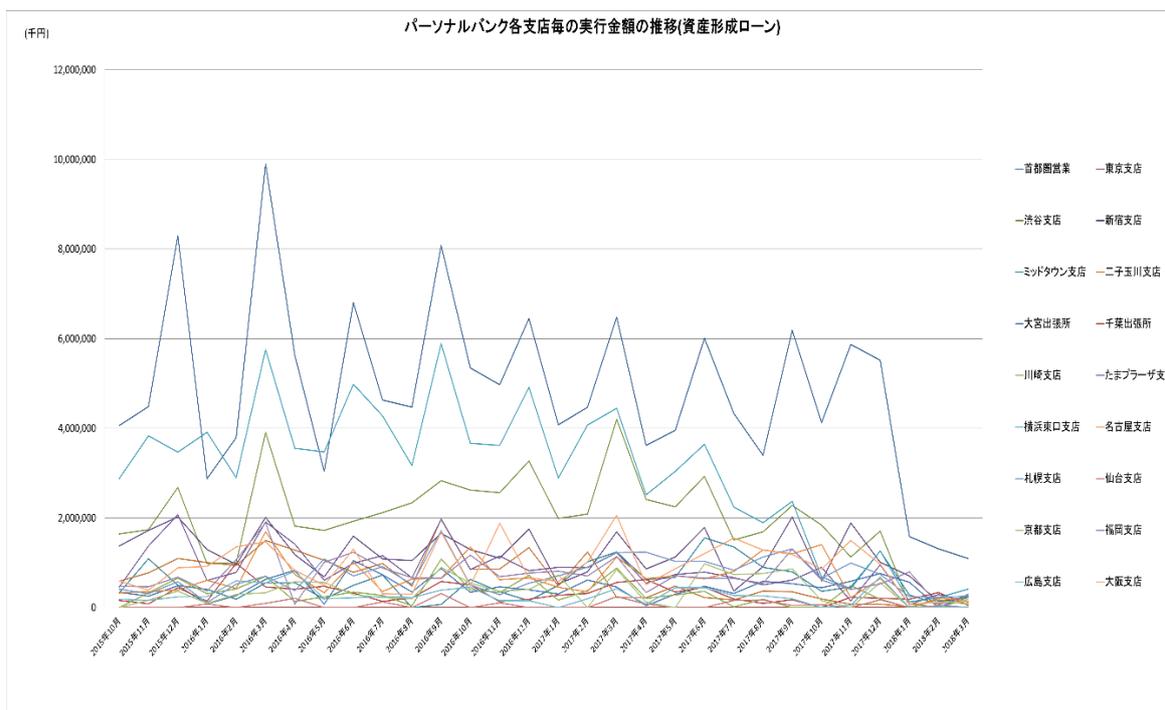
(単位：百万円)

No	2016年3月期			2017年3月期			2018年3月期		
	店名	残高	構成比	店名	残高	構成比	店名	残高	構成比
1	横浜東口	56,344	58.6%	横浜東口	98,051	55.8%	横浜東口	117,804	57.9%
2	二子玉川	17,790	18.5%	渋谷	29,246	16.6%	渋谷	38,225	18.8%
3	渋谷	10,009	10.4%	二子玉川	24,865	14.1%	二子玉川	23,642	11.6%
4	大宮	3,106	3.2%	たまプラーザ	6,566	3.7%	たまプラーザ	6,855	3.4%
5	たまプラーザ	2,487	2.6%	川崎	4,647	2.6%	大宮	4,473	2.2%
6	新宿	1,952	2.0%	大宮	4,441	2.5%	川崎	4,435	2.2%
7	川崎	1,151	1.2%	新宿	3,799	2.2%	新宿	4,088	2.0%
8	首都圏営業	1,018	1.1%	首都圏営業	999	0.6%	首都圏営業	980	0.5%
9	厚木	756	0.8%	厚木	764	0.4%	厚木	749	0.4%
10	ミッドタ	628	0.7%	ミッドタ	616	0.4%	ミッドタ	605	0.3%

	ウン			ウン			ウン		
	上位 10 店合計	95,241	99.1%	上位 10 店合計	173,994	99.0%	上位 10 店合計	201,857	99.2
	その他	840	0.9%	その他	1,758	1.0%	その他	1,730	0.8%
	合計	96,081	100.0%	合計	175,752	100.0%	合計	203,587	100.0%

また、パーソナル・バンクの各支店における、2014年4月以降のアパートローンの実行額の推移、及び資産形成ローンという区分が創設された2015年10月以降（後述）の資産形成ローンの実行額の推移は、それぞれ下表のとおりである。





スルガ銀行において、シェアハウスローンの取り扱いを開始した当初は、営業及び審査のいずれにおいても、シェアハウスローンはアパートローンの新たな1類型に過ぎず、新商品であるとの認識は持っていなかった。そのため、シェアハウスローンには、アパートローン事務取扱要領が適用され、その後、資産形成ローン事務取扱要領が適用されるのみで、独自の新商品としてのリスク分析や、特別の審査手続が策定されることはなかった。また、融資管理においても、シェアハウスローンのみを切り出して、その実行額、融資残高、延滞率等の集計・分析が行われることもなく、アパートローンや汎用フリーローンといった括りの中に、シェアハウスローンも含めた計上をしていた。審査部において、2015年5月以降、実行額の増加に伴い自動審査システム内の資金用途欄に「シェアハウス」の項目が追加され、また、審査部で作成されていた毎月の1億円以上の融資承認案件のリスト表（「1億円以上承認リスト」と呼ばれる。）について、2016年6月分以降、全体の承認件数及び実行額に加えてシェアハウスローンの承認件数及び実行額も記載するようになったものの、それ以前の時期に実行されたシェアハウスローンについては、実行額等を集計していなかった。実際にスルガ銀行においてシェアハウスローン全体の実行額等が把握されたのは、2018年1月の危機管理委員会の設置以降である。そのため、スルガ銀行が最初にシェアハウスローンを実行したと認識している案件は、2011年12月の大宮支店における融資であるが、それ以前もアパートローン等の名目でシェアハウスローンが実行されている可能性は否定できない。

ウ チャネルの管理

(ア) チャネルの意義

スルガ銀行において、借入人となる投資家に対して勧誘を行い、スルガ銀行に融資案件として紹介し、最終的に投資家との間で不動産の販売に関する契約を締結する業者は、「チャネル」と呼ばれている。

実需の商品であるか収益不動産ローンであるかを問わず、スルガ銀行のビジネスモデルにおいて、チャネルは非常に重要な存在であった。

(イ) チャネルの管理方法

スルガ銀行では、チャネル版の CRM システム（以下「チャネル PRM」という。）を用いて、チャネルの情報（会社名・住所・電話番号等）を一括管理していた。

チャネル PRM については、もともと営業推進のツールとして稼働したものであることもあり、登録すべき情報・場合に関するルールが不明確であったが、2013年11月15日に、融資業務の業務手続において、基本事項として「融資案件に係る不動産販売業者、仲介業者については、新規取扱時に会社詳細情報の収集、訪問調査を徹底し、十分な確認をしたうえでチャネル PRM に詳細な情報登録を行なう」旨が規定された（2013年10月24日の経営会議でこのような改定を行うことが承認された。）。なお、このルールの改定が行われた背景として、スルガ銀行が2013年2月以降、PA1の販売をめぐる、いわゆるデイト商法による販売勧誘が行われたとして投資家から集団訴訟を提起される動きが生じており、これを受けてスルガ銀行側としても、従来よりもチャネルの管理を厳格にする必要性に迫られたという事情があった。これにより、チャネル PRM は従来の営業推進のツールとしての役割のほかに、チャネルの信用調査のツールとしても用いられることとなった。

スルガ銀行では、チャネルについて不芳情報がもたらされた場合などには、審査部（喜之助氏の存命中は、実際には喜之助氏の判断）において、チャネル PRM 上で当該チャネルを取引停止としていた。

(3) シェアハウスローンについて

ア シェアハウスローンの概要

スルガ銀行がシェアハウス案件として当初取り扱っていたものは、中古マ

ンションの一室を分割する等既成建築物をリノベーションした、いわゆる「貸しルーム」と呼ばれるものであった。しかし、2013年9月に国交省通達1によって「貸しルーム」が建築基準法等の問題があるとされたため、以降は新築シェアハウス（いわゆる寄宿舍）を取り扱うようになった。

スルガ銀行のシェアハウス案件の大半は、この寄宿舍型シェアハウスであり、後述するスマートライフの展開していたシェアハウスも寄宿舍型である。寄宿舍型シェアハウスの特徴としては、以下のような事項があげられる。

- ①玄関・キッチン・トイレ・シャワールーム等は原則共有。入居者毎に個室（寝室）を用意
- ②個室は7 m²程度の広さ
- ③共用部分は最小限
- ④ターゲットは単身者で若い世代（女性専用、外国人向けのものもある）
- ⑤入居者の初期費用負担なし（敷金・礼金0円）

シェアハウスのローンは、シェアハウスの運営・投資を目的とする顧客に対し、シェアハウスの建設費用等を融資し、その担保として当該シェアハウス物件に担保権を設定するという形態の融資商品である。また、シェアハウス案件の多くは、スマートライフをはじめとする管理会社に対してサブリースが行われ、顧客は、入居者からではなく管理会社からサブリース料を収受し、これをスルガ銀行に対する返済原資とするというスキームが採られていた。

イ シェアハウスローン関係者の概要

上記（2）のとおり、シェアハウスのローンを含む収益不動産ローンにおいては、チャネル等の不動産業者の存在が重要となるが、本件一連の問題との関係で特に重要なシェアハウス業者として、以下のものが挙げられる。なお、いずれの業者についても、サブリースの設定を行うスキームを採用していた。

（ア）スマートライフ及びその関係会社

a スマートライフ

スマートライフは、30年間の家賃保証を宣伝文句として、「かぼちやの馬車」（女性専用シェアハウス）等のシェアハウスの運営を行っていた。スルガ銀行でスマートライフの案件を主に取り扱ったのは横浜東口支店であった。

スマートライフの取り扱うシェアハウスについて、スルガ銀行は2013年4月（本格的には同年10月）以降順次融資を行っていたが、後に詳述するとおり、2015年2月、スマートライフの不芳情報がスルガ銀行にもたらされ、喜之助氏の判断により、同社との一切の取引が禁止され

た(もっとも、後述するとおり、実際には取引(直接ではないものを含む。以下同じ。)が続けられていた。)

スマートライフは、2018年5月15日に破産手続開始決定を受けている。

b アマテラス

株式会社アマテラス(以下「アマテラス」という。)は、2015年2月にスマートライフがスルガ銀行から取引禁止となったことを受けて、スマートライフの従業員が設立した会社である。同社は、スマートライフの案件を表向きアマテラスが持ち込んだように見せかけることでスルガ銀行からの融資を引き続き受けることが出来るようにするためのダミー会社であった。

2015年4月にアマテラスについても不芳情報もたらされ、スルガ銀行の審査部がアマテラスも取引禁止処分としたため、事実上その役割を終えた。

c スマートライフ案件の販売会社

スマートライフがスルガ銀行から取引禁止とされたため、スマートライフの案件は、直接スマートライフが投資家に対して売主の立場に立つのではなく、スマートライフと投資家との間に販売会社を介在させ、表向きはスマートライフの名前を出さず、販売会社が投資家に対する勧誘を行い、また投資家に対する売主の立場に立った。

スマートライフ案件を取り扱った販売会社は全84社に上り、特定のチャンネルが、これらの販売会社を取りまとめる立場にあった。

(イ) サクトインベストメントパートナーズ株式会社

サクトインベストメントパートナーズ株式会社(以下「サクト」という。)は、遅くとも2014年頃からはシェアハウスの運営を行っていた。

スルガ銀行でサクトを主に取り扱ったのは二子玉川支店であったが、サクトは2017年2月に差押えを受けるなどして、シェアハウスの運営を行うことが不可能となった。

2 事実の経過

(1) 概要

本件一連の問題に関する事実経過の概要は、以下のとおりである⁶。

時期	発生した事実
2011年12月	スルガ銀行が最初にシェアハウスローンを行ったと認識している案件が実行。当時これを取り上げたのは大宮支店（当時の呼称は東京支店大宮出張所）であった。当時の大宮支店のセンター長は、その後に横浜東口支店（当時の呼称はドリームプラザ横浜）のセンター長として大量のシェアハウスローンを取り上げる者となる者であった。なお、この融資は、現時点で完済されている。
2013年2月	スルガ銀行が行った区分所有マンションへの融資（PA1）について、デット商法による販売勧誘が行われたとして投資家から集団訴訟を提起される動きが生じる。
2013年4月	スマートライフ（当時は東京シェアハウスという商号）の案件が最初に実行される（取扱いは横浜東口支店）。この融資の対象となった物件は、2013年3月に稟議が申請されたが審査部に否決された物件であったが、翌月に債務者を変えて再度稟議が申請され、最終的に実行された。
2013年4月1日	上記の大宮支店のセンター長が横浜東口支店支店長に就任
2013年10月	アパートローン、汎用フリーローン（収益不動産）等の資産形成ローンについて、定期的な物件調査が開始される（詳細は後述）。
2013年10月16日	スマートライフが土地を購入して最初からシェアハウス用の建物として建設し、「寄宿舍」として建築確認も取得するという方法でシェアハウスを設営することとし、このような形で行われたシェアハウス案件の第1号が承認された。
2013年11月1日	不動産担保再評価事務について、一部地域（1都6県）分を外部評価会社へ委託することで、取扱件数の増加に対し迅速な対応を図る旨が決定される。
2013年11月15日	PA1のデット商法による集団訴訟を受けて、チャンネルの管理を厳格化する目的で、チャンネルPRMへの情報登録ルールが定められる。

⁶ 本頁以降の事実経過の概要表は、第三者委員会報告書18頁ないし25頁に記載された表を基に、当委員会で適宜加筆等を行ったものである。

2014年2月1日	B社(チャンネル)について、A保険会社(以下「A保険」という。)から営業企画に対し、団体信用生命保険(以下「団信」という。)の診断書偽造について外部通報がなされ、調査の結果、同社社員による偽造が確認される。
2014年4月	二子玉川支店でシェアハウスの第1号案件が実行される。
2014年4月17日	信用リスク委員会において、2013年10月から2014年3月までに実施された物件調査の結果が報告される(詳細は後述)。
2014年4月25日	経営会議において、信用リスク委員会からの報告事項として、4月17日の同委員会資料が配布されるとともに、資産形成ローンについて入居率の定期的調査を実施することが報告される(詳細は後述)。
2014年5月	渋谷支店でシェアハウスの実質的な第1号案件が実行される。
2014年5月	麻生氏が喜之助氏に相談した上で、審査第二部の2名の部長の勤務地(1名はスルガ平、1名は東京)を入れ替える異動案を提示し、そのとおり異動がなされた。この時期の異動は、極めて異例のものであった。
2014年5月29日	カスタマーサポート本部長(当時は岡崎氏)から「資産形成ローン審査申請時送付書類の簡素化について」と題する通達が出され、自己資金確認資料等が審査に送付不要(所属長が確認する取扱い)となる。
2014年6月	二子玉川支店でサクトのシェアハウス案件の取扱いが開始される。
2014年8月1日	D社(チャンネル)について、A保険から営業企画に対し、団信の診断書偽造について外部通報がなされ、調査の結果、同社社員による偽造が確認される。
2014年9月1日	E社(チャンネル)について、A保険から営業企画に対し、団信の診断書偽造について外部通報がなされ、調査の結果、同社を紹介した不動産仲介業者による偽造が確認される。
2014年12月	川崎支店でシェアハウスの第1号案件が実行される。
2014年12月1日	F社(チャンネル)について、A保険から営業企画に対し、団信の診断書偽造について外部通報がなされ、調査の結果、同社社員による偽造が確認される。
2015年1月16日	経営会議で投資用マンション融資に係る集団訴訟について報告がされ、一部の案件で所得確認資料の偽装(以下、「偽装」又は「改ざん」という。)の疑いがある旨が報告される。白井氏が「当社社員が通帳や源泉徴収票のコピーを業者から受け取り現物を確認

	していないことが問題」とし、光喜氏も「資料が正しいものかどうかの確認義務は銀行にある。原本確認を怠っていることが問題」と主張したのに対して、審査担当の執行役員から現場では原本確認を実施しているとの反論がされる。また望月氏が「所得証明自体が偽装されているのであれば、銀行の善管注意義務は果たしているといえるのではないか」との発言もされ、確たる結論が出ずに終わる。
2015年2月3日	スマートライフについて不芳情報の通報が行われる（詳細は後述）。
2015年2月3日頃	スマートライフに関する不芳情報を聞いた喜之助氏が、審査部に対して口頭でスマートライフの取扱中止を指示（詳細は後述）
2015年2月6日	スルガ銀行東京ビルで「出口から見た気づき」の会議（喜之助氏が、貸出債権の管理を行う融資管理部から、出口から見た営業の軌道修正すべき点がないかの報告を求める会議）が実施される。その際、融資管理部が「出口から見た気づき」と題する資料を作成し、喜之助氏に交付した（詳細は後述）。
2015年3月	ゴールデンゲイン株式会社（以下「ゴールデンゲイン」という。）設立。渋谷支店でゴールデンゲインのシェアハウス案件の取扱いが開始される。
2015年4月	審査部内でシェアハウスの物件調査が開始される（詳細は後述）。
2015年5月	たまプラーザ支店でシェアハウスローンの第1号案件が実行される。
2015年5月8日	アマテラスについて不芳情報の通報が行われる（詳細は後述）。
同じ頃	審査部がアマテラスを取扱中止処分とする。
2015年5～6月頃	スマートライフのシェアハウス案件は横浜東口支店に集中させることとなり、融資額が増加（2016年3月の約61億円が最多）
2015年6月頃	審査部がシェアハウスの入居率の調査を行っており、入居状況の確認が困難であることが審査部内で共有され始める。
2015年7月1日	センター長会議で「収益案件増加策」が督促される。
2015年9月1日	センター長会議で有担保ローン1億円以上の案件についてはフリーローン（無担保ローン）1,000万円以上を総付けせよとの指示。「申告した数字には責任持て」との指示
2015年9月29日	審査部内で行われていたシェアハウスの物件調査の結果について、担当者から審査第二部長に電子メールで送付される（詳細は後述）。
2015年10月	収益不動産ローンについて、従来のアパートローンから分離独立する形で資産形成ローンとしての取扱いが開始される。

2015年10月5日	融資管理部が「出口から見た気づき」と題する資料を作成して、喜之助氏に交付。「設定家賃額の妥当性に十分な調査が必要（一棟収益）」等の記載がなされている。
2015年10月22日	カスタマーサポート本部長（当時は麻生氏）が「個人ローンビジネス新運用基準」を策定し、自己資金確認資料について、稟議申請段階ではヒアリングで可とし、実行前までに厳格に所属長責任において確認するとの運用に変更される。
2015年11月30日	センター長会議で地域相場とレントロールが乖離しているケースが多いとの指摘がされる。
2016年1月7日	信用リスク委員会で、シェアハウスの物件調査において、「目視での入居状況の詳細確認が困難であったため、現地では事業の稼働状況のみ確認し、合わせて口座へのサブリース料の振込金額を確認することで対応している」と報告される（詳細は後述）。
2016年1月15日	経営会議において、上記の信用リスク委員会における資料と同一の資料が配布され、物件調査結果に関する報告がなされる（詳細は後述）。
2016年1月22日	融資管理部が「出口から見た検討事項」と題する資料を作成し、喜之助氏に交付。一棟収益の物件評価につき、「実査の度に感ずること⇒近隣物件に比較し2割程度高い」等の記載がなされている。
2016年3月	FACTA オンラインに「かぼちやの馬車スマートライフの裏側」と題する記事が掲載される。この報告を受けた岡崎氏は、スルガ銀行はスマートライフとの取引も無く、与信も無いことから、重要な情報とは考えず、誹謗中傷の一種との認識から対応は不要と判断する。
2016年4月7日	CPC 会議で「シェアハウスについて133件調査実施、女性限定のため詳細な入居状況確認は困難、よって物件調査では稼働状況調査に留め、全物件について毎月CRMでの賃料の入金状況を確認している」との報告がされる。
2016年4月18日	融資管理部が「出口から見た気づき」と題する資料を作成。「シェアハウス案件の動向」について「今後調査予定」と記載されている。
2016年4月22日	経営会議において、シェアハウスは入居状況確認が不可能であるため、入居者の有無のみ確認し、あわせてサブリース料の支払いを確認した旨の報告がなされる。
2016年5月27日	シェアハウス会議開催。麻生氏は営業本部、シェアハウスを主に取り扱う営業店の所属長、審査部のメンバーを東京ビルに集め

	て、シェアハウスの取扱いに関する方向性の協議を行った。（詳細は後述）
2016年7月	喜之助氏死去
2016年8月5日	経営会議において、シェアハウスについて目視による入居状況確認が困難であるため、物件調査は稼働状況の確認に留め、賃料の入金状況を確認する旨が報告される。
2016年9月2日	センター長会議で「業績が危機的な状況」「パーソナル・バンクが風邪を引くと銀行全体が死亡する」と危機感を煽る議論がされる。また再評価をしたにもかかわらず実行に至らない案件は非効率であるとの指摘もされる。
2016年10月12日	H社（チャンネル）について、お客さま相談センターに売買契約後に値引きの覚書を作成している等の外部通報が入り、調査の結果、このような覚書が作成されていた事実が確認される。
2016年11月9日	経営会議において、シェアハウスについては建物完成を主眼として建設工事進捗状況の管理を強化している旨の報告がなされる。
2016年12月2日	審査部内の物件調査ミーティングにおいて、シェアハウスの業者別件数やブランド別の件数、入居率等が報告される（詳細は後述）。
2017年2月1日	I社（チャンネル）について、保険会社から営業企画に対して、団信の診断書偽造に関する外部通報がなされ、調査の結果、同社社員による偽造が確認される。
2017年2月23日	サクトが租税債務滞納により差押えを受ける。その後、保証賃料の支払を停止する。
2017年3月1日	J社（チャンネル）について、保険会社から営業店に対して、団信の診断書偽造に関する外部通報がなされ、調査の結果、同社社員による偽造が確認される。
2017年4月6日	信用リスク委員会にてサクト問題が取り上げられるが方針決定はペンディングとなる。
2017年4月12日	スマートライフの社長が前横浜東口支店の所属長（当時は首都圏営業部の副部長）に対し、スマートライフのオーナーについて、スルガ銀行からの借入れの金利を3%に引き下げても、ようやく逆ざやが解消できる（それでも人件費や広告費を踏まえるとスマートライフとしては赤字が解消できない）と告げる。
2017年4月13日	サクト問題に対応するための取締役らによる会議（通称「サクト会議」）の第1回が開催される（詳細は後述）。
2017年4月19日	第2回サクト会議が開催される。サクトについて信用調査すべきだった旨の指摘がされる（詳細は後述）。

2017年4月21日	経営会議でサクトについての出口戦略が報告される。
2017年5月	シェアハウスローンについての全件調査が行われる。
2017年5月18日	審査部内の物件調査ミーティングにおいて、シェアハウスの物件調査結果に基づく報告がなされる。シェアハウスの総件数のうちスマートライフ案件の割合は61.4%、シェアハウス取扱チャネルのうちスマートライフ案件を取り扱っているチャネルの割合は76.1%等の報告がなされる。
2017年5月26日	スルガ銀行内の会議（事業方向性ミーティング）で、延滞の多く出ている管理会社が関与する債権の担保物件調査を賃貸仲介大手の会社に調査してもらったところ、半分以上がDランクという非常に悪い評価であったことが報告される。
2017年5月31日	第3回サクト会議が開催される。シェアハウスの取扱いについては与信集中リスクも考慮しながら今後の方針を決めるべきといった意見が出るが結論は出ずに終わる（詳細は後述）。
2017年6月1日	執行会議でサクトの出口戦略について中間報告。サクトが自転車操業であったことが報告される。
2017年6月19日	審査部から麻生氏及び首都圏営業部の副部長に対して、入居がない懸念があるシェアハウスのリスト（191件）を送付
2017年6月19日	センター長会議で、「問題なのは物件価格を過剰に上乘せしたり、実態と乖離した想定家賃を提示してきたり、物件管理をしないなどの悪徳な業者」「悪質ならば排除するという毅然とした態度を取ればよい」といった議論がされる
2017年7月5日	第4回サクト会議が開催される。会議の冒頭に白井氏から光喜氏からの伝言として「営業部隊や審査部などの一部部署の責任を追及する会議でなく、シェアハウスは経営判断で決定して推進してきた事案である。」という言葉が紹介される。サクト事案については顧客動向を把握するための積極的なコンタクトを図ることとし、またシェアハウスの実行額は毎月50億円前後であるが、今後は10億円レベルにする方向性で検討するという対応策案が提案される（詳細は後述）。
2017年7月中旬	株式会社ガヤルド（以下「ガヤルド」という。）（チャネル）の取扱案件で、スルガ銀行から建物着工資金の融資が行われたにもかかわらず、建築工事が途上のままでストップするという事案が発生する。
2017年7月28日	スマートライフが新スポンサーから出資を受ける
2017年8月4日	経営会議で、資産形成用不動産の定期的調査の結果が報告されるとともに、不芳情報に関する調査結果について報告。またゲスト

	ハウス（簡易宿所）向け融資のリスク検討も行われる。
2017年9月21日	ガヤルドの不芳情報（融資申込み時の通帳の改ざん）に関する外部通報が外部機関にあり、同機関からお客さま相談センターに報告される。
2017年9月21日	信用リスク委員会でゲストハウス向け融資の取扱いについて、審査部より想定される各種リスク要因とそれに対する審査の方向性が説明される。結論として再度検討の上で経営会議に諮ることとされる。
2017年9月23日	経営会議でゲストハウス向け融資の取扱いについて審議がされるが結論出ず。
2017年10月1日	スマートライフが商号をスマートデイズに変更
2017年10月12日	信用リスク委員会において、サクトならびにガヤルド関連事案の債務者状況について説明がされるとともに、ゲストハウス向け融資の取扱い方針ならびに収益物件全体に適用するルール等が議論されるが、一部については持ち越しとなる
2017年10月19日	経営会議において、サクト、ガヤルド関連事案の債務者状況及び簡易宿所向け融資の取扱いについて報告される。簡易宿所向け融資については、10月12日開催の信用リスク委員会で結論が出なかった点について審議された。議事録上、光喜氏より、「資金繰りを調査したうえで、業歴5年以上、建物完成時一括実行、取扱い額の上限を100億円とする」との指示がなされ、柳沢氏より、「管理会社の集中リスクも管理していく」との説明が加えられた。
2017年10月19日	取締役会において収益不動産ローン事案に関する事項が報告されるが、詳細までは報告されなかった。
2017年10月26日	スマートデイズが顧客に対して保証賃料の減額を通知する
2017年10月30日	スマートデイズの社長から横浜東口支店の所属長に対し、新スポンサーの取引銀行から新スポンサーに送付された期限の利益喪失事由の発生通知が転送される。
2017年10月31日	シェアハウス・簡易宿所の取扱いに関する社内会議 ⁷ が開催される。麻生氏が2017年10月19日の経営会議の決定事項の再協議を要求。白井氏から、申請中の24案件（融資額39億円）について、「通常の審査方法に加えて、審査結果をこの場に出席している専務以上に回すことにするよう。その上で融資申込みの可否を判断する。」との指示が出される。
2017年10月31日	麻生氏が上記のスマートデイズの取引銀行と電話で会話し、スマ

⁷ 出席者は、米山氏、白井氏、望月氏、岡崎氏、柳沢氏、麻生氏ほか。

	ートデイズの銀行口座の凍結が解除される。
2017年11月9日	経営会議が開催されたものの、シェアハウスについて特段の審議がされずに終わる。
2017年11月30日	ゴールドンゲインが顧客に対しサブリース契約の解除を通知する。
2017年12月4日	センター長会議で、スルガ銀行が「偽造など散々チャネルに騙された経験がある」「(2008年より前の) 当時から実は所得が偽装されていた、資産が実はなかった等の事案はあったが、問題なのはPAから一棟収益へ大型ローンになったにもかかわらず同じノウハウでここまで来てしまったことにある」「疎明資料が調っているから問題なしとするのは怠慢」「銀行員としてアパート経営という事業の継続性を検討するという作業、視点がなければならない」「近年発生した問題の多くは銀行員としての重要な能力が喪われていることが背景にある」といった問題点を自認。
2017年12月5日	執行会議でシェアハウスローンについては、10月ならびに11月の取扱いを最後に全社レベルで終息することが決定される。また、簡易宿所向け融資の方針等については、「現行の運用実績を検証したうえで慎重に検討していく」とされる。さらに、SSP会議の廃止が決定される。
2017年12月19日	経営会議において、シェアハウス・簡易宿所等について、債務者への賃料支払いが低下して来ており、債務者よりレートダウンの申出が増加していることが報告される。さらにシェアハウスローンについて対応チームの組成が決定される。
2017年12月28日	ゴールドンゲインが、顧客に対しサブリース家賃支払を停止。
2018年1月12日	スマートデイズの社長が交代する。
2018年1月12日	スマートデイズの新社長がスルガ銀行を訪れ、2018年1月分のサブリース賃料については全オーナーに対し家賃保証分の支払いをしないほか、2月、3月の支払いは何も決まっていない旨を伝達する。
2018年1月16日	経営会議にて危機管理委員会の設置を決定
2018年1月17日	スマートデイズがオーナー向け説明会を開催
2018年3月期	シェアハウスローンに関して、2018年3月期に、42,049百万円の貸倒引当金を計上。また、シェアハウス以外の投資用不動産関連融資についても、関係する不動産業者等の属性や長期サブリースなど、シェアハウスローンと類似のリスクがあることから、16,226百万円(推計)の貸倒引当金を計上。
2018年5月15日	スマートデイズについて破産手続開始決定

2018年5月15日	第三者委員会が設置される。
2018年5月22日	ゴールドエンゲインについて破産手続開始決定

(2) 重要な事実

事実経過の中で特に重要な事実として、以下の事実が挙げられる。

ア 外部通報

スルガ銀行には、お客さま相談センターやカスタマーサポート本部（営業企画部）に対し、顧客からの苦情やチャネルの不芳情報等の外部通報が多数なされているが、そのうち重要性の高い外部通報情報としては、以下のものが挙げられる。

(ア) 団信の診断書偽造

2014年2月1日にB社、同年8月1日にD社、同年9月1日にE社、同年12月1日にF社について、いずれも保険会社から営業企画部に対し、団信の診断書が偽造されている旨の外部通報がなされており、行内調査の結果、いずれのチャネルについても、診断書の偽造が確認されている。

この4社の通報については、審査管掌取締役やコンプライアンス管掌取締役まで報告がなされ、経営会議でも報告がなされている。2015年1月16日の経営会議では、これらの診断書偽造案件を踏まえ、団信に関する業務手続の改訂が審議されている。

さらにその後、2017年2月1日にI社について、同年3月1日には株式会社J社について、同様に保険会社から団信の診断書の偽造に関する通報がなされ、いずれのチャネルについても、偽造が確認されている。このうちJ社の件については、当時の審査管掌取締役である八木氏まで報告がされている。

なお、前述のとおり、スルガ銀行において、外部通報がなされた場合に、いかなる情報を取締役に報告し、またいかなるルートで行内の情報共有を行うかについて定められていなかったため、一部の通報のみ取締役まで報告されたものである。

(イ) スマートライフに関する不芳情報

a 2015年2月の告発

2015年2月3日、スルガ銀行のお客さま相談センターに、スマートライフ及び同社の実質オーナーに関する不芳情報が届いた。

不芳情報の内容は、要旨、以下のとおりであった。

＜お取引先に関するご報告＞

- ①スルガ銀行の取引先である株式会社スマートライフの実質的経営者は下記のような略歴の者である。
 - ・住専に関連した詐欺での前科がある。
 - ・出所後は不動産業を始め数社の実質的オーナーとして経営したが、すべて会社を計画倒産させている。
 - ・元妻名義で法人を設立後、スマートライフに出資し、株主となっている。会社の決定権をすべて握っており、スルガ銀行の担当者とも直接やり取りしている。
- ②スマートライフの30年サブリース保証は家賃相場価格より倍以上の設定で収益シミュレーションを行い、高額の家賃ハウスを販売している。サブリースの支払いは現行家賃では回収できず、到底まかなえない状態。
- ③すでに業者に対する未払も多数発生しており、近々被害者の会を発足する予定。

上記情報は、お客さま相談センターから経営企画部に報告され、経営企画部は、当該情報を審査部と共有した。さらに、審査部長（当時は柳沢氏）は、外部調査機関の信用情報等を確認し、この告発内容には信憑性があると判断し、喜之助氏に報告を行った。

報告を受けた喜之助氏は、口頭で、審査部長（当時は柳沢氏）に対し、同社が関与する融資を取扱中止とする旨、及び営業部門と審査部にその旨を共有するよう指示した。

しかしながら、スマートライフ側は、2015年2月9日に、従業員の一人を代表者としてアマテラスを設立させ、アマテラスが持ち込んだ案件という形で、実質的にスマートライフが関与する案件が継続されることとなった。

なお、スマートライフは、当初東京シェアハウスという商号の段階で2013年3月22日にチャンネルPRMに登録されたが、その後スマートライフと商号を変更した際に、チャンネルPRM上で当該商号変更は反映されなかった。そのため、「スマートライフ」としては、チャンネルPRM上の登録がない状態であった。

b 2015年4月の告発

2015年4月15日には、上記の内部告発を行ったのと同じ人物が、外部機関に対し、同様の告発を行い、外部機関からお客さま相談センターに情報が報告された。もっとも、スルガ銀行では、既にアマテラスを用いた偽装工作が開始されており、スマートライフが表に出る取引は禁止することとしても融資の実行には影響が出ないようにしていたため、スマートライフの実質的オーナーとされる者個人については取引がないこと及びスルガ銀行にはスマートライフをチャンネル先とする融資持込案件はないものの、同社を請負業者とする新規案件については取扱いを中止した旨が報告され、特に問題視することはなかった。

c 2015年5月の告発

2015年5月8日に、スマートライフがアマテラスというダミー会社を設立して、同社を通じて取引を行っている旨の再度の情報提供が行われた。

この提供情報を重く見た審査部は、アマテラスについても、2015年5月13日に取扱中止とした。

d その後の対応

以上のような一連の告発により、これ以降のスマートライフ案件について、アマテラスではない不動産会社から持ち込む外形を作出しなければならないこととなった結果、横浜東口支店の所属長らは、様々な販売会社を表向きの持込業者とすることで対応することとし、スマートライフ案件の販売会社であった特定のチャンネルに、スマートライフの案件を様々な販売会社に振り分ける総代理店のような立場を担わせることとした。

このようにしてスマートライフによる迂回取引は継続し、スキームが安定化したこともあり、スマートライフ案件の融資は急増することとなった。

(ウ) その他の外部通報

以上のほか、お客さま相談センターには、2013年以降、書類の偽装・改ざんに係る通報が30件以上寄せられており、その一部について、実際に偽造等が確認されている。

具体的には、2014年5月27日のC社に関する外部機関経由の外部通報では、売買契約書・重要事項説明書等の偽造に関する外部通報がなされ、調査の結果、顧客が保有している売買契約書・重要事項説明書と銀行

提出版のものが相違していたことが確認されている。

2015年4月13日のG社に関する外部機関経由の外部通報では、融資契約後の売買代金の変更に関する外部通報がなされ、調査の結果、そのとおり的事実が確認されている。同事案については、経営企画部において外部機関宛の調査報告書が作成されており、同報告書は、経営企画部管掌取締役であった白井氏の確認を経た上で提出されている。

2016年10月12日には、H社について、お客さま相談センターに売買契約後に値引きの覚書を作成している等の外部通報が入り、このような覚書が作成されていた事実が確認された。同事案を受けて、2016年12月のコンプライアンス委員会において、コンプライアンス・チェックリストに偽造に関するチェック項目が追加されるなどの対応が採られ、また、2017年1月26日付で、経営会議メンバー（全社内取締役）に対し、詳細な資料とともに調査報告がなされている。

そのほか、2017年4月18日には、K社について、外部機関を経由してお客さま相談センターに対し、二重売買契約等に関する外部通報がなされ、調査の結果、同社社員による二重売買契約書作成が確認されている。

このように、書類偽装に関する外部通報のうち、実際に偽装が確認された案件も複数存在していたものの、基本的に、お客さま相談センターから経営企画部や審査部といった各担当部署に報告され、報告を受けた各担当部署がそれぞれ単独で対応していたことから、実際に偽装が確認されなかった情報はもとより、偽装が確認された通報であっても、すべての情報について、お客さま相談センターへのフィードバックや、経営会議や執行会議に報告されるわけではなかった。

イ 「出口から見た気づき」の会議

前述のとおり、スルガ銀行内では、2015年2月以降、喜之助氏の呼びかけにより、審査部融資管理部長や営業企画部長を交えて「出口から見た気づき」の会議が開催されていた。「出口から見た気づき」の会議の前身は途上管理回収会議であり、同会議は、もともと首都圏営業部での延滞増加に対処するためにスタートした会議であったが、これには、営業や融資審査の担当者が多数同席していたため、より少人数で忌憚のない意見を聴きたいという喜之助氏の意向を踏まえ、喜之助氏、融資管理部長、営業企画部長らの少人数で不定期に開催することになったのが、この「出口から見た気づき」の会議である。

「出口から見た気づき」の会議において、収益不動産ローン全般に認められる①返済原資の変動可能性、②担保評価の困難性・想定賃料の妥当性、③空室リスク、④家賃保証・サブリースの危険性等のリスクが繰り返し指摘されてい

る。また、⑤通帳等の自己資金確認資料の偽装の可能性・原本確認の徹底の必要性についても、繰り返し指摘されており、デフォルトに至った案件のほぼ全てについて、架空や偽造が認められた旨の指摘までなされている。

さらに、2016年4月18日の「出口から見た検討事項」と題する会議資料では、「シェアハウス案件の動向：(今後調査予定)」との記載があり、唯一シェアハウスのローンに関する記載がなされている。これは、当時、横浜東口支店で所属長が変わった直後から資産形成ローンの融資実行額が急激に伸びたことから、異常値として不審に思い、他の所属長等へのヒアリングを開始したところ、横浜東口支店で新たにシェアハウスのローンを推進しているとの情報を得て、今後の注視が必要と感じ、上記のとおり記載したとのことである。

このように、融資管理部においては、2015年の時点で、収益不動産ローンのリスク特性について相当具体的に把握しており、かつ、2016年4月には、シェアハウスのローンの急激な伸びについても、調査が必要であると判断していた。

本来であれば、「出口から見た気づき」の会議で認識された審査の問題点を踏まえ、必要に応じて、融資基準や審査体制を改定すべきであるが、当該会議における問題意識は、審査部内でさえ共有されず、また審査管掌取締役や審査部長にも随時報告されていたわけではなく、一部の会議資料が会議開催と同じタイミングで、あるいは相当期間経過後にのみ共有されていたにとどまる。また、実際に収益不動産ローンについて、リスク特性を踏まえた見直し等が行われた形跡はほとんど見受けられない。

ウ 審査部による物件調査

スルガ銀行では、2013年10月から一棟収益不動産(資産形成ローン)の定期的調査が実施されている。この定期調査が実施された趣旨は、収益不動産ローンの実行比率の高まり及びポートフォリオ拡大に伴い、空室リスクの顕在化の予兆を早期に把握するとともに、実行後の物件管理を行うという点にあった。このように、少なくとも2013年10月時点で、スルガ銀行においては、収益不動産ローンにおける空室リスクの把握が与信管理上の重要事項であるとの認識を有していたのである。

物件調査開始当初は、新築物件が多いシェアハウスはまだ建設途中のものが多く、調査対象は既にある中古物件が中心であったが、2014年頃からシェアハウスの新築物件が急激に増え始め、シェアハウスのローンの実行額も急増していたことから、2015年4月頃以降、シェアハウスについての定期的調査も行われるようになった。特に審査部内では、2014年から2015年にかけての頃に、実際にどのような物件が建築され、入居状況がどの程度であるかを確認すべきとの声が大きくなり始めたとのことである。

その物件調査では、シェアハウスの入居状況については、外からカーテンで判断する方法などでしか確認することができず、入居率の把握が困難であるという事情が明らかとなるとともに、シェアハウスの現地を確認すると、ドアが養生されたままであるなど、一見して明らかに入居していない状況が多々見受けられたり、運営会社のウェブサイトを見て募集状況を確認すると空室が多く存在するなど、空室リスクが顕在化していること（調査対象72件のうち、約60件のシェアハウスは入居率が50%程度にとどまると推測され、その他12件についても満室が3件、未入居と問題あり先が9件）が判明している。

この調査結果資料は、物件調査の担当者から、審査第二部長に2015年9月29日、電子メールで送付されているが、審査管掌取締役や審査部長に共有された証拠はなく、むしろ物件調査結果を報告する審査部内の定例ミーティング（「物件調査ミーティング」）用の資料では、シェアハウスについては入居状況の確認が困難であることが記載されるにとどまり、上記の原資料の内容は記載されていない。

なお、審査部内の物件調査ミーティングは、毎月1回の頻度で開催されており、これには、八木氏及び柳沢氏も出席していた。

物件調査ミーティングでは、毎月の物件調査結果に基づき、各地域における収益不動産の入居率、前回調査からの増減率、全国平均入居率との比較、収益状況等が纏められた資料が配布されていた。

このうち、シェアハウスに関する記載としては、以下のものが挙げられる。

まず、2016年12月2日の物件調査ミーティングでは、シェアハウス全体の件数、入居率等が報告されるとともに、振込元の業者別の件数及び入居率や、シェアハウスのブランド別の件数等が報告されている。それによると、シェアハウス全体337件のうち、「かぼちやの馬車」ブランドが205件・61%を占めていることが記載されており、また、振込元業者別の取扱件数では、スマートライフが飛び抜けて多い状況（スマートライフが99件、二位の業者が37件、三位の業者が23件）であった。さらに、シェアハウス全体の入居率は平均48.5%とされていた（スマートライフの入居率は平均68.2%）。

次に、2017年5月18日の物件調査ミーティングでも、シェアハウスの物件調査に基づく報告がなされているが、ここでは、すべての調査結果項目において、スマートライフ案件の割合が記載されていた。すなわち、調査件数942件中スマートライフ割合が578件・61.4%、取扱チャネル数88社中スマートライフ取扱が67社・76.1%、などと記載されており、また、チャネル別件数についても、当該チャネルの案件総数及びそのうちスマートライフ案件の件数・割合が記載されていた。

このように、少なくとも2013年10月時点において、行内全体で収益不

動産ローンにおける空室リスクの把握が重要な問題であると認識され、また、審査部内では、2015年の段階で、シェアハウスの空室リスクが顕在化していることを具体的に把握していたが、審査部が把握した情報は、管掌取締役や他の取締役はおろか、審査部内でさえ共有されていなかった。さらに、審査部内では、少なくとも2016年12月時点で、シェアハウスの中でスマートライフ案件が大きな割合を占めていたことを認識していたが、この点について、経営会議等に報告されることはなかった。

エ 信用リスク委員会における報告

2014年4月17日の信用リスク委員会⁸では、柳沢氏(当時は執行役員)から、2013年10月から2014年3月までに実施された物件調査の結果が報告された。報告資料によれば、当該時点において対象商品とされたのは、「アパートローン、汎用フリーローン、プレミアムアセットプラン2、マンションビルプラン」であり、シェアハウスは記載されていない。

次に、2016年1月7日の信用リスク委員会⁹では、議事録上、柳沢氏(当時は執行役員審査部長)から、「資産形成用不動産の定期的調査について」という議題で、「シェアハウスについては、入居者女性限定、オートロック、カーテン備付、戸別電気料金メーター無し、ポストは合同ポストであるなどの要因により、目視での入居状況の詳細確認が困難であったため、現地では事業の稼働状況のみ確認し、合わせて口座へのサブリース料の振込金額を確認することで対応している。」との説明がなされ、配付資料にもこれと同様の記載がなされており、委員会内で当該議題について「検討・審議を行った」とされている。

オ 経営会議における報告

2014年4月25日付経営会議¹⁰において、信用リスク委員会からの報告事項として、上記エで述べた同月17日の信用リスク委員会で報告された資産形成ローンの定期的物件調査の件を含めた11件の報告事項が、資料とともに、まとめて報告された。当該報告の際に配付された資料は、信用リスク委員会での資料と同様であり、定期的物件調査の対象商品として、「アパートローン、汎用フリーローン、プレミアムアセットプラン2、マンションビルプラン」が記載されていた。

⁸ 出席者は、喜之助氏、柳沢氏ほか。

⁹ 出席者は、喜之助氏、柳沢氏、岡崎氏、八木氏ほか。

¹⁰ 出席者は、光喜氏、喜之助氏、白井氏、望月氏、八木氏、岡崎氏、常勤監査役2名ほか。

次に、2016年1月15日付経営会議¹¹においても、同月7日の信用リスク委員会での配布資料と同様の資料が配布され、議事録上、八木氏から、資産形成用不動産の定期調査について、「資産形成用不動産の平均入居率は90.3%であり、日本最大級の不動産・住宅情報サイト R 社の全国入居率81.0%を上回っている。前回の調査と比較して、入居率が大きく低下した地域はなく、総じて管理状況は良好であり、清掃や修繕も適切に行なわれていた」との報告がされている。但し、配布資料には、同月7日の信用リスク委員会での配付資料と同じく、「シェアハウスについては、目視での入居状況の詳細確認が困難であったため、現地では事業の稼働状況のみ確認し、合わせて口座へのサブリース料の振込金額を確認することで対応中」との記載がなされている。

これに続き、同年4月22日付、同年8月5日付及び同年11月9日付の各経営会議において、投資用不動産の物件調査に関する報告がなされており、その配付資料上は、同年4月22日付経営会議¹²において、「シェアハウスについては、現在までに133件調査実施したが、・・・入居状況確認が不可能なため入居者有無のみ確認し、合わせて口座へのサブリース料の振込にて確認」、8月5日付経営会議¹³において、「シェアハウスについては現在までに152件の調査を実施」、「目視による詳細入居状況確認が困難なため、物件調査は稼働状況の確認に留め、全物件について毎月 CRM で賃料の入金状況を確認している」、11月9日付経営会議¹⁴において、「シェアハウスについては、建物の完成を主眼として建設工事進捗状況の管理を強化している」旨が、それぞれの会議における配付資料で繰り返し指摘されている。他の種類の資産形成ローンにおいては、このような入居率の確認が困難であるといった指摘は一切ない。

これらの経営会議後も、出席取締役を含め、スルガ銀行内では、入居率を把握するための方策は採られていなかった。

カ シェアハウス会議

2016年5月27日に、麻生氏は営業本部（首都圏営業部長ら）、シェアハウスを主に扱う営業店の所属長（渋谷・二子玉川・横浜東口）、審査部のメンバーを東京ビルに集めて、シェアハウスの取扱いに関する方向性の協議（「シェアハウス会議」と呼ばれる。）を行った。

この会議では、シェアハウスのリスクについて、以下のとおり指摘・

¹¹ 出席者は、光喜氏、喜之助氏、白井氏、望月氏、岡崎氏、八木氏、麻生氏、常勤監査役2名ほか。

¹² 出席者は、光喜氏、喜之助氏、白井氏、望月氏、岡崎氏、八木氏、麻生氏、常勤監査役2名ほか。

¹³ 出席者は、光喜氏、白井氏、望月氏、岡崎氏、八木氏、有國氏、麻生氏、常勤監査役2名ほか。

¹⁴ 出席者は、光喜氏、米山氏、白井氏、望月氏、岡崎氏、八木氏、有國氏、麻生氏、常勤監査役2名ほか。

分析されている。

■木造投資物件のリスクについて

- ・融資期間が取れない・陳腐化しやすいため出口戦略が描けない（処分時セカンダリーにローンが付きにくい）

■投資地域のリスクについて

- ・郊外：建設余地があり競合物件が出現しやすい。現在の家賃、利回りがあてにならない。
- ・都市部：建設余地が少ないため現状家賃、利回りが増えにくいので当てにならない。

■無制限にシェアハウスを取り扱うリスクについて

- ・新築・木造物件でも収益還元法での物件評価ができるため、逆算して家賃を決める動きが出てきている。
- ・アパートローンと違い、シェアハウスのみ建設・入居前であるにも関わらず入居見込家賃をベースに評価計算をして良しとしたため、価格を釣り上げる目的で見込家賃を周辺の同等物件と比較して高額に設定するケースがある。
- ・本来建築費は人件費・材料費から推定できるが、シェアハウスに関しては上記経緯から上乗せの幅が大きい。その結果、物件価格は同条件の物件と比べて高額になる上、家賃面での競争力がなく、当然ながら空室リスクも高くなる。
- ・チャンネルが入居まで家賃保証をすと言われ購入を決意した債務者もいると思うが、本当に家賃保証できる財務体質ではないところでも家賃保証を宣言する場合があります、注意が必要なのだが、オーナーはそのリスクを承知していないのではないか。オーナーに相場観があるのか。保証が空手形で終わった場合、そのリスクは債務者・銀行が負うことになってしまう。
- ・チャンネルに裏切られ債務を背負って追い詰められた債務者は融資をした銀行にも責任があると訴えてくることもある。その際に周辺の物件と比較して異常に高い評価をしたうえで融資している、異常に高い家賃を想定しているなど、銀行の融資姿勢が疑われる余地があるのは非常に良くない。
- ・積算評価以上に物件価格を高く設定した分だけストレートにチャンネルの利益になったり、家賃保証の原資になるなどしている。内部留保の少ないチャンネルが次から次へと自転車操業的に家賃保証の原資を集め、使って、としているのではないか。チェーンが一度外れればこけてしまう。

以上のようなリスクの指摘に対し、同会議では、「属性、地域を絞る。新築アパートが建たない地域など、立地、価格を間違えなければ出口戦略はある。」「シェアハウス取扱いは無くすのではなく絞るべき」、「駐車・駐輪スペースは無いので、郊外ではなく必然的に都心駅近が望ましい立地となる。

利便性を考えれば東京23区に限定するべきではないか」といった議論がなされ、その結果、東京22区（江戸川区を除く）については現状の家賃や利回りが変化しにくいので、未入居でも見込家賃で評価して良いという現状が追認される一方で、無制限にシェアハウスを取り扱うことのリスクを踏まえ、シェアハウスの取扱いを絞る方向となり、下記のような取扱いが決定された。

<取扱い新ルール>（抜粋）

■取扱い地域の限定・評価方法

- ・原則東京23区（江戸川区を除く）に限定。
- ・上記地域ならば利回り評価を実施しても積算評価と乖離は出にくいので利回り評価を上限として採用する。
- ・レートは3.5%を下限とする。

■22区以外は積算評価を基準として実需に準ずる取扱いとする。

- ・土地の価格は周辺地域の流通価格をベースに考える。価格に妥当性（近隣同等物件の流通価格と乖離が少ない）があれば家賃も妥当で空室率も低く収支マイナスはないだろう

■新規チャネルについて

- ・現行のシェアハウスチャネルには入居者の審査、管理能力があり、家賃保証が可能などところだが、昨今新規チャネルに参入している業者はそれだけの力がないところが多く、過当競争によるチャネルの質悪化、債権保全上の問題発生を防ぐため、新規取扱いは行わない。

このように、2016年5月の時点で、営業及び審査では、シェアハウスローンのリスクを認識、共有していた。

キ サクト会議

（ア）サクト会議開催の背景

2017年2月に、シェアハウス運営会社であるサクトが、国税の差押えを受け、実質的に破綻に至った。

営業本部（麻生氏）は、同年3月7日にはシェアハウス全体の融資残高が1,528億円（1,283件）に上ること、その支店別、チャネル別の内訳などの情報を整理して認識しており、サクトの破綻により、同様のリスクが及ぶ範囲を確認していた¹⁵。

¹⁵ 但し、営業本部は、その後もシェアハウスローンを強力に推進している（例えば、同年5月25日の

また、同年4月12日に、当時の首都圏営業部の副部長は、スマートライフの代表取締役とのメールのやり取りで、スルガ銀行が金利を4.5%・3.5%から3%まで下げて、同様にスマートライフのサブリース賃料も下がったとしても、粗利益ベースで収支とんとんで毎月人件費等の支出で1億3,000万円ほどが赤字になるという試算を伝えられており、このままでは、スマートライフの破綻も時間の問題であると認識していたものと思われる。

さらに、この間、特定のチャネルによる書類改ざんや二重売買等の外部通報が相次いでいた。

このような中、同年4月6日の信用リスク委員会では、初めてサクト問題について報告がなされたが、そこでの麻生氏による報告は、サクトの破綻はサクト固有の事情であり、シェアハウスの需要は非常に見込めるため、債務者からの要望に対しては管理会社を変更すれば良い、といった趣旨の報告であった。しかも、スルガ銀行が紹介する管理会社は、シェアハウスの取扱いが豊富なスマートライフとする旨の報告がなされている。

以上のような背景の中、サクトに関して不安を持った白井氏の要請により、サクトの破綻により生じる問題について議論する目的で、同年4月13日に、第1回サクト会議が開催されることとなった。

(イ) 第1回サクト会議

第1回サクト会議における麻生氏からの説明は、サクトの破綻は募集能力がなかったことやリゾートマンションの販売不振によるもので、スマートライフは運営ノウハウがあるから問題ないということであった。麻生氏からは、サクトからスマートライフに管理会社を変更する提案がなされる等、喜之助氏の指示に反する発言、議論がなされた。

社長（当時は米山氏）からは、入居状況の調査と管理会社の紹介が法的に問題ないかの確認をせよとの指示が出され、入居状況の調査が行われた。

(ウ) 第2回サクト会議

同年4月19日には第2回サクト会議が開催され、弁護士からのサクトの信用調査をすべきだったとの意見が紹介されるとともに、財務担当役員であった望月氏からはチャネル別等の視点で全体のポートフォリオを見るべき等の指摘がなされた。米山氏からスマートライフについて良くない情報もあれば上場との説明もあるので情報収集して報告せよとの指示がなさ

執行会議でも取り組みを強化すると指示している。)

れた。

(エ) 第3回サクト会議

同年5月31日に第3回サクト会議が開催され、麻生氏からは、サクト問題について、L社への管理の方向性について説明がなされた。米山氏からは他の業者は大丈夫かリスクを見るように指示がなされた。

(オ) 第4回サクト会議

同年7月5日の第4回サクト会議では、審査部から、「シェアハウスの疑問点」という資料が提出された。同資料には、

- ・ 現地訪問による目視調査において、外見上は全空と思われる物件が（942物件中）191物件→外形上は全空と思われる物件に対し、取扱店からは70～80%程度の入居がなされている報告もあり。
- ・ 稟議上では、管理会社あるいはサブリース会社が、スマートライフまたはアマテラスの合計で187物件のところ、スマートライフのブランドである「かぼちゃの馬車」等と表示されている物件が535件あり、また、ポストに「管理会社 スマートライフ」と表示されている物件が325件と大幅に乖離している。
- ・ 特に、稟議申請時の管理会社が「P社」となっている案件は、取扱件数・金額とも多い中で、物件管理のほとんどがスマートライフとなっている。
- ・ 他にも、結果として、取扱案件のほぼ全てが、管理会社はスマートライフとなっている業者が散見される。
- ・ 稟議申請時あるいは入居状況報告の賃料と、ネットでの募集賃料が乖離している。
- ・ シェアハウスの融資残高は、2017年3月末時点で1086億円あり、そのうちスマートライフのブランド名が表示されている物件は618億円と同社への依存度が非常に高い。

との記載がある。

P社の実態がスマートライフではないかとの指摘について、首都圏営業部副部長からスマートライフのダミー会社であることを意味する「迂回です。」との発言がなされ、麻生氏が慌てて制止しようとしたことや、麻生氏がドアに保護材がついていることについて「住人が変わったらドアを変えるからだ」と説明したことなどから（鍵を変えることはあってもドアを変えるとは思われない。）、これはおかしいという認識・雰囲気となった。米山氏からは、フェードアウトすべきとの発言もなされた。

これ以降、サクト会議は開催されていないが、白井氏によれば、もともと非公式の情報収集の会議であり、早急に執行会議や経営会議による審議に移行するためとのことである。しかし、そのような会議は開催されることはなかった。

3 シェアハウスのリスクについて

シェアハウスローンには、以下のようなリスクがあった。

(1) 他の収益不動産ローンと同様のリスク

- ① 返済期間が30～35年と長期間であり、現在の年収水準の維持は容易ではない（返済原資の変動可能性）。
- ② 空室リスクや、家賃下落リスクがある。
- ③ 収益還元法で担保評価を行っているため、賃料収入予測や利回りを甘く算出すれば、担保評価額が高くなり、回収漏れが生じるリスクが高まる。
- ④ 家賃保証・サブリースがある場合におけるリスク
 - ・サブリース料よりも実際の賃料収入が少ない可能性がある。
 - ・短期間で家賃保証が終了し又はサブリース会社が破綻すると、サブリース料と実際の賃料との乖離が顕在化する。
 - ・実際の賃料よりも高い保証賃料・サブリース料を基に収益還元法で担保評価を行うと、担保評価額が高くなる。
 - ・債務者が家賃保証に期待して資力に比べて過大な債務を負担する。
 - ・サブリース会社が物件の売却を優先して、債務者に対する不適切な勧誘、物件情報、収入・自己資金確認資料等の偽装を行うリスクがある。
 - ・特定のサブリース会社への集中によりポートフォリオの分散が図れない。

(2) シェアハウスローン特有のリスク

- ① 新しいビジネスであるため、想定入居率や想定賃料の基礎資料が乏しく、適切な予測が困難である。
- ② 一般的に新築物件であるため、過去の実績に基づいて賃料収入を予測することができない。
- ③ 建物が特殊な構造であり、担保不動産の処分時に価格が下落するリスクが高い。
- ④ 1部屋ごとに入居者がいる訳ではないため、建物外部（郵便受け、電気・ガスメーターの確認等）から入居率の検証が困難。

4 数多くの不適切又は不正な行為が発生し、これに起因してシェアハウスローンに関して多額の引当金が計上されたこと

本件一連の問題により、シェアハウスローンに関してスルガ銀行は多額の引当金を計上するという事態に陥った。これにより、スルガ銀行には、引当てに係る債権において貸倒れ等による損害が生じることが不可避な状況に至っている。

参考までに、スルガ銀行は、2018年3月期において、シェアハウスローンに関して、金420億4900万円の貸倒引当金を計上し、また、シェアハウス以外の投資用不動産関連融資についても、関係する不動産業者等の属性などシェアハウスローンと類似のリスクがあることから、金162億2600万円の貸倒引当金を計上している。

このような多額の引当金の計上という事態は、スルガ銀行において、以下に述べるとおり、数多くの不適切又は不正な行為が、複数の部署・役職員にまたがって発生したことに起因する。

(1) シェアハウスローンのリスク分析及びリスク顕在化後の適切な対応の欠如

ア 商品開発時のリスク分析の不存在

前述したとおり、スルガ銀行において、新商品を開発した際には、コンプライアンス規程に基づき、営業企画、審査企画、コンプライアンスなどの各部署による商品設計の評価が行われ、試験的な融資実行額の総枠が設定されるなど、厳しいチェックがなされていたが、シェアハウスローンについては、従前からあるアパートローンの1類型であると整理されて新商品として認識されなかったことから、独自のリスク分析が行われることなかった。その融資手続に関しても、当初はアパートローン事務取扱要領が、その後は資産形成ローン事務取扱要領が適用されていた。

しかしながら、シェアハウスローンには、上記のとおり、他の収益不動産ローンと同等のリスクがあるだけでなく、他の収益不動産ローンにはない特有のリスクが存在した。それゆえ、相続税対策で利用されているアパートローンの想定リスクとは全く性質が異なることは当然のことながら、他の収益不動産ローン・資産形成ローンとの比較においても、異なるリスク管理が必要な商品であった。したがって、シェアハウスローンをアパートローンや他の資産形成ローンの1種として取り扱うことは、リスク管理の面で極めて不相当であった。

特に、収益不動産ローンにおいて債務者の返済原資に直結する要素である建物入居率について、外部から確認が取れないという点(上記3(2)④)は、他の収益不動産ローンとシェアハウスローンとの大きな違いである。シェアハウ

スローンについて適切なリスク管理を行うためには、この問題点について、十分なケア（例えば、入居者との間の賃貸借契約書を定期的に徴求するなど）をしておくことが必須であったが、スルガ銀行は、このようなリスク分析を十分に行っていなかった。

なお、シェアハウスローンにサブリースが設定された場合、顧客、サブリース業者、入居者との間で転貸借関係が成立し、顧客は実際の入居者ではなくサブリース業者から賃料を収受することになるが、サブリース業者は入居者から収受する転借料をもって賃料の主たる支払原資とするのであるから、サブリースの有無にかかわらず、入居率の確認は極めて重要である。

イ リスク顕在化後の融資継続

また、前述のとおり、2015年2月以降の「出口から見た気づき」の会議において、収益不動産ローン全般にみられるリスクが指摘され、その後、2015年4月頃からのシェアハウスの物件調査により、入居率を外部から確認することができないことが判明するとともに、調査担当者が作成した資料によれば、調査対象72件の入居状況について、「明らかに満室」が3件、「明らかに未入居」が8件、「問題あり先」が1件、「他目視では入居率50%程が妥当と思える。」とされており、この時点で、審査部内では、シェアハウスローンの空室リスクが相当程度顕在化していたことが把握されていた。しかしながら、2016年1月7日の信用リスク委員会や同月15日の経営会議でも、シェアハウスについては、「目視での入居状況の詳細確認が困難であったため、現地では事業の稼働状況のみ確認し、合わせて口座へのサブリース料の振込金額を確認することで対応している」と報告するに留まり、入居状況の厳格な調査に代えて、サブリースの振込状況を確認することとされている。

さらに、2016年5月27日のシェアハウス会議では、シェアハウスローンに関するリスクが網羅的に指摘され、サブリース会社が自転車操業に陥るリスクまで指摘されていた。

このように、少なくとも2015年中頃の時点で、シェアハウスの入居率が芳しくなく空室リスクが重大であることが担当者レベルでは明らかとなり、また2016年5月のシェアハウス会議でシェアハウスローンのリスク特性がより鮮明に指摘されていたにもかかわらず、これらの情報が取締役にも共有されず、融資基準の厳格化やシェアハウスローンの取扱中止などの全社的な対応は採られなかった。

ウ 情報断絶によりリスク情報が共有できなかったこと

以上のような定期的な入居率の調査に加え、前述のとおり、スルガ銀行においては、出口から見た気づき会議、シェアハウス会議、物件調査ミーティングなど、個別の非公式会議等でシェアハウスローンのリスク情報が議論されていた

が、適切に取締役に共有されなかったため、全社的な対応が採られなかった。

エ 小括

このように、スルガ銀行では、シェアハウスの開発時における適切なリスク分析やリスク顕在化後の適切な対応を欠いたまま、融資が実行、継続された。

(2) 実質的な審査を欠いた融資の実行

ア 営業の審査に対する圧力

スルガ銀行において、審査部門は、営業部門から強い圧力を掛けられており、実質的な審査を行うことができない状況となっていた。

少なくとも審査担当者レベルにおいては、収益不動産ローンについて、ウェブサイトでの募集賃料とレントロール上の賃料との乖離や、自己資金確認資料の偽装の可能性に気づいており、また、シェアハウスローンについても、空室リスクやビジネスモデルへの懸念を2015年頃から認識し、さらに特定の不動産チャネルが特定の営業店との間での取扱件数を急激に伸ばしていることも、審査担当者は異常値として注視しており、加えて、不正行為を厭わない不良チャネルの存在も認識していた。

そのため、審査担当者から営業担当者に対し、資料偽装の疑義などについて指摘されていたが、営業担当者や所属長からの威圧的な反論がなされ、最終的には麻生氏が審査第二部長や審査部長に対して直接掛け合うことで、稟議を押し通していた。営業担当者や所属長らは、稟議書類の冒頭に「パーソナル・バンク協議済み」と書いて審査部に承認するようプレッシャーをかけていた。

なお、審査担当者が否定的な見解であったにもかかわらず、稟議が通された案件においては、審査担当者の一部は審査部限りでの記録として審査意見（「家賃設定に疑義あり」といったコメントが多い。）を残しており、その案件数は200件を超える。このような審査意見の存在について、審査管掌取締役は把握していたにもかかわらず、何らの対処も行わず、また他の取締役に共有することもなかった。

また、上記の個別与信の稟議手続のほか、融資基準の設定を検討する際、審査よりも営業企画や営業本部の意向が優先された事案が多々みられる。例えば、麻生氏と柳沢氏（当時は執行役員審査部長）の協議によって、担保評価額の120%程度までの融資が事実上許容されることになった件や、また審査送付書類の簡素化も、営業企画の要請によるものであった。また、「個人ローンビジネス新運用基準」という文書が2015年10月22日付で、カスタマーサポート本部長の名義で作成されているが、この中には、自己資金確認資料等について申請時点ではヒアリングで可とし、実行時までには所属長において確認するものとする旨の規定のほか、一部地域の金利の低下、一定基準を満たす債務者について

の融資上限額の増額など、融資基準についても緩和する方向で変更されており、営業企画が融資基準の設定を主導していたことを示す例といえる。2016年5月のシェアハウス会議でシェアハウスローンの取扱方針が決定されたのも、麻生氏の判断によるものであった。

イ 審査部の人事に対する営業の介入

さらには、収益不動産ローンの審査を主に担当する審査部審査第二（東京）の人事は、人事を管掌する経営企画部が存在するにも関わらず、ほぼ麻生氏が起案していた。これにより、審査部内には、麻生氏の直属の部下であった経歴を有する者が約半数を占め、またパーソナル・バンクに所属していた経歴を有する者は2015年4月1日以降60%~70%超（2018年4月1日では92.9%）の割合を占めていた。

また、2014年5月には、麻生氏の意向に基づき、審査部の意向確認なく、審査部審査第二部長の配置換えが行われており、このような時期の異動は、スルガ銀行において極めて異例であった。

ウ 上記問題の背景

このような営業の審査に対する過度なプレッシャーや、営業優位の体制が生じた背景には、スルガ銀行がもともと有していた営業優位の企業風土のほかに、営業担当者に対する過度な営業目標の設定といった営業のプレッシャーの問題や、麻生氏を頂点とするパーソナル・バンクに銀行全体の業績を依存し（パーソナル・バンクにおける融資実行額は、銀行全体の約80%、収益不動産ローンに限れば約95%であった。）、結果的にパーソナル・バンクの発言力・権限が増大することとなったといった問題があった。

エ 小括

以上のような営業から審査に対する圧力・介入の結果、最終的には営業側の意見が押し通されて融資実行されることが大半となり、資産形成ローンは2015年の取扱開始以降、2017年度上期に至るまで、半期毎の承認率の平均が常に99.0%を超えて推移するに至った（2017年度下期は、件数ベースで94.7%、金額ベースで95.0%に低下しているが、サクト問題への対応によるものと思料される。）。収益不動産ローン全般について見ても、2014年度下期以降は99%を超えて推移するようになっている。

(3) 業務フロー上の重大な問題点

ア 原本確認手続の不備

(ア) 融資実行までのフロー

スルガ銀行においては、融資手続一般に関し、信用リスク管理規程、融資事務手続等の各種規程が定められ、また、具体的な商品ごとに定められた事務取扱要領（プレミアムアセットプラン1事務取扱要領、汎用フリーローン事務取扱要領、資産形成ローン事務取扱要領等）が定められており、また、規程のほか、通達や事実上の運用ルールも存在した。

規程上の基本的な融資手続の流れは、以下のとおりである。

- ① 営業店にて顧客からの融資申込みを受け付け、その際には「融資申込書」を受け取る。
- ② 営業店にて、資金使途・返済財源・申込人資質について聴取・調査を行う。
- ③ 営業店担当者が申込人の法的資格・信用状態・融資条件の妥当性について調査・検討し、所定のシステムに登録し、役席者のチェックを受けた後、所属長に報告して店内協議を行う。
- ④ 申込案件について、承認・決裁を得るために、稟議手続にかけることとし、審査部に稟議書を送付する。
- ⑤ 審査部にて稟議決裁を行う（本部決裁）。
- ⑥ 審査部の稟議決裁後、決裁指令書により営業店にて融資を実行する。

(イ) 原本確認の不徹底

以上の融資手続の中で、スルガ銀行においては、原本を徴求しなければならない旨の明確な規程が存在していなかった。そのような中で、2014年5月29日、カスタマーサポート本部長（当時は岡崎氏）から「資産形成ローン申請時送付書類の簡素化について」と題する通達が発出され、自己資金確認資料等の審査第二部への送付が不要（営業店所属長の確認で足りる）とされた。さらに、2015年10月22日には、同じくカスタマーサポート本部長（当時は麻生氏）名義で、「個人ローンビジネス新運用基準」が定められ、自己資金の確認について、申請段階はヒアリングで可として、実行時まで所属長（センター長）において確認することとされ、自己資金の確認を営業担当者に委ねる方針が徹底された。このような通達・基準は、審査部に送付する資料を簡素化させることで、審査スピードや効率性をより向上させる趣旨であった。

このように、スルガ銀行においては、原本確認を営業現場（所属長）の責任で実施すべきものとされていたが、実際には、所属長は、多数の取扱案件すべてについて自ら原本確認を行うのは物理的に不可能である等の理由により、原本確認を自ら行っておらず、原本確認が徹底されていなかった。

スルガ銀行においては、相当以前から業者による書類偽装がなされ得るこ

とを認識しており¹⁶、また、2015年1月16日の経営会議において、投資用マンション融資に係る集団訴訟に関する報告がなされる中で、一部の案件で所得確認資料の偽装の疑いがある旨が報告されるとともに、白井氏からは「当社社員が通帳や源泉徴収票のコピーを業者から受け取り現物を確認していないことが問題」との発言があり、光喜氏からも「資料が正しいものかどうかの確認義務は銀行にある。原本確認を怠っていることが問題」との指摘がなされていたのであって、原本確認の必要性については、経営陣を含めた行内全体で認識がされていたものと思われるが、実際の現場では原本確認が徹底されなかった。

(ウ) 結果として発生した問題（偽装資料に基づく融資実行）

以上の原本確認を怠った結果、シェアハウスローンを含む収益不動産ローン全体で資料偽装が蔓延し、融資審査でそれを防ぐことができず、偽装された情報に基づく融資が実行されることとなった。

具体的な資料偽装の種類としては、以下のようなものが挙げられる。

① 債務者関係資料の偽装

・通帳その他の自己資金確認資料・収入関係資料の偽装

融資条件である売買価格の10%の自己資金を保有することや融資後の金融資産を保有していることを仮装すべく、預金通帳やネットバンキングの残高の偽装が行われた。

また、融資限度額（年間収入の40%を返済原資とみて算定）を超えた融資を可能とすべく、実際よりも債務者の収入が高いかのように見せかける目的で、収入関係資料（年収証明書、源泉徴収票等）の偽装も行われていた。

このような偽装は、本来、原本を徴求（ネットバンキングであれば、その場で残高画面を表示させる）すれば確実に見抜ける偽装工作であると思われるが、スルガ銀行では、原本を徴求しなければならない旨の明確な規程が存在しておらず、また、通達において原本確認責任を負うべき所属長は、自己資金確認資料の原本確認を徹底していなかった。

・その他の書類の偽装

以上のほか、団信の診断書等の偽造が確認されている。

② 物件関係資料の偽装

¹⁶ 麻生氏は、当委員会のヒアリングにおいて、「2000年の頃から、住宅ローンの書類やレントロールの偽装、本人なりすましなどの事件はあったので、業者から提出される偽装書類の排除がスルガ銀行の『永遠の課題』である」と述べている。

・ レントロール等の資料偽装

収益不動産ローンの融資基準では満室想定賃貸収入の70%を返済原資とみて融資限度額を算出することとされていたこと、また融資限度額は収益還元法による担保評価額によっても左右されることから、実際の賃料よりも高額な賃料を記載する等のレントロールの偽装が行われた（シェアハウスのような新築物件については、想定賃料を実勢価格と乖離した高額なものとする等）。同種の偽装としては、サブリース契約におけるサブリース金額の偽装も存在する。

また、物件購入後の事業計画（稼働率、運営委託費用、修繕費、保険料等を予測して、投資家のキャッシュフローが融資の返済を上回るか否かを検証するもの）等の資料についても、偽装の可能性があることが確認されている。

・ 入居状況の偽装

レントロール（実際には空室があるにもかかわらず満室を前提としたもの）の偽装工作を確実にするために、虚偽の賃貸借契約を作成する行為や、ウェブ上に掲載されている空室についての賃借人募集の情報を、業者に命じて取り下げさせる行為が行われた。

また、収益不動産ローンにおいては、融資の稟議申請を行う前に、物件の現地調査を営業本部の行員（1億円以上の物件であれば部長クラス、1億円未満の物件であれば所属長クラスが原則であった）が確認するルールとなっていたが、スルガ銀行の行員が、物件の調査者が現地に向かう前に、業者に対して調査者が現地に向かうタイミングを教えることがしばしば行われ、これにより、調査が行われる物件について、業者が（空室が少なく見えるように）カーテンを引くこと等の偽装工作を行うことが可能となっていた。

・ 違法建築の黙認

一部の案件では、売却困難となり得る違法建築物であることを承知で、この点について特段の検討なく融資を実行している形跡が認められた。

・ その他の書類の偽装

以上のほか、物件の検査済証や確認済証が疑われる案件が存在する。

③ 売買関連資料の偽装

・ 売買契約書の偽装（二重契約、減額覚書等）

スルガ銀行では、前述のとおり、収益不動産ローンの事実上の融資

基準として「自己資金10%ルール」が存在し、事実上、売買価格の90%が融資限度額とされていたところ、当該ルールを潜脱するために、スルガ銀行に提示される売買価格の約90%が実際の売買価格及び諸費用の合計額となるようにして、虚偽の価格を記載した売買契約書が提出されていた。同様の手法として、売買契約を高い価格で締結しておいて、後に減額の覚書を作成するという方法も存在する。

これらの方法により、スルガ銀行が融資できる売買価格の90%（本来の売買価格及び諸費用の合計額に相当する金額）の融資が引き出され、実質的に投資家が自己資金無しで不動産を購入することができる。

・手付金・中間金領収書の偽装

自己資金がない者について、通帳の代わりに、手付金等の領収証を偽装して、自己資金があったかのように見せることも行われていた。

イ 不良チャネルの情報管理・排除の不徹底

前述したとおり、スルガ銀行では、チャネルについて不芳情報をもたらされたなど一定の場合には、喜之助氏（存命時）の指示の下、審査部において、チャネルPRM上で当該チャネルを取引停止とする運用となっていた。

しかしながら、前述したように、スマートライフについては、2015年に不芳情報が届いたことから喜之助氏の指示で取引禁止とされたものの、同社はチャネルPRM上には登録されておらず、また、喜之助氏からの指示は口頭で審査部に対してなされたのみで、行内全体に、指示内容が明確な形で共有されることはなく、別会社による迂回取引が継続することとなった。審査担当者においても、スマートライフとの取引が実質的に継続されているのではないかと疑いが徐々に芽生えていったようであるが、営業担当者への指摘を十分には行うことができず、結果的に、スマートライフがサブリース会社となっているシェアハウスのローンが多数継続されることとなってしまった。

このように、スルガ銀行においては、不芳情報等のあった業者の取扱禁止について、行内で徹底できていなかった。

(4) 情報の断絶

以上の問題点について、スルガ銀行では、取締役会に対する報告はほとんどなされていなかった。

例えば、お客さま相談センターには、2013年以降30件以上に及ぶ書類偽装の外部通報がなされ、中には実際に偽装が確認された案件もあったにもか

かわらず、この情報が取締役会に報告されることはなかった上に、一部を除き、同センターの設置部署の管掌取締役に対してさえ、報告されていなかった¹⁷。

また、スマートライフやアマテラスの取扱禁止処分、各部門にて把握され始めたシェアハウスローンのリスク、審査の機能不全（営業による圧力）、原本確認の不徹底等の極めて重要な情報についても、取締役全体に共有されることはなく、また一部について把握した取締役はいるものの、その者から取締役会に報告されることもなかった。サクトの問題についても、すでに2017年2月に国税の差押えを受けて経営破綻状態となっていたが、業務執行者である取締役は誰もそのことについて適時に取締役会に報告しなかった。

取締役会に上程される情報は極めて形式的かつ表面的なものに留まり、また、各管掌取締役は、自らの管掌業務に関し、積極的に情報収集することも行っていなかった。

（5）コンプライアンス意識の欠如

ア 資料偽装への関与・黙認

パーソナル・バンクに所属する行員のうち、多くの者が偽装を黙認した融資業務を行うことに関与し、かつ、一部の者は自ら偽装に積極的に関与していた。

また、所属長においては、一部の者は自ら偽装に積極的に関与し、その他の者についても、少なくとも資料偽装のリスクがあること、また実際にパーソナル・バンク内で資料の偽装が多発していることを認識しながら原本確認を怠っていた。

パーソナル・バンクに所属していた執行役員（麻生氏を除く。）についても、偽装に積極的に関与した者、偽装を事実上黙認した者、偽装の存在を知りながらも自らが現認せずに済むようにしていた者のいずれかに該当していた。

イ 業者への審査条件の暴露

さらに、行員自ら、業者に銀行の審査条件（裏を返せば、どのような案件であれば審査が通るか）を暴露しているという行為が確認されている。これにより、業者は、審査条件から逆算し、融資額を引き出させるために別途売買契約書を作成し、あるいはレントロールを偽装することを容易に行うことができた。

¹⁷ 管掌取締役であった岡崎氏は、当委員会のヒアリングにおいて、「お客さま相談センターのセンター長の判断で審査や経営企画にまわっていたことは知らなかった。」「お客様相談センターから私のところまでまわってくる通報（経営会議への報告用にまとめられたもの）の中に深刻なものはないので『おかしいな。』とは思っていたが、来ない以上『そういうものはないんだろうな。』と思っていた。部下を信頼していたので『本当にこれだけなのか？』と聞いたことはない。」などと述べている。

ウ 内部通報等の機能不全

以上のような行員による不正行為について、コンプライアンス規程等に定められたコンプライアンス責任者による報告や、内部通報がなされることもなかった（パワハラ等の内部通報が年間数件程度なされたに過ぎなかった）。第三者委員会によるアンケートによれば、内部通報制度を利用しようと思ったが止めた者が198名（全社員3,595名）おり、そもそも内部通報制度自体が利用されていなかった。

加えて、コンプライアンス委員会で審議・策定されているコンプライアンス・チェックリスト（行員を対象としたコンプライアンスに関するアンケート調査）についても、その回答内容に、本件で発生した不正行為等に関するものは見当たらない。

（6）その他適切な信用リスク管理を欠いた行為

以上のほか、営業現場においては、シェアハウスローンに限らず収益不動産ローン全般において、行員がやり取りをするのは専ら業者であり、行員が債務者と面談するのは金銭消費貸借契約の締結時のみであるのが常態化していた。

そのため、ローンの内容の説明や書類の受領は、全て銀行代理業の許可を有さない業者を通じて行われた。

このような行為は、銀行代理業、すなわち「貸金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介」等については、「内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ営むことができない」と定める銀行法の規定（第2条14項2号、第52条の36第1項）に抵触する可能性があるものと考えられる。その上、これにより、融資関係書類について、その作成経緯が不明確となり、偽装を見抜くことが難しくなる事態を招いた。

（7）不正行為の蔓延

以上のような資料偽装やそれに対する行員の関与・黙認等の不正行為は、営業現場全体に蔓延していた。具体的な数字を挙げると、以下のとおりである。

すなわち、本年9月末時点においてスルガ銀行が保有するシェアハウスローンの債権数¹⁸は合計4103件、融資残高合計は2030億6660万1806円である¹⁹。そして、本年10月5日時点におけるスルガ銀行の認識としては、

¹⁸シェアハウスローンに関する融資債権の数を意味している。1棟のシェアハウス（債務者）について複数個の融資が実行される場合もあり、シェアハウスの物件数や債務者数と、融資した債権数は一致しない。

¹⁹ 当該債権数には、本年9月末時点で既に競売、債権譲渡又は部分直接償却を実施済みのシェアハウス

書類の改ざん等への関与・黙認等は、①レントロールの改ざん131件、②自己資金の改ざん1101件、③収入の改ざん89件及び④二重契約等225件にのぼる（いずれも偽装の疑念があるものを含む。）。

さらに、このような資料偽装について関与・黙認等していた者は、パーソナル・バンクに所属する従業員、所属長だけでなく、一部の執行役員にも及んでいる。

ローン債権については含めていない。他方、後記第8の1に記載したシェアハウスローンの件数（累計で4138件）は、これらの競売等を実施済みの債権も含めて記載しているため、両者の数字は一致していない。

第4 融資業務の実施に当たって銀行の取締役求められる注意義務

1 個別の融資業務の実施に当たって求められる注意義務

最決平成21年11月9日刑集63巻9号1117頁は、「銀行の取締役が負うべき注意義務については、一般の株式会社取締役と同様に、受任者の善管注意義務（民法644条）及び忠実義務（平成17年法律第87号による改正前の商法254条の3、会社法355条）を基本としつつも、いわゆる経営判断の原則が適用される余地がある。しかし、銀行業が広く預金者から資金を集め、これを原資として企業等に融資することを本質とする免許事業であること、銀行の取締役は金融取引の専門家であり、その知識経験を活用して融資業務を行うことが期待されていること、万一銀行経営が破たんし、あるいは危機にひんした場合には預金者及び融資先を始めとして社会一般に広範かつ深刻な混乱を生じさせること等を考慮すれば、融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると解され、所論がいう経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまるといわざるを得ない。したがって、銀行の取締役は、融資業務の実施に当たっては、元利金の回収不能という事態が生じないように、債権保全のため、融資先の経営状況、資産状態等を調査し、その安全性を確認して貸付を決定し、原則として確実な担保を徴求する等、相当の措置をとるべき義務を有する。」と判示する（以下「拓銀事件判決」という。）。

拓銀事件判決は刑事事件であるが、銀行取締役が融資業務に関して負う一般的注意義務を定めたとも評価し得るものであり、現に、東京地判平成28年5月19日金判1502号42頁（以下「日本振興銀行事件判決」という。）は、会社法423条に基づく取締役の損害賠償請求の事案において、拓銀事件判決を引用して同一の義務を認め、控訴審（東京高判平成28年10月19日金判1509号32頁）においても同枠組みは維持され（【事実及び理由】第3の1）、上告も棄却及び不受理となった（平成29年（オ）223号、平成29年（受）275号）。

かように、銀行の取締役には、融資業務の実施に当たって、「元利金の回収不能という事態が生じないように、債権保全のため、融資先の経営状況、資産状態等を調査し、その安全性を確認して貸付を決定し、原則として確実な担保を徴求する等、相当の措置」（以下「債権保全措置」という。）をとる義務（以下「債権保全措置義務」という。）を負うのであって、これは法的義務である。

2 債権保全措置に関する監視監督義務

取締役は、他の取締役や従業員が、相当な債権保全措置を取らずに融資業務を実施していないかどうかについて監視監督義務を負うと解され、このような事実を認識し又は認識し得た場合には、是正に向けた措置を講ずべき義務を負う（最

判昭和44年11月26日民集23巻11号2150頁等)。そのため、融資業務を直接に所管しない取締役であっても、担当取締役又は従業員が債権保全措置を講じているかを監視監督する義務を負う。

3 債権保全措置に関する内部統制システムの構築義務

会社法は、取締役に対して、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を義務づけている（会社法362条4項6号、会社法施行規則100条）。

その立法趣旨は、「各会社において自社の適正なガバナンスを確保するための体制を整備することの重要性」と、「監視・監督義務に関しては、健全な会社経営を行うためには会社が行う事業の規模・特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる「内部統制システム」）を整備することが必要である旨判示した裁判例も存在することであり（一問一答・新会社法129頁）、同体制をもって内部統制システムとよばれる。

内部統制システムは、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会社法362条4項6号）であるところ、前述のとおり、銀行の取締役は、融資業務の実施に当たって、法的義務としての債権保全措置義務を有するのであるから、融資業務に関する内部統制として、信用リスク管理体制を構築しなければならない。

ただし、内部統制システムの構築義務として、各取締役に課される義務内容は、その地位により、「取締役は、取締役会の構成員としてリスク管理体制の大綱を決定し、代表取締役又は業務担当取締役としてリスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらには取締役として代表取締役又は業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務の履行状況を監視する義務を負う」と解される（大阪地判平成12年9月20日判タ1047号86頁（大和銀行事件）参照及び東京地判平成26年9月25日資料版商事法務369号72頁（西松建設事件））。また、代表取締役は、自ら内部統制システムを構築すべき義務を負うが、業務担当取締役に対して構築を委ねたとしても、それが適正に行われているかを監視する義務を負い（上記大和銀行事件判決第三の三七（四）参照）、業務担当取締役による構築が不十分であるときには、自ら積極的に構築するか、業務担当取締役をして構築せしめる義務を負う。

4 小括

以上を前提に、取締役の善管注意義務違反について、第5では個別の債権保全

措置義務及び監視監督義務の観点から、第6では債権保全措置に関する内部統制システムの構築義務の観点から論じる。

なお、拓銀事件判決及び日本振興銀行事件判決が、債権保全措置義務の内容として、「原則として確実な担保を徴求する」と述べる点について、近時普及している無担保ローン商品においては別途の考慮を要するとしても、本件におけるシェアハウスローンは有担保ローンなのであるから、これらの判決が述べる原則に従う必要がある。

第5 シェアハウスローンの監視監督義務違反の有無

1 本件における監視監督義務に関する考え方

第4で述べた通り、銀行の取締役は、取締役としての忠実義務及び善管注意義務として、融資業務の実施に当たって、相当の債権保全措置をとる義務を負うのであり、また、他の取締役や従業員が、相当な債権保全措置を取らずに融資業務を実施していないかについて監視監督義務を負うと解され、相当な債権保全措置が取られずに融資が行われていることを認識し又は認識し得た場合には、その是正に向けた措置を講ずべき義務を負う。

本件では、各取締役において、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられておらず、シェアハウスローンを実行し続けることがスルガ銀行に重大な損害を及ぼす危険性を認識し、又は認識し得た場合には、それぞれの地位や管掌に応じて損害発生回避のために相当な措置を講ずる義務が発生すると解すべきである。

具体的には、代表取締役及び融資業務に直接関係する業務担当取締役（本件では営業及び審査の管掌取締役が該当する）には、シェアハウスローンに関する融資業務にあたって相当な債権保全措置が講じられていないことを認識し、又は認識し得た場合は、相当な債権保全措置が講じられるまで直ちにシェアハウスローンの実行を差し止める義務が生じ、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し又は認識し得た場合には、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務が生じると解すべきである。これらの措置が取られない場合は、監視監督義務に違反したことになる。

そして、融資業務に直接関係する業務担当取締役以外の取締役には、シェアハウスローンに関する融資業務にあたって相当な債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し又は認識し得た場合は、取締役会や監査役に対し、相当な債権保全措置が講じられていない疑いがあることを報告したうえで、それを調査するよう求める義務が生じる。上記の義務を怠った場合には取締役としての監視監督義務に違反することになる。

義務違反が認められるか否かは、各取締役の地位を前提として、シェアハウスローンに関し相当な債権保全措置が講じられていないことを示す兆候である下記の各事実についての認識を総合考慮して判断することになる。

- ①シェアハウスローンについての各種リスク
- ②審査が実質的に形骸化していたこと
- ③融資関係書類等に改ざん・偽装がなされていること
- ④喜之助氏の取引中止の指示に反し、スマートライフとの取引が継続していたこと

上記①及び④は、拓銀事件判決が、債権保全措置の内容として、「その安全性を確認」することを挙げていることに対応したものであり、②及び③は、同判決が、債権保全措置の内容として、「融資先の経営状況、資産状態等を調査」、「原則として確実な担保を徴求する」ことなどを挙げていることに対応した兆候である。いずれも、シェアハウスローンに関し相当な債権保全措置が講じられていないことを示す兆候である。

以下では、上記各兆候に対する各取締役の認識を明らかにした上で、監視監督義務違反の有無を判断する。

2 各取締役の監視監督義務違反について

(1) 喜之助氏について

ア 地位（管掌）について

喜之助氏は1983年6月に取締役就任し、1985年4月常務取締役、同年5月専務取締役、1986年6月から取締役副頭取にそれぞれ就任し、1998年6月から2016年7月に死去するまで取締役副社長であった。創業家出身であり光喜氏の弟である。また、1986年より代表取締役、2000年よりCOO（最高業務執行責任者）であった。

イ 事実認識について

(ア) シェアハウスローンの各種リスクについての認識

スルガ銀行では、光喜氏が対外的な活動とシステム関係を担当し、喜之助氏が業務執行全般、特に営業と審査を担当するという役割分担が存在しており、喜之助氏は2016年7月に死去するまでの間、スルガ銀行の業務執行全般における実質的な最高意思決定者であった。

そして、喜之助氏は、審査よりも営業推進を重視した業務執行を行い、過大な営業目標を掲げ、営業成績を極端に重視した人事評価を行い、自己資金確認資料の審査部送付の省力化や簡易迅速な担保評価のシステム²⁰を事実上決定するなど、スルガ銀行のシェアハウスローンが急速に伸びる原因を作った。

また、麻生氏を重用し、Co-COOに選任することによって、麻生氏が率い

²⁰ 外部委託機関が1件当たり1万円程度の費用で1日数十件もの担保評価を簡易迅速に行うという運用。効率的ではあるものの、十分な検証が行われず、スルガ銀行の担保評価額が積算賃料等の他の担保評価額よりも大幅に高くなる要因となった。

るパーソナル・バンク独走の原因を作った。当委員会のヒアリングに対し、元取締役は、麻生氏が Co-COO になったのは、喜之助氏からの（麻生氏を大事にしているという）メッセージと受け止めるのかとの質問に対し、「そのように受け止める。COO の補佐ということは、COO と一体化したものと見る。副社長（喜之助氏）は麻生を評価していた。」と述べ、周りの者は、麻生氏が喜之助氏の意向を汲んでいる、重用されていると考えていた。

もっとも喜之助氏は、営業に対してアクセルをかけるとともに、営業に対するブレーキも意識していた。当委員会のヒアリングにおいても、複数の元取締役が喜之助氏は審査の話を聞いており、ストッパーの役目も果たしていたと述べている（なお、個人向け融資が急増するとともに法人向け融資よりも約定返済が増え、融資残高が伸びずに少しずつブレーキ側の力が緩んだと述べる者もいた。）。

現に、喜之助氏は、パーソナル・バンクでの延滞増加に対処するためにスタートした「途上与信回収会議」（その後「途上管理・回収会議」に名称変更されている。）において、融資管理部よりデフォルト案件に関する報告を受けていたが、同会議には営業や審査の担当者も出席しており、それら担当者を面前に、融資管理部が融資上の問題点を正面から報告することは難しいとして、営業や審査の担当者を外して自らと融資管理部らとの間で、忌憚のない意見を交わす場として不定期に会議を開催することとし、融資管理上の問題点を自ら把握しようとしていた。それが「出口から見た気づきの会議」である。

同会議の資料においては、以下のとおり、投資用不動産融資における各種リスクが指摘されている。

a 2015年2月6日付会議資料

自己資金確認資料の偽装があり、排除するためには原本確認の徹底が必要であること、返済原資として満室想定での算出は危険であること、家賃保証は1～3年で管理会社の一存で見直されるものであり、家賃保証に依存するのは不相当であること、保証会社や管理会社などの不動産業者の信用性等、収益不動産ローンのリスクが指摘されている。

b 2015年10月5日付会議資料

購入物件も見ずに購入するケースが多く、当事者意識が欠如していること、満室想定での返済原資の算出に対する疑義、レントロールの妥当性への疑義、担保評価額の実勢価格との乖離など、収益不動産ローン全般に共通する問題点が指摘されている。

c 2016年1月22日付会議資料

特に一棟収益不動産への融資において、物件の評価額が近隣物件に比して割高になっていると感じられること、投資者が不動産を高値掴みしている可能性があること、取得不動産のリスク（急傾斜地崩落危険区域など）が見落とされていること、入居率及び賃料が低下すれば即収支がマイナスとなり破綻するなどの問題点が指摘されている。

d 2016年4月18日付会議資料

一棟収益の賃料妥当性、売買金額の妥当性、営業と出口は根本的な違いがあり、同じようにはいかない旨が指摘されている。

同会議の出席者によると、喜之助氏は、「収益不動産ローンがこのまま行くとスルガ銀行の百数十年の歴史に禍根を残す」と述べていたとのことであり、喜之助氏は、「出口から見た気づきの会議」での融資管理部からの報告を受け、投資用不動産に対する各種リスクを認識していたといえる。

なお、上記の指摘はいずれもシェアハウスローンに特化したものではないが、シェアハウスローンは、投資用不動産融資における上記リスクがより顕著に当てはまるビジネスモデルであり、リスクの本質に差異はない。喜之助氏は、2015年2月にスマートライフに対する不芳情報（サブリース保証によるシェアハウスビジネスの危険性も指摘されている）の報告を受けているし、2016年1月7日、同年4月7日、同年7月7日に開催された信用リスク委員会において、シェアハウスの物件調査において、「目視での入居状況の詳細確認が困難であったため、現地では事業の稼働状況のみ確認し、合わせて口座へのサブリース料の振込金額を確認することで対応している」との報告も受けている。加えて、喜之助氏は、スルガ銀行の個人向け投資用不動産融資を長年束ねてきたのであり、「出口から見た気づき会議」における指摘がシェアハウスローンにも妥当することは当然理解していたといえる。

以上のことから、喜之助氏は、2016年1月7日の信用リスク委員会においてはじめてシェアハウスは外からの目視での入居確認が困難であるとの報告を受け、その時点におけるスルガ銀行の手法ではシェアハウスの空室率を把握できないことを認識したのであるから、遅くとも2016年1月末時点では、「出口から見た気づきの会議」において報告された各種リスクがシェアハウスローンにもあてはまるだけでなく、事前にかかるリスクの顕在化の予兆を把握できないことを十分に認識し、又は認識し得たというべきである。

(イ) 審査が実質的に形骸化していたことについての認識

上記のとおり、喜之助氏は、「出口から見た気づき会議」において、融資管理部から見た様々な「出口から見える」問題点について報告を受け、問題のある収益不動産ローンが審査の段階で振るい落とされることなく融資が実行されているなど、審査の機能不全についても認識し得たといえる。

また、喜之助氏は、担当取締役を経由せず現場担当者に対して直接指示をし、人事部長の頭越しに人事を決定している。

例えば、人事異動について、ある取締役は、当委員会のヒアリングに対し、「人事部長を通り越して麻生氏から喜之助氏に対して直接異動案の提示がなされたということは間々あった。2014年5月に麻生氏の意向に基づく審査第二部長の配置換えがあったことも事実である。5月に部長支店長クラスを変えるのは異例である。ほとんどの異動について、麻生氏が人事案を直接喜之助氏に出してしまう。そして麻生氏から喜之助氏の了解を取ったからと言ってくる。時には麻生氏が喜之助氏の意向を聞いてくれと言ってくることもあった。」と述べている。

こうして、麻生氏を含む現場が、担当取締役や担当部署ではなく喜之助氏に直接報告することを喜之助氏は容認していたが、これにより、喜之助氏は正規の会議体による合議によることなく、自身の意思決定により業務運営を行う体制を自ら率先して作り出したといえる。すなわち、喜之助氏は、スルガ銀行が属人的な業務運営に陥った原因を作出した張本人である。

この点については、複数の元取締役が、「当時、規程上の情報伝達ルートではなく、喜之助氏に直接報告することとしていた。喜之助氏は、すべてを1人で仕切っていた存在であった。」、「正式な取締役会で決めるということではなく、自分の所管部門を会長、副社長に直接報告するという仕組みであった」と述べている。

また、前述したとおり、喜之助氏は、麻生氏を Co-COO に選任して営業重視の業務執行を行い、営業本部長による審査部人事への介入を黙認し、営業部門による審査への圧力を放置、容認していた。

そして、当委員会のヒアリングに対し、審査部門担当の元取締役は喜之助氏が審査よりも営業を重視していた一例として、「審査機能を強化しよう（具体的には自己資金のエビデンスを審査において確認するよう）喜之助氏に相談したところ、かえって（営業の考えを取り入れて）審査でのエビデンス確認は省略するということになってしまった」と述べている。このように、COO として執行の最高責任者である喜之助氏が審査よりも営業の考えを優先する判断を繰り返していたことから、スルガ銀行では、次第に審査部門が営業部門に対抗する姿勢が失われていくこととなった。

以上のことから、喜之助氏は、審査を実質的に形骸化する要因を作出していたものといえる。

(ウ) 融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについての認識

喜之助氏は、2014年5月15日事務リスク委員会において、「①購入金額25,000千円で申込実行なるも、売買契約書の金額は、21,500千円であり、3,500千円の使途不明。顧客確認するもリフォームに利用との回答なるも、確認資料等は無。②実行時、自己資金確認において、原本確認を怠りコピーを受け取り対応。銀行のコンプライアンスについて弁護士より、追求有。」との報告を受け、同年11月20日事務リスク委員会では「原本にて行なわないまま申請、実行賃貸用不動産（一棟、区分M）購入案件 自己資金確認をエビデンス実行後、3ヵ月以内に弁護士介入 後日、自己資金虚偽内容であることが発覚」との報告も受けている。また、2015年1月16日の経営会議において、投資用マンション融資に係る所得確認資料や団信の診断書等が改ざんされた疑いがあるとの報告を聞いている（団信の診断書の偽造は同年8月20日の経営会議でも報告されている。）。

さらに、前述した通り、「出口から見た気づきの会議」では、投資用不動産融資に関して、「デフォルトに至った案件のほぼ全てが架空か偽造」といった報告がなされていた。これは、スルガ銀行の運用上の要件（物件価格の90%が融資上限とされており、10%は自己資金で賄うというもの）に合致させるために、通帳などの自己資金に関する資料を改ざんしたり、想定賃料を高めに出すためのレントロールを偽造していることを指すものと考えられる。

この報告は、投資用不動産全般に関するものであるが、前述のとおり、シェアハウスのローンにも当然妥当するものである。

よって、喜之助氏は、シェアハウスのローンの融資関係書類等にも改ざんや偽装が存在し得ることを認識し得たといえる。

加えて、当委員会のヒアリングにおいて、八木氏は、審査部は喜之助氏に対し、収益不動産ローンにおいて自己資金のエビデンスが改ざんされている事案が発生していることを伝えて統制強化を求めていたと述べ、また、元取締役は、経営企画部コンプライアンス室にあった外部通報は基本的に喜之助氏に報告をしていたと述べており、外部通報の中には融資関係書類の改ざん、偽装を指摘するものもあったのであるから、喜之助氏は、融資関係書類等の改ざん、偽装についても認識していたといえる。

これらの事実から、喜之助氏は、スルガ銀行の融資関係書類等に改ざん、偽装がされていた事案が存在することを認識していたといえる。

(エ) 喜之助氏の取引中止の指示に反し、スマートライフとの取引が継続していたことについての認識

喜之助氏は、2015年2月にスマートライフの不芳情報についての報告を受け、柳沢氏に対し、スマートライフとの取引を一切中止するように口頭で指示し、営業部門と審査部にその旨を共有するようにと伝えた。

しかし、結果として、この指示は守られることなく、ダミー会社を通じて取引が継続される等して、スマートライフが関与するシェアハウスローンは拡大していくことになった。

ウ 喜之助氏のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

以上のことからすれば、喜之助氏は、代表取締役として、また COO として、それまでのスルガ銀行の手法ではシェアハウスの空室率を把握できないことを認識した2016年1月末時点では、

①シェアハウスローンの各種リスクについて、「出口から見た気づきの会議」による報告などから認識し、又は認識し得たといえ、

②営業重視の業務執行を行い、営業本部長による審査部人事への介入を黙認する等、営業部門による審査への圧力を放置、容認することで、審査を実質的に形骸化する要因を自ら作出しており、

③「出口から見た気づきの会議」における指摘や経営会議等で受けた報告により、融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについても、認識し、又は認識し得たものといえる。

よって、喜之助氏については、2016年1月末には、シェアハウスローンに関して相当な債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し、又は認識し得たものと認められ、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務が生じたものといえる。しかし、喜之助氏はこれを怠っており、喜之助氏には監視監督義務違反が認められる。

(2) 光喜氏について

ア 地位（管掌）について

光喜氏は、創業家出身であり、1979年6月に取締役就任し、1980年11月から常務取締役、1983年1月から専務取締役、1985年5月から取締役頭取、1998年6月から取締役社長、2016年6月から取締役会長に就任した。1985年からは代表取締役であり、2000年より CEO（最高経営責任者）となっている。

このように、光喜氏は代表取締役であり、かつ CEO であったのであるか

ら、スルガ銀行のすべての業務について統括する立場にあったといえるのであり、スルガ銀行において経営と執行が分離されており、光喜氏が執行に直接的には関与していないからといって、それを理由に取締役としての法的責任が減免されることはない。

イ 事実認識について

(ア) シェアハウスローンの各種リスクについての認識

光喜氏は、CEO（最高経営責任者）であるものの、実際には、ごく高額の融資案件以外には決裁権限を有しておらず、稟議についても、人事案、自ら管掌していたシステム関係又は業務関係以外には廻ってきていなかった。各業務担当取締役（管掌取締役）からは、相談事項があるときに口頭で相談があるのみで、第三者委員会が行ったフォレンジック調査においても、電子メールでの報告等はほとんど発見されていないようである。

また、光喜氏は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、そしてシステム更改の際のステアリングコミティ以外の会議には出席しておらず、主として対外的な業務、例えば地銀協会の会合や日銀主催の会合への出席、社外団体等の役職に従事していた。

このような実態から、光喜氏は、取締役会、経営会議等の会議において報告された情報以外のシェアハウスローンの各種リスクを具体的に把握するための情報（例えば「出口から見た気づきの会議」や「シェアハウス会議」における報告等）に接していたとはいえない。

しかし、シェアハウスローンが問題となった2017年7月5日の第4回サクト会議では、光喜氏は出席こそしていないものの、白井氏に出席者への伝言を託し、白井氏が会議の冒頭で出席者に対し、「会長（光喜氏）からは営業部隊や審査部などの一部部署の責任を追及する会議ではなく、シェアハウスは経営判断で決定して推進してきた事案である」との自身の考えを伝えた。

光喜氏自身は、この伝言について、当委員会のヒアリングに対し、「サクトの税金未払いにより融資先のオーナーの収入に影響があるかもしれないという報告を受けたので、サクト案件に関与してきた個人の責任問題を追及する場ではなく、組織として今後の対応策を検討するようという趣旨でそのような伝言をしたもの。自分は「シェアハウスローンを行う」という経営判断などしていない。」と述べている。

これに対し、当委員会のヒアリングにおいて、この光喜氏の伝言を聞いた元取締役は、「意味としては、みんなで麻生を責めるなということ、営業に何らかの問題があっても皆でよってたかっていじめるなよということと理解した。」と述べている。

白井氏に託した伝言の内容からして、光喜氏はシェアハウスのリスクや同会議にて議論される内容などを一定程度事前に把握していたものと考えられる（シェアハウスやそのリスク、同日の会議にて議論される予定の内容について何も知らずにそのような伝言をするとは考えられない。）。

そして、同会議では、稟議申請時の賃料と募集賃料が乖離している事実や、外見上全空とみられるのに取扱店から70～80%の入居率の報告がなされること、喜之助氏が禁じたスマートライフとの取引が継続していること等、シェアハウスの各種リスクが出席者に明らかになっている。

光喜氏は同会議について当委員会のヒアリングに対し、白井氏より報告を受けたこと自体は認めたとはいえず、「全体の状況を把握するようにとの指示を徹底し、現場で適切に対応することになった」との報告を受けただけであり、それ以上の議論の様子や内容については報告を受けていないと述べている。

しかし、白井氏にわざわざ「営業部隊や審査などの一部部署の責任を追究する会議ではない」との考えを伝達していることからすれば、光喜氏としても、第4回サクト会議の時点では、会議が営業部門（麻生氏）やそれに唯々諾々と応じてきた審査部門の責任追究の場となることを懸念するほど、重大なリスクが生じていることを認識していたものといえ、その結果には大きな関心を持っていたものと考えられる。にもかかわらず、同会議の結果について、光喜氏が述べる程度の報告で満足をしたとは到底考えられず、より詳細な会議の内容の報告を白井氏より受けていたと考えられる。仮に、白井氏から詳細な報告を受けていなかったとしても、代表取締役かつCEOとして、能動的に情報の収集に努めるべき立場として、少なくとも会議の資料を徴求したり、自ら報告を求めたりするなどして、同会議の内容の詳細を把握すべきであったといえる。

以上からすれば光喜氏は、第4回サクト会議の時点において、白井氏からの報告によりシェアハウスの各種リスクについて認識したと言えるし、少なくとも自ら報告や資料を求めたりすることによってシェアハウスの各種リスクを認識し得た。

（イ） 審査が実質的に形骸化していたことについての認識

前述のとおり、光喜氏は、取締役会、経営会議等の会議において報告された情報以外の情報に接しておらず、審査が実質的に形骸化していたことを示す具体的な事実の報告等を直接受けてはいないようである。

もっとも、光喜氏においても、光喜氏、喜之助氏が重用していた麻生氏がCo-CEOとして権力を有していることは認識していたものといえる。

この点、元取締役は当委員会のヒアリングに対し、「会長（光喜氏）も何

かあれば麻生を呼んだり、言葉の端々に『麻生に任せる。』『麻生はよくやってくれている。』と言っていた」と述べている。そして、スルガ銀行では、喜之助氏だけが営業と審査のバランスを取り、営業現場を牽制する役割を果たすことが可能な状況であったところ、元取締役は当委員会のヒアリングに対し、「光喜氏は喜之助氏が審査と営業の調整役をやっており、営業にブレーキをかけられる立場にいたことを知っていた」とのことである。

そうであるならば、光喜氏は、スルガ銀行の審査が実質的に形骸化していたこと示す具体的な事実までは認識していなかったとしても、喜之助氏が2016年7月に死去したことにより、それ以降、スルガ銀行に営業を牽制する機能が事実上なくなり、営業に対する牽制が働かない状態（審査の機能不全状態）となっていたことを認識し得たといえる。この点、米山氏は「2017年4月に自分がCOOになって、会長（光喜氏）に『執行会議の議長は僕がやります。』と言ったら、会長から『お前はやらなくていい。麻生がやるから一番後ろで聞いている。』と言われ、麻生を大事にしているのだなと思った。」と述べるなど、喜之助氏の死去後も光喜氏は麻生氏を重用していた。

また、第4回サクト会議において、営業だけでなく審査の名前も出して責任追及をする場でないと言っていることからしても、審査が営業の圧力を受け無力化していることを認識した上でのことであるし、その後、白井氏より、同会議の報告を受けることにより、光喜氏はシェアハウスローンの各種リスクや審査の形骸化が長期にわたって継続していたことを認識したと言えるし、少なくとも自ら同会議の報告や資料を求めれば容易に認識し得た。

(ウ) 融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについての認識

光喜氏は、2015年1月16日の経営会議に出席しており、投資用マンション融資に係る所得確認資料が改ざんされた疑いがあるとの報告を聞いている。その際、光喜氏は、「資料が正しいものかどうかの確認義務は銀行にある。原本確認を怠っていることが問題である。」との発言をしている。また、同経営会議では、団信の診断書等の偽装に関する報告もあり、光喜氏は「他行でも同様の偽装事案は発生しているか。」との質問をしている。

このように、光喜氏は、投資用不動産の融資関係書類等に改ざん、偽装がなされている事案があることを認識していた。

また、光喜氏は、2017年1月26日の某不動産チャネルの社員からの二重契約や自己資金の改ざん等を行っている旨の内部告発に関する報告稟議に押印しているところ、当該稟議には、通報内容に加え、改ざんを行った実際の経緯とされる資料が添付されている。

当該稟議に添付されている資料を見れば、光喜氏は、スルガ銀行の収益不動産ローンの運用上の要件（物件価格の90%が融資上限とされており、10%は自己資金で賄うというもの）に合致させるために、不動産チャンネルと顧客が通謀して二重契約を行っていることを認識し得た。

（エ）喜之助氏の取引中止の指示に反し、スマートライフとの取引が継続していたことについての認識

喜之助氏がスマートライフとの取引を中止したことを光喜氏が認識していたことを示す証拠は見当たらない。しかし、第4回サクト会議では、喜之助氏の指示や稟議内容に反して、「迂回」という形でスマートライフとの取引が継続していたことが明らかとなっている。

前述のとおり、光喜氏は白井氏から第4回サクト会議の内容について、一定程度具体的な報告を受けることによって、スマートライフとの取引が継続していたことを認識したといえるし、少なくとも同会議の報告や資料を自ら求めることによって認識し得た。

ウ 光喜氏のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

以上のことからすれば、光喜氏は、代表取締役、CEOとして第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日の時点において、

①第4回サクト会議までにシェアハウスのリスクを一定程度把握していたと推認され、また同議論の内容を白井氏より一定程度具体的な報告を受けていたものと考えられ、シェアハウスローンの各種リスクについて認識し、又は少なくとも同会議の報告や資料を自ら求めることによって認識し得た。

②審査の実質的な形骸化について、特に喜之助氏の死去以降、営業に対する牽制は全く働かない状態となっていたことを認識し得たことに加え、①で述べたようなシェアハウスローンの各種リスクを審査がチェックできない状態が長期にわたって継続していたことも第4回サクト会議の報告によって認識し、又は少なくとも同会議の報告や資料を自ら求めることによって認識し得た。

③融資関係書類の改ざん、偽装について、2015年1月16日の経営会議での報告や不動産チャンネルの内部告発に関する報告稟議などにより、投資用不動産の融資関係書類等に改ざん、偽装がなされている事案があることを認識していた。

④喜之助氏の指示や稟議内容に反して「迂回」という形でスマートライフとの間で取引が行われていたことも認識し、または少なくとも同会議の報告や資料を自ら求めることにより認識し得た。

よって、代表取締役会長かつ CEO であった光喜氏は、この時点で、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられていないことを認識し、又は認識し得たといえ、相当な債権保全措置が講じられるまで直ちにシェアハウスローンの実行を差し止める義務が生じたものといえる。しかし、光喜氏は、この義務を怠っており、監視監督義務違反が認められる。

仮に、光喜氏において、直ちにシェアハウスローンの実行を差し止めるべき注意義務までは負わないとした場合でも、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実は認識し又は認識し得たといえるから、相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務は生じていたものといえ、少なくとも、光喜氏はこの義務に違反している。

(3) 岡崎氏について

ア 地位（管掌）について

岡崎氏は、2011年に執行専務兼 Co-COO、カスタマーサポート本部長（営業本部長）に就任した後、2015年6月から専務取締役に就任し、2018年3月までの間、営業部管掌の取締役を務めるとともに、2017年4月からは営業本部長も兼任するようになった。

イ 事実認識について

(ア) シェアハウスローンのリスクについての認識

岡崎氏は、当委員会のヒアリングにおいて、「スルガ銀行の主な収益源である収益不動産ローンの中にシェアハウスローンがあるというのは認識していたが、残高的にはたいしたことないだろうと思っていた。」「シェアハウスローンという切り口で審査の方から融資残高等を聞いていたわけではなく、収益不動産全体が増えているという認識だった。」など、スルガ銀行においてシェアハウスローンという商品を取り扱っていることは知っていたものの、シェアハウスローンの取扱件数や融資残高までは把握していなかった旨を述べている。

しかし、当委員会のヒアリングにおいて、元審査管掌取締役は、「審査部において、融資額1億円以上の承認リストを作成しており、2016年6月以降、同リストの最終頁に、全体の件数に加えて、『うちシェアハウス〇件、〇円』といった情報を追記するよう指示した。同リストは、営業取締役の岡崎氏には毎月渡して」と述べている。したがって、岡崎氏は、少なくと

も2016年6月以降は、毎月のシェアハウスローンの実行件数、融資金額を把握していたものといえる。

また、岡崎氏は、毎週月曜日の朝に開催されていた SSP 会議に出席し、原則として融資金額1億円以上の融資案件について、営業部と審査部とが、正式な審査に先だてて事前に協議する場に立ち会っていた。したがって、岡崎氏は、シェアハウスローンの実行件数や融資実行額の増加²¹を把握していただけではなく、個々のシェアハウスローンの中身や営業と審査の協議内容についても認識していた。

その上、SSP 会議において配付されていたシェアハウスローンに関する SSP シートには、周辺地域の賃貸物件の相場と比較して賃料が高額に設定されていたり、返済期間が30年前後であるのに想定賃料が常に満室時の70%として計算されているなど、一見して不自然な記載が散見されることから、当然岡崎氏もこのような問題のある記載を目にする機会があったはずである。

この点、審査部においても、賃料が高額である等の疑問をもった審査担当者が審査部のみが閲覧できる「審査意見」欄に「家賃設定に疑義あり」等の記載をしていたことから、SSP シート記載のシェアハウスローンの申込内容には相当程度問題となる記載があったことは、岡崎氏も当然感じ取っていたはずである。

加えて、岡崎氏は、2014年4月25日、2016年1月15日、同年4月22日、同年11月9日の経営会議に出席していたほか、2016年1月7日の信用リスク委員会にもオブザーバーとして参加している。そのため、岡崎氏は、資産形成ローンにおける信用リスクとして入居率の確認が重要であること、シェアハウスの特徴として、目視での入居状況の詳細確認が困難であることも認識していたといえる。

以上のことから、岡崎氏は、SSP 会議への出席や SSP シートの記載からシェアハウスローンの問題点を把握し、又は把握し得たばかりでなく、経営会議や信用リスク委員会にも出席して、シェアハウスの場合は入居率の確認が重要であるのに入居状況の把握が困難であるという具体的な問題も認識していた。そうすると、2016年6月から1億円以上の承認リストを毎月受領し、シェアハウスローンの実行件数や実行した融資金額を把握するようになってから半年を経過した2016年12月末頃までには、シェアハウスローンに関する一定のリスクについて認識し、又は認識し得たといえる。

²¹ 上位50社のチャネルによる取扱額は2015年度で総額744億円、2016年度は上半期で312億円（第三者委員会報告書・223頁）。2015年年央以降毎月50億円前後の貸付け、2018年3月時点の残高約2000億円（第三者委員会報告書・229頁）。

(イ) 審査が実質的に形骸化していたことについての認識

審査が実質的に形骸化していたことは、本報告書第3の4(2)に記載したとおりであり、それが麻生氏をトップとする営業部門によって引き起こされていたことは、後述の第7の2(1)のとおりである。

この点について岡崎氏は、当委員会のヒアリングにおいて、「麻生氏が審査に圧力をかけていたことは全く知らなかった。」と述べている。

しかし、他方で、「審査承認率が99%だったことは知っていた。なんで高いんだと聞いた。昔は40%くらい否認されていたと思う。」とも述べ、審査承認率が異常に高く、営業から審査に上がるほぼすべての融資案件が承認されていたことを認識していた。

さらに、当委員会が営業や審査の管掌取締役以外の元取締役をヒアリングしたところ、ほとんどの元取締役が、麻生氏が強大な権力を有していて、誰も麻生氏に意見を言えなくなっていたことや意見を言う勇気を持てなかった旨を述べており、麻生氏による圧力によって審査が機能不全に陥っていた状況を認識していた。

そのような中で、営業管掌の取締役で直接麻生氏を監督する立場にあった岡崎氏が、麻生氏が審査に対して行っていたことを全く知らなかったということなど、およそ考え難いといわざるを得ないし、そもそも岡崎氏は麻生氏による審査への圧力を止めさせるなど積極的に麻生氏を監督しなければならない立場にあったにもかかわらず、何ら監督権を行使していない。しかも、岡崎氏は、2017年4月以降は営業本部長として業務執行も担当するようになり、麻生氏を頂点とする営業本部を直接指揮命令する立場となったのであるから、なおさら麻生氏の暴走を止めなければならなかったといえる。

また、岡崎氏は、麻生氏が審査第二部の職員の人事案を作ってこれを喜之助氏に送り、ほぼその通りに決まっていたことや、麻生氏の発案で2014年5月に審査第二部長の配置換えが決まったことを認識していたと述べている。したがって、岡崎氏は、本来、営業を牽制する機能を果たすべき審査部の人事に営業のトップである麻生氏が介入していたことも認識していたといえる。

以上のような状況を併せ考えると、岡崎氏は、審査が実質的に形骸化していたことを認識し、又は認識し得たといえる。

(ウ) 融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについての認識

岡崎氏は、取締役在籍時ではないものの、カスタマーサポート本部長(営業本部長)名義で、2014年5月に「資産形成ローン審査申請送付書類

の簡素化について」という通達を出し、資産形成用不動産向けローンの一部について、通帳の写しや源泉徴収票の写しなどは営業店の所属長が確認することのみで足り、営業店から審査部に送付しなくて良い扱いに運用を変更している。この運用の変更の趣旨について岡崎氏は、「審査部による原本確認も（融資関係書類の改ざん・偽装に対する）牽制になっていたと思うが、それよりもスピードを重視した。」旨述べている。また、2015年10月22日、当時のカスタマーサポート本部長であった麻生氏が「個人ローンビジネス新運用基準」を定め、有担保ローンの自己資金確認について、「自己資金は、申請段階はヒアリングで可とし、実行前までに厳格に所属長責任において確認」という運用に変更されたことも認識している。

これらの通達等により、自己資金確認資料等に対して審査部のチェックが及ばなくなる反面、営業の現場で確認することで足りる旨変更され、それ以降、営業のほうで審査部が行っていた重要な業務の一つである自己資金確認資料等を確認する業務を引き取ることとなった。このように、自己資金確認資料等の改ざん、偽装の有無をチェックする重要な業務を審査から引き取った以上、営業としては責任を持ってこれを実施する必要があるが、審査を通してより多くの融資を実行したい営業の現場に自己資金確認資料等の改ざん、偽装の有無をチェックさせれば、改ざん、偽装が起りやすいことは容易に想像できるところである。

したがって、岡崎氏としては、営業部管掌の取締役であった時期においては、営業の現場において責任を持って自己資金確認資料等の原本を確認しているかどうか監督すべき立場にあったし、また、営業本部長も兼任した2017年4月以降は、業務執行のトップとして直接指揮命令する立場にもあったのであるからなおさら厳しく原本確認が徹底されているかどうかをチェックすべきであった。しかし、それにもかかわらず、岡崎氏は何ら原本確認のプロセスを強化するなどの対応をしておらず、その結果、各支店の所属長の多くが、自己資金確認資料等の原本確認を行っていなかったと証言するように（第三者委員会調査報告書・103頁）、営業の現場による原本確認は徹底されず、後述のように、その後も自己資金確認資料等をはじめとする融資関係書類の改ざん、偽装は後を絶たなかったのである。

さらに、岡崎氏は、2015年1月16日の経営会議に執行役員として出席しており、その際、所得確認資料が改ざんされた疑いがあるとの報告を聞いている。その際、光喜氏（当時の社長）から「資料が正しいものかどうかの確認義務は銀行にある。原本確認を怠っていることが問題である。」との発言もなされている。また、同経営会議では、白井氏から団信の診断書等の偽装に関する報告もなされており、原本確認の必要性についての議論もなされている。

また、スルガ銀行の規程によれば、カスタマーサポート本部所管のお客さま相談センターに寄せられた意見や通報のうち重要なものは、カスタマーサポート本部において経営会議に報告することになっていた。したがって、営業部管掌の取締役として、さらに営業本部長も兼任した以降はなおさら、岡崎氏としては、お客さま相談センターに入った通報等の内容をカスタマーサポート本部から経営会議に適切に報告すべき体制を作るなど、積極的にお客さま相談センターに寄せられた情報を把握すべきであった。

しかし、当委員会によるヒアリングにおいて岡崎氏は、お客さま相談センターからカスタマーサポート本部に報告されていた通報内容は差し障りの無いものばかりで深刻なものが含まれていないことについて「おかしいな。」と思っていたが、お客さま相談センターに入る重要な情報は経営企画部や審査部において先に握られてしまい（当該情報を営業部門に対して共有、フィードバックしないこと）、営業までほとんどまわってこなかったなどと述べており、お客さま相談センターに入る情報を積極的に収集していなかったのである。

岡崎氏がお客さま相談センターに寄せられた通報等を積極的に収集してさえいれば、融資関係書類に改ざん、偽装がなされていたことは容易に認識し得たといえる。

以上のことから、岡崎氏は、融資関係書類等に改ざん、偽装がなされている事案を認識しており、かつ、審査による融資関係書類の改ざん、偽装に対するチェック機能が弱められ、その分営業において融資業務の一部をチェックすべき状況にあったことを認識していた。

ウ 岡崎氏のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

以上のことからすれば、営業部管掌の取締役であり、2017年4月以降は営業本部長も兼任していた岡崎氏は、遅くとも2016年12月末時点では、

①シェアハウスローンの実行件数や融資金額の概要、傾向を把握するとともに、個々のシェアハウスローンの中身や営業と審査の協議内容についても認識していたうえ、シェアハウスの特徴として、目視での入居状況の詳細確認が困難であることを認識していたのであり、シェアハウスローンに一定のリスクがあることについて認識し、又は認識し得たといえ、

②審査の実質的な形骸化について、麻生氏による審査部門への圧力や人事への介入について認識し、又は認識し得たといえ、

③融資関係書類等の改ざん、偽装については、その規模はともかく、スルガ銀行において、融資関係書類等に改ざん、偽装がなされている事案が発生していたこと、審査による自己資金確認資料等の改ざん、偽装に対するチェック機

能が営業に引き取られたことで弱められ、その分営業において自己資金確認資料等の原本確認を徹底すべき状況にあったのに、営業の現場で原本確認が徹底されていなかったことについて認識し得たといえる。

よって、岡崎氏については、遅くとも2016年12月末には、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し、又は認識し得たと認められ、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務が生じたものといえる。しかし、岡崎氏は、この義務を怠っており、監視監督義務違反が認められるものと判断する。

(4) 八木氏について

ア 地位（管掌）について

八木氏は、2012年に取締役就任し、2015年4月から2017年3月までの間、審査部管掌の取締役を務めていた。その後、2017年4月から業務部管掌の取締役を務めた後、2018年4月から再び審査部管掌となり、現在も取締役の地位にある。

イ 事実認識について

(ア) シェアハウスローンの各種リスクについての認識

八木氏がシェアハウスローンについて、他の資産形成ローンと区別して認識するようになったのは、2016年6月、審査部で毎月作成されている「1億円以上承認リスト」の中で、シェアハウスローンが収益物件ローンの内数として区別して表示されたとき以降である。同リストにおいて、シェアハウスローンが単独で表示されるようになったのは、その融資金額が大きくなり、他と区別して確認、検討する必要が生じたためである。したがって、審査部管掌の取締役であった八木氏は、この時点から、シェアハウスローンの融資金額の増加等について注視すべきであったといえる。

そして、シェアハウスローンのリスク認識に関して、八木氏は、2014年4月25日、2016年1月15日、同年4月22日、同年11月9日の各経営会議に参加し、これに先立つ2016年1月7日、同年4月7日、同年7月7日、同年11月2日の信用リスク委員会にも出席しているから、資産形成ローンにおける信用リスクとして入居率の確認が重要であること、シェアハウスの特徴として、目視での入居状況の詳細確認が困難であることを認識している。

あわせて、2016年4月18日には、融資管理部長から電子メールにて、2016年4月18日付「出口から見た検討事項」の送付を受けており、そこには「賃料の妥当性」の項目に「検討事項」として「業者から提出された賃料の検証」と記載され、「理由・要望・その他」として「レントロールの妥当性」「サブリース会社の財務健全性」と記載されている上、「今後の課題」として「シェアハウスの動向」と記載されている。さらに、シェアハウスローンを含む資産形成ローンのリスクに関しては、2016年12月12日、融資管理部長から「出口から見た気づき」「出口から見た検討事項」の送付を受けており、そこには、「通帳（自己資金）原本確認の徹底」「架空自己資金の排除、偽造確認資料の排除」「実査の度に感ずること⇒近隣物件に比較し2割程度高い」との記載もなされている。

したがって、八木氏は、遅くとも2016年12月12日の時点においては、シェアハウスローンを他の資産形成ローンとは区別して認識しており、その増加等について注視すべき立場にあって、入居状況の確認が困難であることや融資管理部において賃料、レントロールの妥当性、サブリース会社の財務健全性についての注意喚起がなされていること、今後の課題として「シェアハウスの動向」との指摘がなされていることを認識していたといえる。

(イ) 審査が実質的に形骸化していたことについての認識

審査が実質的に形骸化していたことは、本報告書第3の4(2)に記載したとおりであるが、八木氏は、本委員会のヒアリングに対して、「審査第二部長が麻生のところに呼ばれて話をしていたという個別の記憶はあるが、それが常態化していたとの認識はない。」「自分は静岡のオフィスにいて東京に行くのは月に1～2回だった。東京に行ったときに麻生が審査に来て恫喝しているような状況を見たことはない。」「部下からも相談を受けたことはなかった。」等と述べている。

しかしながら、他方で、「審査の承認率が99%を超えていたというのは今思えば承認率が高すぎると思う。」「審査第二部長が疑義をもって営業に反論すると、営業側は営業のロジックで高圧的に言ってきたということは理解している。」「部下が自分に相談してこなかったのは、言っても無駄だと思ったのではないか。会社全体が営業優位の雰囲気だった。力関係で、八木に言っても、八木は営業に勝てないとの判断をしたのだと思う。」「今思えば、(部下から)相談してもらわなければ困る。しかし、営業優位だった当時、部下から相談されたときに、正面から営業に対して注意できたかと言われると悩ましい。」とも述べている。また、第三者委員会の調査報告書(265頁)では、審査と営業との力関係について、「その当時ですね、(審査第二部長が)今から麻生さんのところに話にいくてくるといったようなことは、

その場面では記憶しています。どうせボロボロになって帰ってきますというような。」と述べ、審査の独立性を高めようということを指摘しなかったのは何故かとの質問に対して、「5期連続の右肩上がりの業績があったことと、その中で数字を落とせないという雰囲気は全社の中であったというのは事実だと思います。その中で、自分自身がそういう踏み込んだ発言ができなかったということだと思います。」と述べたとされている。

加えて、客観的状況に着目すると、前述のとおり、審査担当者は、賃料が不当に高額である等の疑問を持ったものの、やむを得ず稟議を承認した際、審査部のみが閲覧できる「審査意見」欄に「家賃設定に疑義あり」等の記載をしていた。その件数は、200件を超えるものであるが、2016年に入ってから記載が急増している。また、シェアハウスの実行額も2016年2月にピークを迎え、以後は減少と増加を繰り返している状況であり、2016年9月にはセンター長会議において「今年度に入り、…第1Qで積み上げた対前年度比の貯金を食いつぶしてしまっている。8月は銀行全体でも92Mしか純増していないというまさに危機的な状況である。パーソナル・バンクがくしゃみをするとう銀行全体が風邪をひくと言われていたが、今の状況はパーソナル・バンクが風邪をひくと銀行全体が死亡するというようなところまで追いつめられていると自覚するように。役員から修正実行目標額が通知されたが、目標ではなく必達の数字となってしまった。そのようにしたのは8月における自分たちであり9月は各拠点必ず挽回のこと。」といった檄が飛んでいる。

このような客観的状況に前述の八木氏の発言をあわせ考えると、営業の審査に対する姿勢は2016年に入ったあたりから特に強まったものと考えられ、遅くともセンター長会議で「パーソナル・バンクが風邪をひくと銀行全体が死亡する」といった発言がなされていた2016年9月頃には、八木氏においても、単に会社全体として営業優位であると認識していたことを超えて、審査が実質的に形骸化していたことを認識していたものと考えられる。

(ウ) 融資関係書類に改ざん、偽装がなされていることについての認識

八木氏は、第三者委員会のヒアリングの際、「自己資金のエビデンスについて、通帳の前頁残高と合っていないものがあり、審査部門担当者ら3人で『これ、どう思う?』と話したことがある」と述べたとされている(第三者委員会の調査報告書265頁)。当委員会のヒアリングにおいて、八木氏は、このやりとりの後、審査部は喜之助氏に自己資金のエビデンスにおいて改ざん事案が発生していることを伝えて統制強化を求めたが、反対に、(喜之助氏の判断により)エビデンスの確認は営業の現場で(支店長の責

任で) 行うこととされてしまった旨述べている(審査部として言うべきことは言ったということと思われる)。ただ、いずれにせよ、八木氏としては、自己資金のエビデンスについて改ざんがなされている事案があること及び喜之助氏に相談した結果、さらにチェック機能が弱められたことを認識していたものといえる。その時期は、八木氏のヒアリングからは明らかではないが、自己資金確認資料等の審査での確認が省略されたのは、2014年5月29日であるから、それ以前と推察される。

また、八木氏は、2015年1月16日の経営会議に出席しており、その際、所得確認資料が改ざんされた疑いがあるとの報告を受けている。ここでは、光喜氏(当時の社長)から「資料が正しいものかどうかの確認義務は銀行にある。原本確認を怠っていることが問題である。」との発言がなされている。さらに、2016年12月1日には、融資管理部長から電子メールで特定のチャンネルを名乗る者からの内部告発文書を受領しており、そこでは売買契約後の値引き(二重契約)やエビデンスの偽造、空室だらけの物件にカーテンを付けて入居ありと偽装し、物件評価をとっている案件が山ほどあることなどが記載されており、買主と特定チャンネルとの間で交わした値引きの覚書(二重契約の証拠)も添付されている。同月12日に八木氏が融資管理部長から「出口から見た気づき」「出口から見た検討事項」の送付を受けており、そこに「通帳(自己資金)原本確認の徹底」「架空自己資金の排除、偽造確認資料の排除」といった記載がなされていたことは前述のとおりである。

このように、八木氏は、遅くとも2016年12月12日時点においては、融資確認資料に改ざん、偽装がなされている事案があること及び本来であれば、そのチェック機能を強化すべきところ、反対に弱められていたこと(営業の現場で確認すれば良いとされたこと)を認識しており、かつ、二重契約やエビデンスの偽造、入居状態についての偽装がなされている可能性を認識していたものといえる。

(エ) 喜之助氏の取引中止の指示に反し、スマートライフとの取引が継続していたことについての認識

八木氏は、当委員会のヒアリングに対し、2015年2月3日、喜之助氏がスマートライフとの取引中止を口頭で指示したことは、同年4月に審査部管掌の取締役となつて間もなく(数か月以内には)、柳沢氏から聞いたと述べている。そして、その指示は、柳沢氏の言い方から「絶対にやるなという強い指示」と認識したと述べ、さらに、「スルガの社内文化では、副社長の指示は絶対である。」と述べている。

八木氏は、2016年7月20日、審査部門担当者から電子メールでパ

ーソナル・バンクの資料を受領しており、そこには、シェアハウスローンは建物完成済みで266件、融資残高344億円、うち「かぼちゃ関係」102件、139億円と記載されている。そして、八木氏も出席した2016年12月2日の審査部内の「物件調査ミーティング」では、シェアハウスの件数が報告されており、スマートライフが飛び抜けて多く、「かぼちゃの馬車」ブランドが205件、61%を占めていることが記載されている。この時点で、八木氏は明確にスマートライフとの取引を認識したものと考えられる。

これらの資料に「かぼちゃ」「スマートライフ」といった記載がなされていること及び八木氏のヒアリング結果からすると、八木氏は、遅くとも2016年12月2日の時点では、スルガ銀行が喜之助氏の指示に反して、スマートライフと取引をしていたこと及びその取引額がシェアハウスローンの6割を上回ることを認識していたものといえる。

ウ 八木氏のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

以上のことからすれば、審査部管掌の取締役であった八木氏は、遅くとも2016年12月末時点では、

①シェアハウスローンの各種リスクについて、他の資産形成ローンと区別して認識し、その増加等について注視すべき立場にあったといえ、かつ、入居状況の確認が困難であることや融資管理部において賃料やレントロールの妥当性、サブリース会社の財務健全性について注意喚起がなされ、今後の課題として、「シェアハウスの動向」との指摘がなされていることを認識しており、

②審査の実質的な形骸化について、単に会社全体として営業優位であると認識していたことを超えて、審査が実質的に形骸化していたことを認識していたといえ、

③融資関係書類等の改ざん、偽装については、その規模はともかく、スルガ銀行において、具体的に、融資関係書類について、改ざん、偽装がなされている事案があることや、そのチェック機能を強化すべき状況であったにもかかわらず、反対に弱められていた事実、二重契約やエビデンスの偽造、入居状態について偽装されている可能性も認識しており、

④喜之助氏が一切の取引中止を指示したスマートライフとの間で取引が行われており、かつ、その規模もシェアハウスローン全体の6割を超えていることを認識していたといえる。

よって、八木氏については、遅くとも2016年12月末には、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し、又は認識し得たと認められ、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務が生じたものといえる。

しかし、八木氏は、この義務を怠っており、監視監督義務違反が認められるものと判断する。

(5) 柳沢氏について

ア 地位（管掌）について

柳沢氏は、2012年に審査部執行役員に就任し（外部研修に参加していた期間があるため、審査部で実務を行うようになったのは、2013年4月以降）、2017年6月から2018年9月に退任するまで、審査部管掌の取締役（常務取締役）を務めていた。

イ 事実認識について

(ア) シェアハウスローンの各種リスクについての認識

柳沢氏がシェアハウスローンについて、他の資産形成ローンと区別して認識するようになったのは、2015年5月以降、自動審査システム上の使用欄に「シェアハウス」との項目が追加された以降である（それまでは「共同住宅」に含まれていた）。また、2016年6月には、審査部作成の「1億円以上承認リスト」においても区別されるようになった。審査部執行役員であった柳沢氏は、八木氏と同様、この時点から、シェアハウスローンの融資金額の増加等について注視すべきであったといえる。

そして、シェアハウスローンのリスク認識に関して、柳沢氏は、2014年4月17日、2016年4月7日、同年7月7日、同年11月2日の信用リスク委員会に出席し、資産形成ローンにおける信用リスクとして入居率の確認が重要であること、シェアハウスの特徴として、目視での入居状況の詳細確認が困難であることを認識している。

あわせて、柳沢氏は、レントロールの妥当性やサブリース会社の財務健全性、シェアハウスの動向を今後の課題とする「出口から見た気づき」の会議の資料の一部を受け取っている。

以上のことから、柳沢氏は、2016年6月以降、シェアハウスローンを他の資産形成ローンとは区別して認識しており、その増加等について注視すべき立場にあって、入居状況の確認が困難であることや融資管理部において、賃料、レントロールの妥当性、サブリース会社の財務健全性についての注意喚起がなされていること、今後の課題として「シェアハウスの動向」との指摘がなされていることを認識していたといえる。

(イ) 審査が実質的に形骸化していたことについての認識

柳沢氏においても、八木氏と同様、審査が実質的に形骸化していたことは認識していたものと考えられる。

柳沢氏は、本委員会のヒアリングに対して、「営業からの圧力はなかったわけではない。後から営業から電話がかかってきて、押し切られるということはある。ただ、本当にNGのものはしっかり否決していた。」「私にはそこまで圧力はなかった。私は常に東京にいたわけではない。」等と述べている。

しかし、他方で、「社内では、審査に対して営業が圧力をかけることは広く認識されていた。皆知っていたのではないかと思う。審査に来ればそういう目にあう。暗黙の了解であった。」「否決すればすぐに麻生から電話があり、『なんで通さないんだ。これで数字ができなかったらお前らが取ってこい。』と押し切られた。」「この問題が今に始まった話ではないという認識があったのではないか。少なくとも人事への営業の介入や、営業に不利な事項は議事録に残さないといったことは、以前から会社全体で認識されていたことである。」とも述べている。

加えて、審査担当者が、審査部のみが閲覧できる「審査意見」欄に、「家賃設定に疑義あり」等の記載をしており、その件数は2016年に入ってから急増していること、シェアハウスの実行額は2016年2月にピークを迎え、以後は減少と増加を繰り返している状況であり、2016年9月にはセンター長会議において「パーソナル・バンクが風邪をひくと銀行全体が死亡する」といった発言がなされていたことは前述のとおりである。

したがって、柳沢氏についても、八木氏と同様、遅くとも2016年9月頃には、単に会社全体として営業優位であると認識していたことを超えて、審査が実質的に形骸化していたことを認識していたものと考えられる。

(ウ) 融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについての認識

柳沢氏は、当委員会のヒアリングに対し、2013年以降にスルガ銀行に届いていたとされる30件を超える書類改ざんの通報について（第三者委員会調査報告書214頁）、柳沢氏にも連絡があり、柳沢氏において、チャンネルPRMへの登録を行っていた旨述べている。

また、八木氏によれば、八木氏が第三者委員会のヒアリングの際に述べた自己資金のエビデンスについての話は、八木氏と柳沢氏らの3名のエピソードとのことであり、また、直接、喜之助氏に対し、統制強化を求めたのは柳沢氏であるから（当委員会によるヒアリング結果）、柳沢氏においても、自己資金のエビデンスについて改ざんがなされている事案があること及び

喜之助氏に相談した結果、さらにチェック機能が弱められたことを認識していたものといえる（前述のとおり、その時期は、2014年5月29日以前と推察される）。

したがって、柳沢氏は、遅くとも2014年5月29日には、スルガ銀行において、融資確認資料等に改ざん、偽装がなされている事案があること及び本来であれば、そのチェック機能を強化すべきところ、反対に弱められていたことを認識していたものといえる。

（エ）喜之助氏の取引中止の指示に反し、スマートライフとの取引が継続していたことについての認識

柳沢氏は、2015年2月3日、喜之助氏からスマートライフとの取引中止の指示を直接受けた当事者である。当委員会のヒアリングにおいて、柳沢氏は、「喜之助氏からは、スマートライフとは一切関わるな、取引を停止するようにとの指示があり、麻生氏と審査にその旨を伝えた。」と述べている。そのため、柳沢氏は、2015年2月3日の時点で、スマートライフとの取引中止の指示を認識している。

柳沢氏は、当委員会のヒアリングに対し、「麻生氏が絶対的存在である副社長の指示に背き、スマートライフの取扱いを継続することなど考えてもいなかった。」「第1回サクト会議（2017年4月13日）のとき、私は、（スルガ銀行と）スマートライフとの関わりが継続しているのか、と認識した。」と述べている。しかし、八木氏と同じく、柳沢氏は、2016年12月2日の審査部内の「物件調査ミーティング」に出席しており（当委員会の八木氏に対するヒアリング結果）、そこでは、シェアハウスの件数が報告され、その資料には、スマートライフが飛び抜けて多く、「かぼちゃの馬車」ブランドが205件、61%を占めていることが記載されている。

したがって、柳沢氏も、遅くとも2016年12月2日の時点において、スルガ銀行が喜之助氏の指示に反して、スマートライフと取引をしていたこと及びその取引額がシェアハウスローンの6割を上回ることを認識していたものといえる。

これに加えて、柳沢氏は、第1回から第3回のサクト会議に執行役員として、2017年7月5日の第4回サクト会議に取締役（常務取締役）として参加しており、同会議では、「シェアハウスの疑問点」が配布され、稟議申請時の賃料と募集賃料が乖離している事実や喜之助氏が禁じたスマートライフとの取引が継続していること等、シェアハウスローンの各種リスクが出席者に明らかとなっている。

柳沢氏は、審査部執行役員であったときから、スマートライフとの取引中止指示違反やシェアハウスローンのリスクについて認識していたものであ

るが、第4回サクト会議では、これまで柳沢氏が得ていた重要な情報が明示され、他の取締役も認識を共有したものと評価できる。

ウ 柳沢氏のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

(ア) 執行役員としての注意義務違反について

以上のことからすれば、柳沢氏は、審査部執行役員として実務を行っていた間（2013年4月から2017年6月21日まで）においても、

①シェアハウスローンの各種リスクについて、他の資産形成ローンと区別して認識し、その増加等について注視すべき立場にあったといえ、かつ、その入居状況の確認が困難であることや融資管理部において賃料やレントロールの妥当性、サブリース会社の財務健全性について注意喚起がなされ、今後の課題として、「シェアハウスの動向」との指摘がなされていることを認識しており、

②審査の実質的な形骸化について、単に会社全体として営業優位であると認識していたことを超えて、審査が実質的に形骸化していたことを認識していたといえ、

③融資関係書類等の改ざん、偽装については、その規模はともかく、スルガ銀行において、具体的に、融資関係書類等について、改ざん、偽装がなされている事案があることや、そのチェック機能を強化すべき状況であったにもかかわらず、反対に弱められていた事実、二重契約やエビデンスの偽造、入居状態について偽装がなされている可能性も認識しており、

④喜之助氏が一切の取引中止を指示したスマートライフとの間で取引が行われており、かつ、その規模もシェアハウスローン全体の6割を超えていることを認識していたといえる。

この場合、審査部執行役員である柳沢氏にとって最も重要なのは、上記②を是正することであるから、柳沢氏としては、Ⅰ.自ら麻生氏に対抗し、審査部が本来の役割を担えるようにする、Ⅱ.取締役に対し、審査が実質的に形骸化していることを訴えて改善を図る、のいずれかの行動にすることが必要と考えられる。

しかし、スルガ銀行においては、麻生氏が光喜氏、喜之助氏に次ぐ権力を有しており、取締役ですら麻生氏の行為に対して意見を言うことができないような状況であった。その中で、審査部執行役員であった柳沢氏が自ら単独で麻生氏に対抗することを期待し、これを行わなかったことをもって義務違反とするのは酷である。また、仮に、柳沢氏が審査部管掌の取締役である八木氏に訴えかけていた場合でも、八木氏において麻生氏に対抗し得なかったこと（実際に、八木氏においても柳沢氏と同じ事実認識を有していな

がら、麻生氏に抗議したり、経営会議や取締役会に報告する等の行動に出ないこと) からすれば、事態は改善し得なかったものと考えられる。

したがって、柳沢氏が審査部執行役員であった期間については、柳沢氏の注意義務について結果回避可能性は認められず、注意義務違反を認定することはできないものと判断する。

(イ) 取締役としての監視監督義務違反について

柳沢氏は、審査部管掌の取締役（常務取締役）となった後、2017年7月5日の第4回サクト会議に参加している。

前述のとおり、第4回サクト会議では、柳沢氏が審査部執行役員のときに認識していた喜之助氏の指示に反するスマートライフとの取引継続やシェアハウスローンの各種リスク等が明らかとなっており、融資業務に直接関係する取締役としては、この時点で、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられていないことを認識し、又は認識し得たといえる。

よって、柳沢氏については、第4回サクト会議が開催された2017年7月5日の時点で、相当な債権保全措置が講じられるまで直ちにシェアハウスローンの実行を差し止める義務が生じており、この義務を怠った点について、監視監督義務違反が認められるものと判断する。

仮に、柳沢氏において、直ちにシェアハウスローンの実行を差し止めるべき注意義務までは負わないとした場合でも、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実は認識し又は認識し得たといえるから、相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務は生じていたものといえ、少なくとも、柳沢氏はこの義務に違反している。

(6) 白井氏について

ア 地位（管掌）について

白井氏は、2008年6月に常務取締役、2011年6月に専務取締役に就任し、2012年からは代表権を有していた。一貫して、経営企画部を管掌するとともに、CCO（最高コンプライアンス責任者）として、コンプライアンス態勢の全責任を負う立場であった。

イ 事実認識について

(ア) シェアハウスローンの各種リスクについての認識

白井氏は、2017年2月以降、サクトが租税債権滞納により差押を受けてオーナーに対する保証賃料の支払いを停止したとの報告を受け、サクト会議を開催することにした。

本報告書第3の2(2)キで述べたとおり、第1回サクト会議で指示された全件調査により、遅くとも2017年5月末までには、シェアハウス942件のうち、191件は全室空室であること、入居者がいるか不明である物件が153件存在することが明らかになり、白井氏は、その報告を受けこれを認識した。また、第4回サクト会議において、白井氏は、喜之助氏の指示に反して、ダミー会社を通じてスマートライフとの取引が継続されていたことや、「シェアハウスの疑問点」に記載された各リスクを認識するに至った。

したがって、白井氏は、第4回サクト会議の時点で、シェアハウスの各種リスク（「シェアハウスの疑問点」に記載されている各事実）を認識したものと見える。

(イ) 審査が実質的に形骸化していたことについての認識

白井氏は、スルガ銀行において、麻生氏が強大な権限を有していたことは認識していたが（これはスルガ銀行の社内取締役全員が認識していた事実である）、第4回サクト会議以前に審査が実質的に形骸化していたことを認識し得たと判断することは困難である。

もっとも、第4回サクト会議において、入居状況の偽装や稟議申請時の想定賃料と募集賃料が乖離していることを認識したのであるから、遅くともその時点において、シェアハウスの融資の審査において、実際とは異なる内容の稟議が相当数承認されており、審査が実質的に形骸化していることを認識し得たものと見える。

(ウ) 融資関係書類に改ざん、偽装がなされていることについての認識

本報告書第3の2(2)アに記載した通り、2013年以降、融資に関する書類が改ざん・偽装されている旨の外部通報が30件以上存在しているが、経営企画部で対応したものは、白井氏は報告内容や社内稟議を確認しており、通報内容を認識していた。

このように、白井氏は、融資関係書類等に改ざん、偽装が存在していることは認識していた。

(エ) 喜之助氏の取引中止の指示に反し、スマートライフとの取引が継続して

いたことについての認識

白井氏において、喜之助氏がスマートライフとの取引中止を指示していたこと、その指示に反してスマートライフとの取引が継続していたことを認識したのは、2017年4月のサクト問題発覚以降のことである。

白井氏は、サクト会議に出席しているところ、前述のとおり、第4回サクト会議では、営業本部首都圏営業副部長から、P社という業者について、スマートライフのダミー会社であることを意味する「迂回です。」との発言がなされたほか、入居者がいないことを示唆する報告がなされている。また、資料として「シェアハウスの疑問点」が配布されている。

したがって、白井氏は、第4回サクト会議の時点で、スマートライフとの取引中止指示違反及びその取引額がシェアハウスローンの過半に達していることを認識したものと見える。

ウ 白井氏のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

以上からすれば、白井氏は、代表取締役として、第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日の時点において、

①シェアハウスローンの各種リスクについて、「シェアハウスの疑問点」に記載されている事実、具体的には、現地訪問による目視調査において、外見上は全空と思われる物件が942物件中191物件あり、外見上全空と思われる物件に対し、取扱店からは70～80%程度の入居がなされているとの報告があることや稟議申請時あるいは入居状況報告の賃料とネットでの募集賃料が乖離していることを認識した。

②審査の実質的な形骸化について、①で述べたようなシェアハウスローンの各種リスクや④で述べるスマートライフの問題を審査がチェックできない状態が長期にわたって継続していたことを認識した。

③融資関係書類の改ざん、偽装について、その規模はともかく、スルガ銀行において、具体的に、融資関係書類等に改ざん、偽装がなされている事案があることを認識していた。

④喜之助氏の指示や稟議内容に反して「迂回」という形でスマートライフとの間で取引が行われており、その規模がシェアハウスローンの過半に達していることを認識していた。

したがって、代表取締役であった白井氏は、この時点で、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられていないことを認識し、又は認識し得たといえ、相当な債権保全措置が講じられるまで直ちにシェアハウスローンの実行を差し止める義務が生じたものといえる。しかし、白井氏は、この義務を怠っており、監視監督義務違反が認められるものと判断する。

仮に、白井氏において、直ちにシェアハウスローンの実行を差し止めるべき注意義務までは負わないとした場合でも、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実は認識し又は認識し得たといえるから、相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務は生じていたものといえ、少なくとも、白井氏はこの義務に違反している。

(7) 米山氏について

ア 地位（管掌）について

米山氏は、2016年6月に取締役就任し、以後、2018年9月に退任するまで代表取締役（社長）を務めていた。取締役就任以前は、2014年4月からシステム部システム企画 企画グループ長、2015年4月から執行役員システム部長を務めていた。

イ 事実認識について

米山氏については、サクト会議以前に、シェアハウスローンの各種リスクや審査の実質的な形骸化について認識し、又は認識し得たとはいえない。

しかし、米山氏は、代表取締役社長としてサクト会議に出席しているところ、2017年7月5日の第4回サクト会議では、「シェアハウスの疑問点」に記載されたシェアハウスローンの各種リスク、喜之助氏の取引中止の指示に反してスマートライフとの取引が行われており、その取引額がシェアハウスの過半に達していること、それらを審査において防ぐことができず、審査が実質的に形骸化していたことを認識し、又は認識し得たといえる。

ウ 米山氏のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

よって、米山氏は、第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日の時点において、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられていないことを認識し、又は認識し得たといえ、相当な債権保全措置が講じられるまで直ちにシェアハウスローンの実行を差し止める義務が生じたものといえる。しかし、米山氏は、この義務を怠っており、監視監督義務違反が認められるものと判断する。

仮に、米山氏において、直ちにシェアハウスローンの実行を差し止めるべき注意義務までは負わないとした場合でも、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し、又は認識し

得たといえるから、相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務は生じていたものといえ、少なくとも、米山氏はこの義務に違反している。

(8) 望月氏について

ア 地位（管掌）について

望月氏は、2011年6月から2018年9月に退任するまで、取締役（専務取締役）を務めており、就任期間中は、主に財務や運用、決算を担当していた。

イ 事実認識について

望月氏がシェアハウスローンについて、他の資産形成ローンと区別して認識するようになったのは、2017年4月のサクト問題発覚以降のことである。

それまで、望月氏は、喜之助氏から、シェアハウスについての話を聞いたことはあったものの、シェアハウスローンの件数や金額について把握はしていなかった。

望月氏が財務を担当する専務取締役であったことからすれば、2015年以降、件数や金額が増加していたシェアハウスローンに着目していない点を問題とすべきとも思われるが、シェアハウスローンが延滞やデフォルトを起こしていなかったことやピーク時においても月別の実行額が資産形成ローン全体の6分の1程度であったことからすれば、この点について、直ちに望月氏を責めることはできないものとする。

その他の点も含め、望月氏において、サクト会議以前に、シェアハウスローンの各種リスクや審査の実質的な形骸化について認識し、又は認識し得たとはいえない。

しかし、望月氏は、専務取締役としてサクト会議に出席しているところ、2017年7月5日の第4回サクト会議では、「シェアハウスの疑問点」に記載されたシェアハウスローンの各種リスク、喜之助氏の取引中止の指示に反してスマートライフとの取引が行われており、その取引額がシェアハウスの過半に達していること、それらを審査において防ぐことができず、審査が実質的に形骸化していたことを認識し、又は認識し得たといえる。

ウ 望月氏のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

よって、望月氏は、第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日時点において、シェアハウスのローンに相当な債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し、又は認識し得たといえ、取締役会や監査役に対し、相当な債権保全措置が講じられていない疑いがあることを報告したうえで、それを調査するよう求める義務が生じたものといえる²²。しかし、望月氏は、この義務を怠っており、監視監督義務違反が認められるものと判断する。

(9) 有國氏について

ア 地位（管掌）について

有國氏は、2016年6月に取締役（監査部管掌兼最高リスク管理責任者）に就任し、2017年4月システム部管掌、2018年4月にシステム部兼業務部管掌にそれぞれ就任した。2018年9月には代表取締役社長に就任している。シェアハウスのローン及びその他の投資用不動産融資の管掌（営業・審査）になったことはない。

イ 事実認識について

有國氏は2012年6月から取締役に就任する2016年まで経営企画部キャスティング部部長を務めるなど、人事部（後のキャスティング部）を長年にわたり担当しており、個人向け有担保ローンの営業や審査を担当した経験はない。そのため、有國氏において、シェアハウスのローンの各種リスクについて認識していたとはいえず、認識し得たといえる証拠も見当たらない。

また、有國氏は、その経歴から、営業偏重（パーソナル・バンク中心）の人事異動や審査部人事へ営業による介入が行われていたことは認識していたが、審査部門が不当な圧力を受けていた事実など、審査が実質的に形骸化していたことを認識していたとは認められない。

そして、2013年以降、融資関係書類等に改ざん・偽装がなされている旨の外部通報が30件以上存在しているが、いずれも経営会議や取締役会に報告されておらず、有國氏において、融資関係書類等の改ざん・偽装を認識し得たとはいえない。

さらに、喜之助氏のスマートライフとの取引中止の指示を有國氏が認識していたことを示す証拠は見当たらない。また、有國氏は、サクト会議に出席し

²² 望月氏は、融資業務に直接関係する業務担当取締役ではないため、直ちにシェアハウスのローンの実行を差し止めるべき義務までは生じないものと考えられる。

ておらず、サクト会議の内容について詳細を把握していない。

ウ 有國氏のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

以上からすれば、有國氏において、シェアハウスローンに関し、相当な債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し、又は認識し得たとは認められない。

よって、有國氏については、シェアハウスローンに関する監視監督義務違反は認められないものと判断する。

(10) 社外取締役について

ア 地位（管掌）について

成毛氏は2000年6月から2018年6月まで、安藤氏は2011年6月より現在まで、大石氏は2015年6月から2018年6月までスルガ銀行の社外取締役である。

イ 事実認識について

各社外取締役ともに、取締役会において報告される情報以外のシェアハウスの各種リスクを把握できるだけの情報（例えば、「出口から見た気づきの会議」や「シェアハウス会議」における報告、「サクト会議」における議論等）に接していたとは認められない。

また、シェアハウスローンに関する書類が改ざん・偽装されていることや、スルガ銀行において、喜之助氏の取引禁止の指示にも反してスマートライフとの取引が継続されていたことを認識し得たと認められる証拠も見当たらない。

ウ 社外取締役のシェアハウスローンに関する監視監督義務違反についての判断

以上からすれば、社外取締役であった成毛氏、安藤氏、大石氏において、シェアハウスローンに関し、相当な債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し、又は認識し得たとは認められない。

よって、成毛氏、安藤氏、大石氏については、シェアハウスローンに関する監視監督義務違反は認められないものと判断する。

第6 内部統制システムの構築に関する取締役の善管注意義務違反の有無

1 本件における内部統制システム構築義務に関する考え方

(1) 総論

ア 債権保全措置義務に関する内部統制であること

第4で述べたとおり、会社法は、取締役に対して、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を義務づけている（会社法362条4項6号、会社法施行規則100条）。

拓銀事件判決のとおり、債権保全措置義務は法的義務なのであるから、銀行の取締役は、融資業務に関する内部統制システムの構築義務として、信用リスク管理体制を構築しなければならない。ただし、内部統制システムの構築義務として各取締役に課される義務内容は、その地位により異なる。代表取締役と業務担当取締役は、内部統制システムの構築義務について直接的な責任を負い、他の取締役は当該履行状況を監視する義務を負うことになる。

イ 特定の融資業務を対象とするものではないこと

内部統制システムとは、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会社法362条4項6号）であり、特定の不正又は不当な行為・損失の防止を対象とするものではなく、事業活動に伴う各種リスクを適切に制御し、広く一般的に不正又は不当な行為・損失等の発生を事前予防するものである。

当該制度趣旨からすれば、特定の行為等を予見しているか否かに関わらず、取締役は、「内部統制システムが実質的に機能していないこと」について認識し、又は認識し得た場合、当該機能不全により具体的な損害が発生するに先立ち、内部統制システムを構築（修復又は再構築を意味する。以下同じ。）すべく、適切に是正措置を講ずべき義務を負うと解するのが相当である。

以上のとおり、内部統制システムに機能不全が生じている場合、これを認識し又は認識し得た取締役は、その者の地位に応じて、内部統制システムを構築するために適切な是正措置を講ずべき義務が発生し、これを怠った場合には、当該義務違反と相当因果関係のある損害を賠償する義務を負うものと解される。

ウ 最判平成21年7月9日判時2055号147頁（日本システム技術事件。以下「日本システム技術事件判決」という。）とは事案が異なること

内部統制システム構築義務違反については、日本システム技術事件が引用されることが多い。すなわち、日本システム技術事件判決においては、内部統制システム構築義務違反の有無に関し、①通常想定される不正行為を防止し得る程度の内部統制システムを整えていない場合、又は②仮に通常想定される不正行為を防止し得る程度の内部統制システムが整備されていたとしても、以前に同様の手法による不正行為が行われたことがあったなど個々の役員において不正行為等の発生を予見すべきであった特別な事情がある場合には、内部統制システム構築義務違反が認められるとの判断枠組みが示されている。

しかし、同判例は事例判断であると評価されてもいる（判タ1307号119頁のコメント等）。同事案では、営業部長及び営業社員による売上の架空計上及びその隠ぺい工作を見逃していた点について、代表取締役の内部統制システム構築義務違反の有無が問題となったため、代表取締役の予見可能性についても、当該不正行為の発生のみを問題とすれば足りた。これに対して、本件一連の問題は、以下のとおり事案が異なる。

すなわち、まず、①日本システム技術事件判決において構築すべきであった内部統制は、架空売上げ計上という不正行為を防止する体制であるが、本件において構築すべき内部統制は、債権保全措置義務に対応する体制であり、中身が異なる。

つぎに、②日本システム技術事件判決では、個別の不正行為が問題となり、(i) 適切な内部統制システムが構築されていたか、(ii) 構築されていたとして個別の不正行為が予見可能であるかが問題となった。これに対して、本件では、拓銀事件判決のように特定の融資行為ではなく、シェアハウスという類型の融資行為全般が問題となっている。これは、(ii) 内部統制システムが適切に構築されていたとして、個別の融資行為が債権保全措置義務違反の態様でなされたかを予見可能か否かの問題ではなく、シェアハウスという類型の融資行為全般に対して、内部統制システムが機能していなかったか否かの問題であり、(i) 内部統制システムの構築自体の問題である。よって、取締役の認識対象は、(ii) 個別に発生した行為ではなく、(i) シェアハウスという類型の融資行為に対して、内部統制システムが機能していたか否かとなる。

さらに、③日本システム技術事件判決における不正行為は、偽造行為の防止体制の欠如という比較的単一の原因によるものであるが、既に述べてきたとおり、本件一連の問題は、融資業務における債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を背景として、数多くの不適切又は不正な行為が、複数の部署・役員にまたがって発生し、かつ、そのような状況について取締役等に適

切な情報共有がされなかったことにより、会社としての適時かつ適切な対応ができなかったことから発生したものである。このように、複数の原因が重畳的に絡み合っただけで結果が発生した場合、取締役がその原因の1つを認識し又は認識し得ただけで直ちに義務違反を認めることは相当ではなく、他方で、取締役が認識し又は認識し得たのが原因の1つのみであったことをもって、直ちに義務違反を否定することもまた相当ではない。

加えて、④日本システム技術事件判決は、会社に対して、会社法350条（民法44条）に基づく損害賠償請求がされた事案であったため、同条に基づく会社の責任を検討するにあたり、代表取締役についてのみ、内部統制システム構築義務違反の有無を判断すれば足りた。これに対して、当委員会は、代表取締役のみならず、他の取締役の義務違反も検討対象とする。前述のとおり、代表取締役と業務担当取締役とが、内部統制システムの構築義務について直接的な責任を負い、他の取締役は当該履行状況を監視する義務を負うが、本件一連の問題は、数多くの不適切又は不正な行為が、複数の部署・役職員にまたがって発生しているため、複数の業務担当取締役について、内部統制システムの構築義務に関する直接的な義務違反の有無が問題となる。

エ 小括

以上より、債権保全措置に関する内部統制システムに機能不全が生じている場合、これを認識し、又は認識し得た取締役は、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が発生し得る。ただし、複数の機能不全により損害が発生した場合、いかなる機能不全を認識し又は認識し得た場合に、内部統制システム構築義務違反が認められるかは、各取締役の地位及び当該機能不全の性質に応じた総合考慮となる。

具体的には、代表取締役及び融資業務に直接関係する業務担当取締役（本件では営業及び審査の管掌取締役が該当する）には、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得た場合は、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じ、その余の取締役には、これを認識し又は認識し得た場合は、取締役会や監査役に対し、内部統制システムの機能不全を報告したうえで、これを構築するよう求める義務が生じる。上記の義務を怠った場合には内部統制システム構築義務に違反することになる。

なお、仮に、本件において、日本システム技術事件判決の判断枠組みが採用されたとしても、上記ウで述べたことからすると、債権保全措置に関する内部統制システムに機能不全が生じていることを個々の取締役が認識し又は認識し得た場合は、同判決の言うところの特別の事情が認められるから、当該取締役には内部統制システム構築義務が生じる。

(2) 本件における内部統制システムの機能不全

スルガ銀行の取締役会は、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制の基本方針）については決議していた。リスク管理体制についてみれば、前述のとおり、取締役会又は経営会議の下に各種リスク管理委員会を設置し、信用リスクその他の各種リスクについて、各委員会で検討、提言する体制が採られ、各種リスク委員会における協議・検討結果は、経営会議に提案・報告することとされていた。新商品の開発にあたっては、部門を横断したチェック体制が定められ、社内組織については、経営と執行とが分離され、取締役会及び経営会議は主として執行役員による業務執行に対する監視を行い、実際の業務執行については、執行役員による執行会議を最高意思決定機関とする制度が採られていた。各部門の独立性についても、審査部門、営業部門、人事部門といった部門ごとに独立した部署が設置され、それぞれに管掌取締役を置くなど、形式上は、各部門の独立性が認められる体制となっていた。また、お客さま相談センターを介して社内外から情報収集も行われており、重要な情報については、経営会議や執行会議に報告される仕組みとなっていた。このように、スルガ銀行における内部統制システムは、外形的には整っていた。

しかしながら、拓銀事件判決は、債権保全措置義務の内容として、「融資先の経営状況、資産状態等を調査」、「その安全性を確認して貸付を決定し」、「原則として確実な担保を徴求する」と列挙し、また金融検査マニュアルにおいても各種リスク検査項目として当該要素をあげるところ、スルガ銀行においては、以下のとおり、信用リスク管理体制、すなわち債権保全措置をとるための内部統制システムが機能不全に陥っていたと評価せざるを得ない。

ア シェアハウスローンのリスク分析体制の欠如

拓銀事件判決は、債権保全措置の内容として、「その安全性を確認」することを挙げるが、商品ごとのリスク分析は重要な前提である。

金融検査マニュアルにおいても、「取締役会等は、新規商品等審査について、新商品委員会等に新規商品等の妥当性や適法性についての情報を集約し、十分な検討を行わせる態勢を整備しているか。」が検査項目である（経営管理態勢チェックリスト I 3④ (iii)、同マニュアル 12 頁）。新商品の「適法性」のみならず、「妥当性」についても検査項目であることは、拓銀事件判決が認めた債権保全措置義務に則ったものである。

しかし、スルガ銀行においては、以下のとおり、シェアハウスローンについて、リスク分析体制が機能不全に陥っていた。

(ア) 商品開発時のリスク分析体制

前述のとおり、スルガ銀行においては、シェアハウスローンについて、

商品開発時のリスク分析がなされていない。

(イ) 商品開発後のリスク分析体制

また、スルガ銀行は、従前から、信用リスク委員会において、商品の特性ごとに債権保全に関する重要指標の分析とその検証を検討審議し、経営会議に報告していた。賃貸用不動産については、2013年3月22日付信用リスク委員会において、「賃貸系については、失業率以外に住宅価格指数、有効求人倍率についても分析したが、いずれもあてはまりが悪い、統計的に有意でない（意味がない）結果となった。このため、賃貸系のデフォルトを予想し得る経済指標については今後も継続的に検討していく。」とし、同年4月25日付経営会議において報告されたが、同年10月には、資産形成ローンにおいては空室率のチェックがリスク顕在化予兆の早期把握に必要であるとして、定期的な物件調査を行う旨の通達がされた。当該ローンの融資先は、賃料収入をもって融資金を返済して資産形成を図るのだから、その主たる返済原資は賃料収入であり、入居率をチェックすることは相当なリスク分析体制といえる。当該通達を踏まえ、2014年4月17日付信用リスク委員会において、資産形成用不動産の定期的調査の概要や方法について検討討議され、同月25日付経営会議に報告され、その後、定期的に入居率調査が実施され、当該調査結果を踏まえて、信用リスク委員会において、資産形成ローンのリスクが検討討議され、経営会議に報告された。

かように、スルガ銀行においては、資産形成ローンのリスク管理体制として、定期的な入居率調査という体制を整えた。

しかしながら、シェアハウスは、同ローンの一類型であるが、集合体となっているため電気メーターやガスメーターの状況で入居率を推測することができない等、空室率の把握が困難であるという特殊性を有することが判明した。すなわち、審査部内では、シェアハウスが各所で建ち始めたことから、2014年から2015年にかけての頃に、入居状況を確認すべきとの声があがり、実際に物件調査担当チームにて、2015年4月頃からシェアハウスの物件調査が開始され、目視での入居状況の詳細確認が困難であることが確認された。同情報は、信用リスク委員会を経て、2016年1月15日付、4月22日付、8月5日付、11月9日付各経営会議において、当該特殊性について報告がされているが、出席した取締役から、シェアハウス特有のリスクに対する対処は議論されていない。

前述のように、スルガ銀行においては、資産形成ローンにおける有為なリスク分析体制を模索し、2014年に定期的に入居率を調査するというリスク分析体制を構築してきた。そこで、シェアハウスについて、入居

率の調査自体が困難であるという課題を認識したのであれば、本来は、現地調査とあわせて賃貸借契約原本をもって入居率を確認する等、シェアハウスについて入居率調査それ自体をいかに行うかの体制を整備すべきであったが、2017年5月にシェアハウスローンに関する全件調査が実施されるまで、そのような体制が整備されることはなかった。

この点、シェアハウスローンの一部にはサブリースがつくことで、融資先の個人、サブリース業者、入居者との間で転貸借関係が成立し、融資先の個人がサブリース業者から賃料を収受し得るとしても、サブリース業者としても、入居者から収受する転借料をもって賃料の主たる支払原資とするのであるから、やはり入居率の確認は重要である。

(ウ) 情報断絶によりリスク分析体制の必要性を共有できなかったこと

以上のような定期的な入居率の調査に加え、前述のとおり、スルガ銀行においては、出口から見た気付き会議、シェアハウス会議、物件調査ミーティングなど、個別の非公式会議等でシェアハウスローンのリスク情報が議論されていたが、適切に取締役と共有されなかった。そのため、取締役において、シェアハウスローンのリスク分析体制を組織的に構築する必要性を認識することが遅れ、徹底した入居率の調査等のリスク分析の実行及びこれに伴うシェアハウスローンの実行停止に直ちにに取り組むことができなかった²³。

イ 審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全

拓銀事件判決は、債権保全措置として、「融資先の経営状況、資産状態等を調査」を挙げるが、調査を適正に行うためには審査機能が不可欠の前提である。金融検査マニュアルにおいても「審査部門は、例えば、営業推進部門等から独立し、審査部門の担当取締役は営業推進部門等の取締役が兼務していないなど、営業推進部門等の影響を受けない体制となっているか。」が検査項目である（Ⅱ管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況の2①、マニュアル137頁）。

しかし、スルガ銀行においては、審査部は、融資審査に関して営業から圧力を受け、また人事についても営業に介入され、その独立性を欠如していた。

このような営業の審査への圧力・介入により、資産形成ローンの融資承認率

²³ スルガ銀行においては、平成30年6月6日の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の変更を決議し、「2017年11月にお客さまの声業務手続を改定し、営業店への苦情ならびに当局および銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報をお客さま相談センターで一元管理し、経営会議において取締役へ報告する体制としております。リスク情報が経営陣にすみやかに共有される報告プロセスとし、問題の早期発見・対応に努めております。」との項目を新設し、情報管理に関する内部統制システムの構築を図っている。

は、サクト問題が発生する2017年度上期に至るまで、99%を超えて推移するに至っており、審査は機能不全に陥っていた。

審査の機能不全は、債権保全措置の機能不全に直結するものである。

以上の審査の機能不全は、取締役及び行員の一部は認識していたが、前述のとおり情報が断絶していたため、当該情報が共有されず、対応が後手に回っている²⁴。

ウ 営業部門の業務フローにおける機能不全

拓銀事件判決は、債権保全措置として、「融資先の経営状況、資産状態等を調査」、「原則として確実な担保を徴求する」ことを挙げるが、誤った情報を基にした調査は実効性に欠けることは明らかであり、当該調査をするにあたっては、個人の資力や収入、担保不動産の価値を正確に把握することが不可欠の前提である。

しかし、スルガ銀行においては、前述のとおり、自己資金確認資料等の原本確認は所属長の責任で行うことが定められていたにもかかわらず、所属長は原本確認を徹底せず、結果的に、様々な資料偽装を許すこととなった。これにより、偽装した情報に基づき、融資条件に反した不適切な融資が実行され、不良債権化のリスクが増大することとなった。また、スマートライフを含め、取引停止処分としたチャンネルについて、行内での情報共有や取引停止の徹底が不十分であったため、他のチャンネルを利用したスマートライフの迂回取引を許す結果となった。

通帳や収入関係書類など債務者関係書類の偽造は、「融資先の資産状態等の調査」を不可能とし、またレントロールの偽装など物件関係資料の偽造は、担保評価額を吊り上げられることとなり、「確実な担保を徴求する」ことを不可能とするものであり、これらの債権保全措置に関する営業の業務フローが機能不全に陥っていたことは、債権保全措置の機能不全に直結するものである。

以上述べた偽造の疑いに関する外部通報、原本確認等業務フローの不備、スマートライフが取扱い禁止後も直接に又は間接的にシェアハウスローンへの関与を継続したこと等について、取締役及び行員の一部は認識していたが、前述のとおり情報が断絶していたため、当該情報が共有されず、対応が後手に回っている²⁵。

²⁴ スルガ銀行においては、平成30年6月6日の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の変更を決議し、「融資審査機能の強化のため、組織体制の見直しや各種融資プロセスを見直し、実効性のある与信管理態勢の整備に努めております。また、営業店においては、お客さまから融資のご相談をいただいた初期段階からの適正な与信判断を徹底し、さらなる自律的統制機能を強化してまいります。」との項目を新設し、機能不全に陥った審査部門に関する内部統制システムの構築を図っている。

²⁵ スルガ銀行においては、平成30年6月6日の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の変更を決議し、「営業店での融資業務や預金業務において、規定された業務手続に準拠し各種リスク管理に取り組むとともに、コンプライアンス遵守を徹底し営業店がリスク管理の第1の防御線となるよう

エ 情報の断絶

債権保全措置を実効的に実施するためには、正確な情報が関係各所で共有されることが必要である。また、内部統制システムの機能不全が生じている場合において、これを修復するためには、当該情報がすみやかに共有されることが必要である。

しかし、スルガ銀行においては、前述のとおり、偽造の疑いに関する外部通報の情報が共有されていないこと、スマートライフの取扱い禁止に関する指示が不徹底となり、同社が直接に又は間接的にシェアハウスローンへの関与を継続したことについて社内の情報共有が図られなかったこと、シェアハウスローンのリスク分析の欠如、審査の機能不全、原本確認等業務フローの不備等の内部統制システムの機能不全について、取締役及び行員の一部は認識していたが、当該情報が共有されず、対応が後手に回ったことの各事実が認められる。

情報の断絶も、債権保全措置の機能不全に結びつくものである²⁶。

2 各取締役の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反について

以上のとおり、本件では、債権保全措置に関する内部統制システムに機能不全が生じているが、前述のとおり、代表取締役及び融資業務に直接関係する業務担当取締役（本件では営業及び審査の管掌取締役が該当する）は、債権保全措置義務に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得た場合は、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じ、その余の取締役は、これを認識し又は認識し得た場合は、取締役会や監査役に対し、内部統制システムの機能不全を報告したうえで、それを構築するよう求める義務が生じる。

本件においては、下記の4つの要素により、債権保全措置に関する内部統制システムは機能不全に陥っていた。

- ア シェアハウスローンのリスク分析体制の欠如
- イ 審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全
- ウ 営業部門の業務フローにおける機能不全

体制の整備に努めております。」との項目を新設し、機能不全に陥った営業部門に関する内部統制システムの構築を図っている。

²⁶ スルガ銀行においては、平成30年6月6日の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の変更を決議し、「2017年11月にお客さまの声業務手続を改定し、営業店への苦情ならびに当局および銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報をお客さま相談センターで一元管理し、経営会議において取締役に報告する体制としております。リスク情報が経営陣にすみやかに共有される報告プロセスとし、問題の早期発見・対応に努めております。」との項目を新設し、情報管理に関する内部統制システムの構築を図っている。

エ 情報の断絶

また、各取締役に義務違反が認められるか否かは、各取締役の地位及び上記4つの要素に応じて、機能不全に対する各取締役の認識を総合考慮して判断することになるため、以下では、各取締役の事実認識について、各取締役の地位とあわせて主張する（ただし、上記エについては、上記アからウの主張の中で論じる）。

なお、各取締役の地位（管掌）については、第5の2と同様である。

(1) 喜之助氏について

ア 事実認識について

(ア) シェアハウスローンのリスク分析体制の欠如についての認識

喜之助氏のシェアハウスローンの各種リスクについての認識は、本報告書第5の2(1)イ(ア)において詳述したとおりである。

すなわち、喜之助氏は、「出口から見た気づきの会議」でシェアハウスローンにもあてはまる各種リスクの報告を受け、かつ、2016年1月7日の信用リスク委員会においてシェアハウスは外からの目視での入居確認が困難であるとの報告を受け、空室率のチェックによってリスク顕在化の予兆を早期に把握しようとするそれまでのスルガ銀行のリスク分析手法がシェアハウスには機能しないことを認識したのであるから、2016年1月末時点には、資産形成ローンの各種リスクがシェアハウスローンにもあてはまるだけでなく、事前にかかるリスクの顕在化の予兆を把握することが困難であることを十分に認識し、又は認識し得たといえる。

そして、喜之助氏は、「出口から見た気づきの会議」において、融資管理部から資産形成ローンに関する重要なリスクの指摘を「営業軌道修正への提言」として報告を受けているにもかかわらず、それが営業部や審査部にフィードバックされていないことや経営会議に一切報告されておらず、上記のとおり、シェアハウスローンのリスク分析体制が欠如しているにもかかわらず、何らの是正措置も講じられていないことを認識していたといえる。

この点について、当委員会のヒアリングにおける元取締役の供述によれば、2016年3月、融資していた医師が自己破産した際、最後は無担保で貸付をしていたため、喜之助氏に対し、「こういうやり方はまずい。」と伝えたところ、喜之助氏もまずいと思っていると述べたものの、「もう麻生には言わないよ。」と述べたとのことである。これは、2015年2月に喜之助氏がスマートライフとの取引を禁止した際、融資の実行額が下がり、喜之助氏は麻生氏から「ストップをかけたからこうなった。」と言われたため、もう喜之助氏から麻生氏にブレーキをかけるようなことを言わないとの趣旨

の発言とのことであった。

このやりとりからすれば、以後、喜之助氏は、営業の問題点や重大なリスクを認識した際も、融資残高を維持するために、営業にストップをかけることをしなかったものと推測される。そのため、これ以後、喜之助氏の営業に対するブレーキの役割は弱まっており、シェアハウスローンのリスク分析手法が機能しないままの状態が放置されたものと考えられる。

(イ) 審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全についての認識

喜之助氏の審査の実質的な形骸化についての認識は、本報告書第5の2(1)イ(イ)において詳述したとおりである。

すなわち、喜之助氏は、審査が実質的に形骸化する要因を作出していたものといえ、審査が独立性を失い、機能不全に陥っていたことを認識していたものといえる。

(ウ) 営業部門の業務フローにおける機能不全についての認識

喜之助氏の融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについての認識は、本報告書第5の2(1)イ(ウ)において詳述したとおりである。

すなわち、喜之助氏は、「出口から見た気づきの会議」における指摘や2015年1月16日の経営会議において受けた団信の診断書等の偽造についての報告等から、具体的にスルガ銀行の融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていた事案が存在することを認識していたといえる。そして、当委員会の取締役に対するヒアリングによれば、喜之助氏は、遅くとも2014年5月までの間に、審査部から自己資金のエビデンスにおいて改ざん事案が発生していることを伝えられ、統制強化を求められた際、反対に、エビデンスの確認は営業の現場で行うことを決めたとのことである。

このように、喜之助氏は、融資関係書類等に改ざん、偽装がなされている事案が存在することを認識しながら、自己資金のエビデンスの確認を営業の現場に任せる等して、チェック体制を弱めており、営業部門の業務フローにおける機能不全を認識していたものといえる。

イ 喜之助氏の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反についての判断

以上のことからすれば、代表取締役副社長(COO)であった喜之助氏は、遅くとも2016年1月末時点では、シェアハウスローンのリスク分析体制、

審査部門の独立性・審査の機能、営業部門の業務フローにおける機能について、機能不全が生じていることを認識し、又は認識し得たといえる。

よって、喜之助氏については、2016年1月末時点において、債権保全措置に関する内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められるものと判断する。

(2) 光喜氏について

ア 事実認識について

(ア) シェアハウスローンのリスク分析体制の欠如についての認識

光喜氏のシェアハウスローンの各種リスクについての認識は、本報告書第5の2(2)イ(ア)において詳述したとおりである。

すなわち、光喜氏は、第4回サクト会議までにシェアハウスのリスクを一定程度把握していたと推認され、また白井氏から第4回サクト会議での議論の内容について、一定程度具体的な報告を受けたことにより、シェアハウスローンの各種リスクについて認識し、又は少なくとも同会議の報告や資料を自ら求めることにより認識し得た。

前述のとおり、光喜氏は、第4回サクト会議の冒頭で、「営業部隊や審査部など一部部署の責任を追及する会議ではない」との自らの考えを白井氏を通じて出席者に伝えさせており、同会議の出席者は、当委員会のヒアリングに対し、「意味としては、みんなで麻生を責めるなということ」と理解したと述べている。

その結果、第4回サクト会議では、サクトに留まらないシェアハウスローンの各種リスクや実際の入居状況が出席した経営陣に明らかとなったにもかかわらず、シェアハウスローンの実行を直ちに止め、調査を開始するとの結論には至らなかった。

代表取締役には、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得た場合は、内部統制システムを構築すべき義務が生じるところ、光喜氏は白井氏から会議の内容を受け、シェアハウスローンのリスクや信用リスク管理体制の機能不全を認識した後も、経営陣に何らの指示をすることなく、営業への牽制を働かせようとしなかった。

それにより、第4回サクト会議後も、シェアハウスローンは実行されることとなったのである。

(イ) 審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全についての認識

光喜氏の審査の実質的な形骸化についての認識は、本報告書第5の2(2)イ(イ)において述べたとおりである。

すなわち、光喜氏は、2016年7月に喜之助氏が死去したことにより、それ以降、営業に対する牽制が働かない状態となっていたことを知り得たといえる。また、第4回サクト会議の時点では、シェアハウスローンの各種リスクやスマートライフとの取引継続、審査の形骸化を認識し得たといえる。

(ウ) 営業部門の業務フローにおける機能不全についての認識

本報告書第5の2(2)イ(ウ)(エ)において述べたとおり、光喜氏は、経営会議において、投資用不動産の融資関係書類等に偽装がなされている事案が存在することを認識し、どこまで銀行の確認義務があるか弁護士と検討するよう指示するなど事務フローの整備の必要性を認識していたが、その後の整備状況を確認していない。また、第4回サクト会議の時点では、喜之助氏の指示に反し、「迂回」という形でスマートライフとの取引が継続していたことを認識し得たといえ、営業部門の業務フローに機能不全が生じていることを認識し得たといえる。

イ 光喜氏の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反についての判断

以上のことから、光喜氏は、代表取締役かつCEOとして、遅くとも第4回サクト会議の時点において、シェアハウスローンのリスク分析体制、審査部門の独立性・審査の機能、営業部門の業務フローにおける機能について、機能不全が生じていることを認識し、又は認識し得たといえる。

よって、光喜氏については、第4回サクト会議(2017年7月5日)の時点において、債権保全措置に関する内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められるものと判断する。

ウ 喜之助氏の死去に伴う内部統制システム構築の必要性

以上のとおり、光喜氏について、内部統制システム構築義務に関する善管注意義務違反が認められるのは、第4回サクト会議の時点である。

しかしながら、光喜氏については、より早い時点において、スルガ銀行の内部統制システムを構築することが期待されていたといえる。

これまで述べてきたとおり、スルガ銀行では、会社法上予定されている内部統制システムは外形的には構築されており、各委員会、執行会議、経営会議、取締役会は開かれていたものの、実態としては、別の形で営業への牽制がなされていた。具体的には、喜之助氏が情報を集約し、重要な業務上の意思決定は全て喜之助氏個人が行い、他の取締役はその意思決定を認識していないことも多かった。本件において重要なポイントとなっているスマートライフの不芳情報が各委員会や執行会議、経営会議、取締役会に報告されることなく、喜之助氏個人に報告され、喜之助氏個人の判断で一切の取引中止との指示が出され、それが営業と審査にのみ口頭で伝えられ、他の取締役の多くがこの指示を認識すらしていなかったことは、上記実態を顕著に表すものである。その他、喜之助氏は、非公式の会議である「出口から見た気づきの会議」を不定期に開催し、営業部門と審査部門の意見が対立したときには、営業、審査それぞれの担当者から話を聞いた上で、喜之助氏が最終判断をし、営業、審査等の関係部署に対して指示を出していた。Co-COOとして、光喜氏、喜之助氏に次ぐ権力を持ち、取締役を含め、誰もが反対意見を述べることを躊躇する存在であった麻生氏も、当然のことながら、喜之助氏の指示には従っていた。

実際には、喜之助氏による営業への牽制機能も十分には機能せず、営業重視の判断から審査の実質的な形骸化を招くこととなったが、2016年7月に喜之助氏が死去した後は、営業を牽制し得る唯一の機能が失われた状態となった。「出口から見た気づきの会議」は開催されなくなり、営業部門と審査部門の意見が対立した際の調整の場も失われ、麻生氏、ひいては営業部門の権勢の肥大化に歯止めが利かなくなった。以後は、Co-COOである麻生氏に対して、誰も反対意見を述べることのできない状態が続き、営業の管掌取締役である岡崎氏は麻生氏を監視監督する役割を全く果たせず、審査の管掌取締役である八木氏も麻生氏を牽制する役割を果たせなかった。にもかかわらず、各委員会、執行会議、経営会議、取締役会には、それまでと変わらない情報しか報告されず、議論される内容についても変わらなかった。

このように考えると、スルガ銀行としては、喜之助氏が死去した後、速やかに会社法が本来予定している内部統制システムを機能させるよう、内部統制システムを構築すべきであったといえる。

もっとも、光喜氏が、喜之助氏の死去により、スルガ銀行の内部統制システムに機能不全が生じることを認識し、又は認識し得た上で、債権保全措置に関する内部統制システムを構築することが光喜氏の法的義務であったとまでいうことはできないが、それを行うことができたのは、創業家であり、麻生氏にブレーキをかけることができる唯一の存在であった光喜氏において他にはいなかった。

(3) 岡崎氏について

ア 事実認識について

(ア) シェアハウスローンのリスク分析体制の欠如についての認識

岡崎氏のシェアハウスローンの各種リスクについての認識は、本報告書第5の2(3)イ(ア)において詳述したとおりである。

すなわち、岡崎氏は、2016年6月から1億円以上の承認リストを毎月受領し、シェアハウスローンの件数や金額を把握するようになってから半年程度経過した2016年12月末には、シェアハウスローンのリスクについて認識し、又は認識し得たといえる。

そして、スルガ銀行の社内規程では、新商品の開発の際には、コンプライアンス規程に基づき、営業企画、審査企画、コンプライアンスなどの各部署により、商品設計の評価等のチェックが行われることになっているところ、シェアハウスローンについては、既存の不動産収益ローンの一種であって新たな商品ではないという認識から、リスク分析は行われなかった。シェアハウスローンについては、本来は、営業企画において新商品としてリスク分析を行うべきであり、岡崎氏は、営業部管掌の業務担当取締役としてこれを行い、又は、営業企画がこれを行うよう監督すべきであったにもかかわらず、新商品としてのリスク分析はなされなかった。また、その後徐々にシェアハウスローンのリスクが顕在化する中で融資残高が急激に増えて行ったにもかかわらず依然としてリスク分析は行われていない。

加えて、岡崎氏は、2016年1月7日の信用リスク委員会、2016年1月15日の経営会議の双方に出席していたところ、信用リスク委員会では、シェアハウスローンについて、「目視による入居状況の詳細確認が困難」である等の報告がなされているにもかかわらず(同委員会議事録)、経営会議では、そのようなリスクの報告がなされていないのであるから、シェアハウスローンには目視によっては入居状況を確認できないという特有のリスクがあることを認識するとともに、そのことが経営会議に上げられて検討の対象にされる体制になっていないことも認識し得たのである。

これらの事実認識から、岡崎氏は、シェアハウスローンには特有のリスクがあるにもかかわらず、そのリスクを分析する体制が欠如していたことを、遅くとも2016年12月末時点では認識し、又は認識し得たものといえる。

(イ) 審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全についての認識

岡崎氏の審査の実質的な形骸化についての認識は、本報告書第5の2(3)イ(イ)において詳述したとおりである。

岡崎氏は、審査が営業部門(麻生氏)の圧力に負けていること、その結果審査の承認率が99%にもものぼるという異常な状態になっていたことを認識していたのであるから、審査が実質的に形骸化してしまっており、営業をチェックするという債権保全措置にとって最も重要な体制自体が毀損されてしまっていることを認識していたのである。

(ウ) 営業部門の業務フローにおける機能不全についての認識

岡崎氏の融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについての認識は、本報告書第5の2(3)イ(ウ)において詳述したとおりである。

すなわち、岡崎氏は、融資関係書類に改ざん、偽装がなされている事案を認識し、また、営業部所管の取締役(2017年4月からは営業本部長も兼任)として、お客さま相談センターに寄せられていた通報内容のうち、リスクにつながるような重要なものを適切に経営会議に報告すべきであったにもかかわらず、お客さま相談センターに寄せられた情報の取扱いに関するルールが設けられていないことにより、適切に経営会議に報告する体制が構築されていなかったことも認識していた。

さらに、岡崎氏は、審査による自己資金確認資料等の改ざん、偽装に対するチェック機能が弱められ、その分営業において自己資金確認資料等の原本確認を徹底しなければならない状況にあったにもかかわらず、これに何ら対処することなく、原本確認が徹底されるような体制が構築されていないことも認識していたのであるから、営業部門の債権保全措置に関する業務フローの機能不全を認識していたものといえる。

イ 岡崎氏の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反についての判断

以上のことからすれば、営業部管掌の取締役(2017年4月からは営業本部長も兼任)であった岡崎氏は、遅くとも2016年12月末時点では、シェアハウスローンのリスク分析体制が機能しておらず、審査部門が独立性をもってチェックするという債権保全措置の根幹となる体制が機能不全に陥り、さらに営業部門の債権保全措置に関わる業務フローにも機能不全が生じていることを認識し、又は認識し得たといえる。

よって、岡崎氏については、2016年12月末時点において、債権保全措置に関する内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められるものと判断する。

(4) 八木氏について

ア 事実認識について

(ア) シェアハウスローンのリスク分析体制の欠如についての認識

八木氏のシェアハウスローンの各種リスクについての認識は、本報告書第5の2(4)イ(ア)において詳述したとおりである。

すなわち、八木氏は、遅くとも2016年12月12日の時点においては、シェアハウスローンを他の資産形成ローンとは区別して認識しており、その増加等について注視すべき立場にあって、入居状況の確認が困難であることや融資管理部において賃料、レントロールの妥当性、サブリース会社の財務健全性についての注意喚起がなされていること、今後の課題として「シェアハウスの動向」との指摘がなされていることを認識していたといえる。

前述のとおり、シェアハウスローンについては、商品開発時においてリスク分析がなされていない。そのため、各取締役は、シェアハウスローンの固有のリスクを認識した時点で、シェアハウスローンのリスク分析がなされていないことを認識し得たといえる。また、八木氏は、喜之助氏と融資管理部長、営業企画部長等の少人数で「出口から見た気づき」の会議を開催しており、そこで収益不動産全般に認められるリスクについて検討が行われていたこと、それが正規の検討ルートである信用リスク委員会で議論されていないことも認識していたといえる。加えて、八木氏は、審査管掌の取締役であった時期には、信用リスク委員会と経営会議の双方に出席していたところ、例えば、2016年1月7日、同年4月7日、同年7月7日の信用リスク委員会では、シェアハウスローンについて、「目視による入居状況の詳細確認が困難」であること等の報告がなされているにもかかわらず(同委員会議事録)、取締役が出席する経営会議(2016年1月15日、同年4月22日、同年8月5日)では、そのようなリスクの報告がなされた形跡はない。また、入居状況の確認をいかにして行うかについての検討もなされていない。

これらの事実認識から、八木氏は、シェアハウスローンのリスク分析体制が欠如していたことを認識し、又は認識し得たものといえる。

(イ) 審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全についての認識

八木氏の審査の実質的な形骸化についての認識は、本報告書第5の2(4)イ(イ)において詳述したとおりである。

すなわち、八木氏は、2016年9月頃には、単に会社全体として営業優位であると認識していたことを超えて、審査が実質的に形骸化していること、言い換えれば、審査部門が独立性を失い、機能不全に陥っていたことを認識していたものといえる。

(ウ) 営業部門の業務フローにおける機能不全についての認識

八木氏の融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについての認識、喜之助氏の取引中止の指示に反し、スマートライフとの取引が継続していたことについての認識は、本報告書第5の2(4)イ(ウ)(エ)において詳述したとおりである。

すなわち、八木氏は、遅くとも2016年12月12日時点においては、融資確認資料等に改ざん、偽装がなされている事案があること及び本来であれば、そのチェック機能を強化すべきところ、反対に弱められていたこと(営業の現場で確認すれば良いとされたこと)を認識しており、かつ、二重契約やエビデンスの偽造、入居状態についての偽装がなされている可能性を認識していたものといえる。加えて、八木氏は、遅くとも2016年12月2日の時点では、スルガ銀行が喜之助氏の指示に反して、スマートライフと取引をしていたこと及びその取引額がシェアハウスローンの6割を上回ることを認識していたものといえる。

このように、八木氏は、営業部門において、融資関係書類等の改ざん、偽装等をチェックするだけでは不十分であることや喜之助氏の指示に反してスマートライフとの取引を継続(拡大)していることを認識していたのであり、営業部門の業務フローにおける機能不全を認識していたものといえる。

イ 八木氏の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反についての判断

以上のことからすれば、審査部管掌の取締役であった八木氏は、遅くとも2016年12月末時点では、シェアハウスローンのリスク分析体制、審査部門の独立性・審査の機能、営業部門の業務フローにおける機能について、機能不全が生じていることを認識し、又は認識し得たといえる。

よって、八木氏については、2016年12月末時点において、債権保全措置に関する内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められるものと判断する。

(5) 柳沢氏について

ア 事実認識について

(ア) シェアハウスローンのリスク分析体制の欠如についての認識

柳沢氏のシェアハウスローンの各種リスクについての認識は、本報告書第5の2(5)イ(ア)において詳述したとおりである。

すなわち、柳沢氏は、2016年6月以降、シェアハウスローンを他の資産形成ローンとは区別して認識しており、その増加等について注視すべき立場にあって、入居状況の確認が困難であることや融資管理部において、賃料、レントロールの妥当性、サブリース会社の財務健全性についての注意喚起がなされていること、今後の課題として「シェアハウスの動向」との指摘がなされていることを認識していたといえる。

そして、柳沢氏についても、シェアハウスローンのリスクを認識した後、商品開発時にリスク分析がなされていないことを認識し得たといえることは前述のとおりである。また、柳沢氏が、喜之助氏と融資管理部長、営業企画部長等の少人数で「出口から見た気づき」の会議を開催しており、そこで収益不動産全般に認められるリスクについて検討が行われていたこと、それが正規の検討ルートである信用リスク委員会で議論されていないことを認識していたことは八木氏と同様である。

よって、柳沢氏についても、2016年6月以降、シェアハウスローンのリスク分析体制に不備があったことを認識し、又は認識し得たものといえる。

(イ) 審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全についての認識

柳沢氏の審査の実質的な形骸化についての認識は、本報告書第5の2(5)イ(イ)において詳述したとおりである。

すなわち、柳沢氏は、遅くとも2016年9月頃には、単に会社全体として営業優位であると認識していたことを超えて、審査が実質的に形骸化していること、言い換えれば、審査部門が独立性を失い、機能不全に陥っていたことを認識していたものといえる。

(ウ) 営業部門の業務フローにおける機能不全についての認識

柳沢氏の融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについての認識、喜之助氏の取引中止の指示に反し、スマートライフとの取引が継続していたことについての認識は、本報告書第5の2(5)イ(ウ)(エ)にお

いて詳述したとおりである。

すなわち、2014年5月29日には、融資確認資料等に改ざん、偽装がなされている事案があること及び本来であれば、そのチェック機能を強化すべきところ、反対に弱められていたことを認識していたものといえる。加えて、柳沢氏は、遅くとも2016年12月2日の時点において、スルガ銀行が喜之助氏の指示に反して、スマートライフと取引をしていたこと及びその取引額がシェアハウスの6割を上回ることを認識していたものといえる。

このように、柳沢氏は、営業部門において、融資関係書類等の改ざん、偽装等をチェックするだけでは不十分であることや喜之助氏の指示に反してスマートライフとの取引を継続(拡大)していることを認識していたのであり、営業部門の業務フローにおける機能不全を認識していたものといえる。

イ 柳沢氏の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反についての判断

以上のことからすれば、柳沢氏は、審査部執行役員として実務を行っていた間(2013年4月から2017年6月21日まで)においても、シェアハウスのリスク分析体制、審査部門の独立性・審査の機能、営業部門の業務フローにおける機能に機能不全が生じていること、すなわち債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得たといえる。

柳沢氏が取締役役に就任したのは、2017年6月であるが、第4回サクト会議において内部統制システムの機能不全について柳沢氏と同程度の認識を共有するに至った他の取締役と同様に、2017年7月5日時点以降、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じ、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められるものとする。

(6) 白井氏について

本報告書第5の2(6)イで述べたとおり、白井氏は、第4回サクト会議において、喜之助氏の指示に反して、ダミー会社を通じてスマートライフとの取引が継続されていたことや、「シェアハウスの疑問点」に記載された各リスクを認識するに至った。したがって、白井氏は、当該時点において、シェアハウスのリスク分析体制、審査部門の独立性・審査の機能、営業部門の業務フローにおける機能について、機能不全が生じていることを認識し、又は認識し得たといえる。

よって、白井氏については、第4回サクト会議(2017年7月5日)の時点において、債権保全措置に関する内部統制システムを構築するために適切な措

置を講ずべき義務が生じ、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められるものと判断する。

(7) 米山氏について

本報告書第5の2(7)イで述べたとおり、米山氏は、第4回サクト会議において、喜之助氏の指示に反して、ダミー会社を通じてスマートライフとの取引が継続されていたことや、「シェアハウスの疑問点」に記載された各リスクを認識するに至った。したがって、米山氏は、当該時点において、シェアハウスのローンリスク分析体制、審査部門の独立性・審査の機能、営業部門の業務フローにおける機能について、機能不全が生じていることを認識し、又は認識し得たといえる。

よって、米山氏については、第4回サクト会議(2017年7月5日)の時点において、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得たといえ、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められるものと判断する。

(8) 望月氏について

本報告書第5の2(8)イで述べたとおり、望月氏は、第4回サクト会議において、喜之助氏の指示に反して、ダミー会社を通じてスマートライフとの取引が継続されていたことや、「シェアハウスの疑問点」に記載された各リスクを認識するに至った。したがって、望月氏は、当該時点において、シェアハウスのローンリスク分析体制、審査部門の独立性・審査の機能、営業部門の業務フローにおける機能について、機能不全が生じていることを認識し、又は認識し得たといえる。

よって、望月氏については、第4回サクト会議(2017年7月5日)の時点において、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得たといえ、取締役会や監査役に対し、内部統制システムの機能不全を報告したうえで、それを構築するよう求める義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められるものと判断する。

(9) 有國氏について

有國氏のシェアハウスの各種リスクについての認識は、本報告書第5の2(9)イで述べたとおりであり、各種リスクを認識し、又は認識し得たといえる証拠は見当たらない。また、有國氏は、信用リスク委員会、サク

ト会議に出席していないため、シェアハウスローンのリスク分析体制が不十分であることを認識し得たとはいえない。

その他、本報告書第5の2（9）イで述べたとおり、有國氏は審査が実質的に形骸化していたことについての認識や融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていることについての認識もない。

よって、有國氏について、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し得た事情は認められず、内部統制システムの構築義務違反は認められないものと判断する。

（10）社外取締役について

本報告書第5の2（10）イで述べたとおり、社外取締役については、シェアハウスローンの各種リスクや審査の実質的な形骸化、融資関係書類等に改ざん、偽装がなされていること等について認識し、又は認識し得たとは認められない。

よって、社外取締役であった成毛氏、安藤氏、大石氏について、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し得た事情は認められず、内部統制システムの構築義務違反は認められないものと判断する。

第7 執行役員の会社に対する義務違反の有無

1 執行役員として負うべき責任の内容

スルガ銀行の組織に関する規程²⁷によると、執行役員は、従業員のうち「社員」であるとされ（23条1項）、執行役員規程²⁸では、「取締役会は執行役員に対して……業務の執行を委任する」としたうえで（6条1項）、執行役員の義務としては「取締役会で決定した当社の方針ならびに代表取締役の指示に基づき、担当業務を責任を持って誠実に執行に当ること。」（7条1項）、「組織規程に定める職責を十分に自覚し、責任を持って忠実に執行に当たること。」（同条2項）、「自己の担当業務はもとより、全社的な立場に立って執行に当り、当社の実績向上、株主利益の確保、社会的責任を持って執行に当ること。」（同条3項）とされており、担当業務を誠実かつ忠実に、また全社的な視野を持って業務を執行する義務を負っている。

2 個別の執行役員の義務違反について

以下、スルガ銀行の執行役員の義務違反の有無について検討する。

（1）麻生治雄氏

ア 地位について

麻生氏の執行役員に就任してからの経歴は次のとおりである。

- ・ 2002年4月～ 執行役員
- ・ 2004年4月～ 執行常務、営業本部パーソナル・バンク長兼カスタマーリレーションセンターホームローン事業部長
- ・ 2010年4月～ カスタマーサポート本部パーソナル・バンク長
- ・ 2015年4月～2018年3月末
執行役員専務兼 Co-COO、カスタマーサポート本部長、首都圏営業部長（ただし、首都圏営業部長は2016年3月まで）

イ 個別の義務違反が問題となり得る事実について

²⁷ 組織に関する規程第22条1項及び23条1項は、少なくとも2013年4月以降は変更されていない。

²⁸ 執行役員規程6条1項、7条1ないし3項、18条1項2項は、少なくとも2007年4月以降は変更されていない。

(ア) シェアハウスローンのリスク認識について

a 営業部門のトップとして情報を入手し得たこと

上記経歴から明らかなように麻生氏は、スルガ銀行において2010年頃から営業部門の要職に就いており、特に2015年4月からは、取締役ではないものの、執行役員専務であり、Co-COO（当委員会のヒアリングにおいて、COOであった喜之助氏と「一体化した立場」と評する者もいた。）、カスタマーサポート本部長であった。

このように、麻生氏は、単なる執行役員ではなく、カスタマーサポート本部長として営業部門のトップであるとともに、執行役員専務兼Co-COOとして、業務執行における場面だけでなく取締役等の経営層に対しても強大な権力を有していた。

その一方で、麻生氏は、執行部門のトップではあるものの現場から離れた存在ではなく、毎週月曜日の朝に開催されるSSP会議に出席していたばかりでなく、毎週水曜日には横浜駅東口支店に出向いて、支店長らから融資案件について相談を受けていた。また、後に述べるように、個別の融資案件について、審査担当者に直談判するなど、営業の現場に密着した業務も行っていた。

このように麻生氏は、執行部門のトップではあったものの、自ら現場で陣頭指揮を執り、個別の融資案件にも深く関与することがあったにもかかわらず、当委員会によるヒアリングに対し、シェアハウスローンを取り扱っていたことは知っていたが、その取扱件数や融資残高については把握しておらず、シェアハウスローンの数字感を把握したのは、2017年3月に白井氏からシェアハウスローンの全体像を知りたいので報告せよと言われて調査したときであると述べている。

しかし、麻生氏は営業のトップであるから、ローン残高の増減額や、増減の理由が何であるのかなどは最大の関心事であったはずである。しかも、上位50社のチャネルによるシェアハウスローンの取扱額は、2014年度では総額228億円程度であったのに対し、2015年度では総額744億円と3倍以上にも急増し、2016年度の上半期も312億円（第三者委員会調査報告書・223頁）もあったのであるから、資産形成ローンの伸びにシェアハウスローンが大きく寄与していることは当然に認識していたと考えられる。

また、麻生氏は、SSP会議や横浜駅東口支店での毎週のミーティングで融資案件に直に接していたうえに、当委員会による元審査管掌取締役のヒアリングによれば、2016年6月以降、審査部において作成して

いた融資額1億円以上の承認リストの最終頁に、全体の件数に加えて「うちシェアハウス〇件、〇円」といった情報が記載されるようになり、毎月かかるリストを審査から麻生氏にも渡していたと述べていることから、麻生氏は、遅くともこの時点からシェアハウスローンの大まかな実行件数や融資実行額を把握していたといえる。

b シェアハウス会議においてリスクを指摘していること

麻生氏が、2016年5月末頃にシェアハウスローンについて、大きなリスクがあることを明確に認識していたことは、同年5月27日に行われたシェアハウス会議における麻生氏の発言によって明らかである。同会議は麻生氏が営業店の店長等を集めて主催した会議であり、そこで議論されたシェアハウスローンの各種リスクについて問題意識を持って出席者らに共有したのも麻生氏本人である。

シェアハウス会議の議事録の「無制限にシェアハウスを取り扱うリスクについて」の部分では、麻生氏が次のようなリスクを認識していたことが記載されている。

① 家賃が高額になるリスク

アパートローンと異なり、シェアハウスでは建設・入居前に入居見込家賃をベースに評価計算することが許容されているため、業者が価格を釣り上げる目的で見込家賃を周辺の同等物件と比較して高額に設定するケースがある。

② 空室リスク

シェアハウスでは、建築費への上乗せ幅が大きいため、物件価格が同条件の他の物件と比べて高額となり、家賃も高額となるため競争力が無くなって空室リスクも高くなる。

③ チャンネルの財務体質の脆弱性に関するリスク

家賃保証できるだけの財務体質ではないチャンネルが家賃保証をしている場合がある。チャンネルが倒れた場合、そのリスクは債務者と銀行が負うことになる。また、債務者から銀行に対し、周辺の物件と比較して物件の価格を異常に高く評価したり、異常に高い家賃を想定しているなど融資姿勢に問題があったと非難されるおそれがある。

④ チャンネルの自転車操業に巻き込まれるリスク

積算評価以上に物件価格を高く設定した分がチャンネルの利益になったり、家賃保証の原資になるなどしており、チャンネルが、次から次へと自転車操業的に家賃保証の原資を集めて使っているのではないかと疑われ、チャンネルが倒れると、銀行がそれに巻き込まれることになる。

麻生氏が指摘した上記リスクは、まさにシェアハウスローン特有のリスクであり、特に空室リスクなどは債務者の支払能力に影響し、銀行の損害に直結する可能性のあるリスクである。

したがって、麻生氏は、この時点でシェアハウスローン特有のリスクについて明確に認識していたといえる。

(イ) 審査の実質的な形骸化

審査が実質的に形骸化していたことは前述したとおりであるが、以下のとおり、その主な原因は麻生氏にある。

a 審査担当者への圧力

麻生氏は、審査担当者に融資を通すように圧力をかけたことを否定しており、審査との間で見解が相違することもあるので、審査の担当者と議論をし、その際に少し口調が強くなったことはあるかもしれないが、圧力などは加えていないと供述する。

しかし、麻生氏が個別の融資案件について審査担当者へ圧力を加えていたことは、審査部はもちろん、審査部以外の部署の複数の者が供述しているところである。他の関係者の供述からすると、麻生氏による審査担当者に対する言動は、言い方や口調等の程度といえるようなレベルのものではない。麻生氏本人も、審査担当者に対し、「じゃあそっちで（審査で）数字取れるのか？」とまで言うこともあったことを認めている。

融資について審査担当者との間で意見の相違があるのであれば、通常は営業の担当者と審査担当者との間で議論すべきなのであって、そのような個別の融資案件について、執行専務兼 Co-COO として業務執行におけるトップの地位にある麻生氏が自ら出て行って直に談判すること自体ありえないことである。

そのような絶大な権力を持っていた麻生氏に詰め寄られれば、審査担当者が恫喝以外の何物でもないと感じるのは当然であり、麻生氏の行動は正常な審査の機能を阻害していたことは明らかである。

b 審査部門の人事に対する介入

麻生氏は個別の融資案件に介入したばかりでなく、審査部内の人事にまで介入した。

麻生氏が、シェアハウスローンを含む首都圏のパーソナル・バンクを審査する審査第二部の職員の人事案を起案して、これを喜之助氏に推薦し、ほぼその通りに人事異動が行われていたことについては、麻生氏自身も認めており、多数の者がこれを裏付ける供述をしている。

また、2014年5月には、麻生氏が喜之助氏に対して審査第二部長の配置換えをする上申をし、その異例の人事を通すことまでしている。

この点について麻生氏は、首都圏のパーソナル・バンクについて知見のある者が審査部にいないと審査の質やスピードにも影響するなど弁明しており、そのことに一定の合理性があることは否定できないが、麻生氏は、審査部長や審査部管掌の取締役、または人事部長などと協議などをしないまま、審査部の人事案について喜之助氏に直接提案することにより、麻生氏の思い通りの人事異動を実現していたのであるから、極めて異常な事態である。審査を受ける営業が、審査をする審査部の人事を思い通りに動かすのであるから、その弊害の大きさは容易に想像できるところである。

この点についても麻生氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、喜之助氏や人事部長から人事案を出すように言われて出していたに過ぎないと弁明するが、当委員会のヒアリングにおいても複数の人が麻生氏の喜之助氏への直接の働きかけを裏付けている。

c 「パーソナル・バンク協議済み」という記載の意味すること

当委員会による関係者へのヒアリングによれば、営業から審査に案件を上げる前段階の協議の際に用いる SSP シートに「パーソナル・バンク協議済み」との記載をすることによって、当該案件は、パーソナル・バンクのトップである麻生氏が確認した案件であるということを審査に知らしめることが行われていた。麻生氏本人もそのような認識であったと認めている。

絶大な権力を有していた麻生氏が承認済みということを知らされた審査担当者が、審査において正常な判断をすることが困難であろうことは容易に想像できる。

d 審査の承認率が99%だったこと

上記のような結果、シェアハウスローンを含む資産形成ローンの審査承認率が、2015年の取扱開始以降、半期ごとの承認率の平均が常に99%を超えていたことは、前述したとおりである。

このように資産形成ローンの承認率が高かったのは、否決になるようなものは営業のほうで申請自体を控えたり、事前に行われる SSP 会議において否決されたものは取り下げるなどしたため、否決となる可能性の高い申込みが抑制され、否決となる件数が減ったことも一因として考えられるが、それだけで説明可能な数字でないことは明らかであろう。

異常ともいえる審査の承認率は、営業部門からの圧力によって審査部門の意思決定が歪められていたことを如実に示しているのである。

(ウ) 融資関係書類の改ざん、偽装

麻生氏は、当委員会のヒアリングにおいて、2000年の頃から、住宅ローンの書類やレントロールの偽装、本人なりすましなどの事件があり、業者から提出される偽装書類の排除がスルガ銀行の「永遠の課題」であると述べており、少なくとも2000年頃から業者から提出される書類に改ざんや偽装がなされている危険性があることは認識していたといえる。

しかも、2014年5月の原本確認の簡素化の通達により、自己資金確認資料等について審査部門のチェックが行き届かなくなり、また、麻生氏自らが運用を変更した2015年10月22日の「個人ローンビジネス新運用基準」によって、自己資金確認資料の確認は融資実行時までに行えば良いこととされ、ただでさえ融資関係書類の偽装等が生じやすい状況にあったのであるから、麻生氏としては、偽装等がなされていないかより注意すべきだったといえる。

また、麻生氏は、2015年4月からカスタマーサポート本部長に就任しているところ、同本部所管のお客さま相談センターには、スルガ銀行に関する不祥事やチャネル業者の不芳情報も入っており、麻生氏も当委員会によるヒアリングにおいて、お客さま相談センターに入っていた通報は、自分のもとに上がってくるものだけでなく、審査部や経営企画部に行ってしまうものもあったと述べていることから、業者による融資関係書類の改ざん、偽装に関する通報が寄せられていたことも認識し得たと考えられる。

毎週行われていた SSP 会議や非公式に行われていた横浜駅東口支店における事前協議等において用いられていた SSP シートには、シェアハウスローンに係る融資案件の申込者の年収や勤続年数から見て異常に多額の預貯金が記載されているなどの不自然なケースが散見されていた。そして、多くの審査担当者が、審査部内の内部資料の中で、審査において様々な疑問点があること、また、納得できない点が多々あるにもかかわらず、心ならずも審査を通さざるを得ない苦しい胸の内を200件以上も書き残していることも考え併せると、営業経験の長い麻生氏が SSP シートの記載内容を

確認すれば、自己資金の確認書類等が改ざん、偽装されている可能性を容易に認識しえたと考えられる。

(エ) スマートライフとの取引継続

2015年2月3日のスマートライフに関する不芳情報と喜之助氏による取扱中止の指示は、喜之助氏から柳沢氏に伝えられ、次いで、柳沢氏から横浜東口支店所属長へ伝えられた後に、同人から麻生氏にも伝えられており、その当時から麻生氏は、スマートライフ案件の取扱中止について認識していた。

また、当委員会によるヒアリングにおいて、麻生氏は、取扱中止という意味は、スマートライフが直接持ち込むシェアハウス案件だけでなく、間に入って間接的に関与する案件も含めてすべて中止という趣旨だと認識し、スマートライフ案件を取り扱わないように所属長にも指示していたと供述している。

しかし、関係者からのヒアリングによると、麻生氏は、その後も横浜東口支店所属長（当時は首都圏営業部副部長）に同調してスマートライフを擁護するような発言をしていたばかりでなく、2017年4月の第1回サクト会議においては、シェアハウスの管理運営会社をスマートデイズに変更してはどうかと客先に提案することについて会議の席上了承を求めている。このような客先への提案が喜之助氏の指示に反するものであることは明らかである。

上記のような麻生氏の言動からすれば、麻生氏は、営業の現場が、2015年2月以降も、喜之助氏による取扱中止の指示を潜脱する形で、スマートライフの案件を取り扱い続けていた事実について認識していた疑いがある。

この点について麻生氏は、当委員会によるヒアリングの際に、あくまでも顧客のためを思って管理会社の一選択肢としてスマートデイズを提案したに過ぎないといった趣旨の供述をするが、喜之助氏の指示は、スマートライフとは一切かかわるなということだったのであるから、明らかに矛盾した説明であり、信用し難いものである。

ウ 麻生氏の義務違反についての判断

以上述べたように、麻生氏は、2016年5月27日のシェアハウス会議の以前からシェアハウスについてのリスクを認識していたと考えられるが、遅くともシェアハウス会議の時点ではシェアハウスローンに潜む大きなリスクを明確に認識していたことは明らかである。

また、麻生氏は、シェアハウスローンについてのリスクを認識していたばかりでなく、前述したように、シェアハウスローンを含む資産形成ローンに関して融資決定に係る書類等が改ざん、偽装されている可能性についても認識し得たものと考えられる。

さらに、麻生氏は、シェアハウスローンについてのリスクや改ざん、偽装等を見抜いてローンのリスクを抑える最後の砦であり、銀行が融資を健全に行うために最も重要といえる審査の機能を自らの行為によって壊滅的な状態に陥らせていたのであるから、このままシェアハウスローンを継続することはスルガ銀行にとって極めてリスクの大きい状態であることは十分に認識していたのである。

したがって、麻生氏は、シェアハウス会議の時点において、直ちにシェアハウスローンの新規融資を停止し、あるいはシェアハウスローンをこのまま取り扱うことについての危険性を管掌取締役や執行会議、経営会議において報告し、それ以上に損害が拡大する可能性をなくす義務を負っていた。

しかし、麻生氏は、何ら具体的な対応措置を講じず、また報告を行うこともなくその後も漫然と取扱いを継続していたものである。

このように、麻生氏は、遅くとも2016年5月27日時点において、シェアハウスローンの取扱いを中止する義務に違反し、あるいはシェアハウスローンをこのまま取り扱うことについての危険性を管掌取締役や執行会議、経営会議において報告すべき義務に違反しているから、担当業務を誠実かつ忠実に執行するという執行役員としての義務違反が認められる。

エ 執行役員の義務違反についての損害賠償義務

スルガ銀行の執行役員規程では、執行役員が会社に対して損害賠償責任を負う場合として、「執行役員が故意または重大な過失により、当社に損害をかけたときは、当該執行役員にその全部または一部を賠償させる。」（18条1項）と定められているが、上述した麻生氏の一連の行為を見れば、故意または重過失に該当することは多言を要しないものと考えられる。

（2）その他の執行役員について

当委員会が調査した限りにおいて、他に執行役員としての法的な義務に違反し、損害賠償責任まで認められる執行役員は存在しなかった。

第8 取締役等の善管注意義務違反と損害

1 当委員会の損害についての考え方

本報告書第5及び第6で認定したとおり、スルガ銀行の取締役には、シェアハウスローンに関する監視監督義務違反と内部統制システムの構築義務に関する善管注意義務違反が認められる。

また、本報告書第7で認定したとおり、スルガ銀行の執行役員には、執行役員のスルガ銀行に対する債務不履行責任としての義務違反が認められる。

スルガ銀行は、本来、より早い時期にシェアハウスローンの実行を中止し、必要な調査を行うべきであったところ、取締役の善管注意義務違反及び執行役員の義務違反によりこれが遅れることとなった。すなわち、スルガ銀行は、本来であれば、実行すべきでなかったシェアハウスローンを実行していたものであり、このうち、回収不能となるものが善管注意義務違反（義務違反）と相当因果関係を有する損害となる。

スルガ銀行のシェアハウスローンの件数（債権数）は累計で4,138件、融資実行額は累計金2117億1740万円であるところ²⁹、現時点（2018年9月末時点を目指すものとする。以下同じ。）までに、回収不能となったものは37件、金6億9223万4202円にとどまる。もっとも、本報告書第3の4（7）に記載したとおり、シェアハウスローンについては、自己資金やレントロールについて改ざん、偽装がなされているほか、全室空室の物件も相当数存在することが判明しており、数多くシェアハウスを運営（サブリース）していたスマートライフ（スマートデイズ）、ゴールデンゲイン等が破綻していること、また、スルガ銀行が多額の貸倒引当金を計上していることにも鑑みれば、今後、回収不能による損害が発生することは確実である。

そこで、以下では、過去の貸倒実績率などを勘案して、義務違反発生後に実行されたシェアハウスローンの3割が回収不能となるものとし、各取締役、執行役員の善管注意義務違反（義務違反）が生じた時点ごとに分けてシェアハウスローンの実行額を明らかにし、その3割相当額を善管注意義務違反（義務違反）と相当因果関係を有する損害と見做すこととする。

なお、実際に各取締役等に賠償を求めることとした場合には、各取締役等の地位、役割や寄与度、回収可能性、現時点で生じている実損の額、訴訟コスト等を勘案して請求額を定めるべきである。

2 シェアハウスローンに関する監視監督義務違反と損害

²⁹ 当該件数（債権数）及び融資実行額には、本年9月末時点で既に競売、債権譲渡又は部分直接償却を実施済みのシェアハウスローン債権も含めている。そのため、第3の4（7）に記載したシェアハウスローンの件数（債権数）とは一致しない。

(1) 喜之助氏の監視監督義務違反と損害額

本報告書第5の2(1)で認定したとおり、喜之助氏については、遅くとも2016年1月末の時点において、監視監督義務に関する善管注意義務違反が認められる。

当該時点において監視監督義務を果たしていれば、シェアハウスの各種リスクや審査の実質的な形骸化、融資関係書類等の改ざん、偽装がなされていること(それが蔓延していること)、喜之助氏の指示に反してスマートライフとの取引がダミー会社を介在させること等により継続されていることが判明したものと見える。これらは、いずれも危機管理委員会による調査でも判明したことであり、その調査期間は約3か月である³⁰。

したがって、2016年1月末の時点において、シェアハウスローンについて、相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始していれば、遅くとも2016年4月末までにはシェアハウスローンの実行を差し止めていたものと考えられる。

2016年5月1日以降に実行されたシェアハウスローンの件数は2045件、融資実行額は金1023億6860万円である。したがって、損害額は、その3割にあたる金307億1058万円となる。

(2) 岡崎氏、八木氏の監視監督義務違反と損害額

本報告書第5の2(3)及び(4)で認定したとおり、八木氏及び岡崎氏については、遅くとも2016年12月末の時点において、監視監督義務違反が認められる。

当該時点において監視監督義務を果たしていれば、上記と同様、遅くとも調査開始から3か月後の2017年3月末までにはシェアハウスローンの実行を差し止めていたものと考えられる。

2017年4月1日以降に実行されたシェアハウスローンの件数は618件、融資実行額は金288億7070万円である。したがって、損害額は、その3割にあたる金86億6121万円となる。

(3) 光喜氏、柳沢氏、白井氏、米山氏の監視監督義務違反と損害額

³⁰ 危機管理委員会の設置は2018年1月16日であり、調査報告書が提出されたのは同年4月24日である。なお、融資関係書類等の改ざん、偽装が蔓延していたことや審査の実質的な形骸化等の問題は、調査期間中に判明するものと考えられるから、実際には調査の完了を待つことなく、より早い時期に(3か月を要することなく)シェアハウスローンの実行を差し止めるとの判断が可能と考えられる。

本報告書第5の2(2)、(5)、(6)及び(7)で認定したとおり、光喜氏、柳沢氏、白井氏及び米山氏については、遅くとも2017年7月5日の時点(第4回サクト会議)において、シェアハウスローンの各種リスクや審査の実質的な形骸化、喜之助氏の指示に反してスマートライフとの取引がダミー会社を介在させること等により継続され、それがシェアハウスローンの過半に達していることを認識したものと見える。すなわち、当該時点において、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられていないことを認識し、又は認識し得たのであるから、直ちにシェアハウスローンの実行を差し止めるべきであった。

仮に、直ちにシェアハウスローンの実行を差し止めるべき注意義務までは負わないとした場合でも、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し、又は認識し得たのであるから、相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始すべきであった。

第4回サクト会議の時点では、既にシェアハウスについての全件調査(入居率等の調査)が完了しており、シェアハウスローンの各種リスクについても整理されているから、シェアハウスローンの実行を差し止めるべきとの判断に至るまで、さほど調査期間は要しないものと考えられる。そのため、当該調査が行われていれば、遅くとも同月末までにはシェアハウスローンの実行は差し止められていたものと考えられる。

2017年7月6日以降に実行されたシェアハウスローンの件数は325件、融資実行額は金143億7290万円である。したがって、損害額は、その3割にあたる金43億1187万円となる。

また、2017年8月1日以降に実行されたシェアハウスローンの件数は268件、融資実行額は金114億9860万円である。したがって、この場合の損害額は、その3割にあたる金34億4958万円となる。

(4) 望月氏の監視監督義務違反と損害額

本報告書第5の2(8)で認定したとおり、望月氏については、遅くとも2017年7月5日の時点(第4回サクト会議)において、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識したのであるから、取締役会や監査役に対し、相当な債権保全措置が講じられていない疑いがあることを報告したうえで、それを調査するよう求めるべきであった。当該報告等が行われていれば、上記のとおり、既にシェアハウスについての全件調査が完了しており、シェアハウスローンの各種リスクについても整理されていることから、遅くとも同月末までにはシェアハウスローンの実行は差し止められていたものと考えられる。

2017年8月1日以降に実行されたシェアハウスローンの件数は268件、

融資実行額は金114億9860万円である。したがって、損害額は、その3割にあたる金34億4958万円となる。

3 取締役の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反と損害

(1) 喜之助氏の善管注意義務違反と損害額

本報告書第6の2(1)で認定したとおり、喜之助氏については、2016年1月末の時点において、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得たといえ、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じていた。

当該時点において、内部統制システムの構築義務を履行していれば、遅くとも2016年4月末までには、適切な債権保全措置に関する内部統制システムが構築される過程において、シェアハウスのリスク、審査の形骸化、営業部門の業務フローにおける機能不全が判明し³¹、その時点からシェアハウスの実行は差し止められていたと考えられる。

2016年5月1日以降に実行されたシェアハウスの件数は2045件、融資実行額は金1023億6860万円である。したがって、損害額は、その3割にあたる金307億1058万円となる。

(2) 岡崎氏、八木氏の善管注意義務違反と損害額

本報告書第6の2(3)及び(4)で認定したとおり、岡崎氏及び八木氏については、2016年12月末の時点において、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得たといえ、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じていた。

当該時点において、内部統制システムの構築義務を履行していれば、遅くとも2017年3月末までには、適切な債権保全措置に関する内部統制システムが構築される過程において、シェアハウスのリスク、審査の形骸化、営業部門の業務フローにおける機能不全が判明し、その時点からシェアハウスの実行は差し止められていたと考えられる。

2017年4月1日以降に実行されたシェアハウスの件数は618件、融資実行額は金288億7070万円である。したがって、損害額は、その3割にあたる金86億6121万円となる。

³¹ 適切な内部統制システムを構築するためには、内部統制の機能不全についての調査が必要となるため、監視監督義務違反において3か月とした調査期間と同一とした。

(3) 光喜氏、柳沢氏、白井氏、米山氏の善管注意義務違反と損害額

本報告書第6の2(2)、(5)、(6)及び(7)で認定したとおり、光喜氏、柳沢氏、白井氏及び米山氏については、2017年7月5日の第4回サクト会議の時点において、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得たといえ、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じていた。

当該時点において、内部統制システムの構築義務を履行していれば、遅くとも同月末までには³²、適切な債権保全措置に関する内部統制システムが構築される過程において、シェアハウスローンのリスク、審査の形骸化、営業部門の業務フローにおける機能不全が判明し、その時点からシェアハウスローンの実行は差し止められていたと考えられる。

2017年8月1日以降に実行されたシェアハウスローンの件数は268件、融資実行額は金114億9860万円である。したがって、この場合の損害額は、その3割にあたる金34億4958万円となる。

(4) 望月氏の善管注意義務違反と損害額

本報告書第6の2(8)で認定したとおり、望月氏については、2017年7月5日の第4回サクト会議の時点において、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得たといえ、取締役会や監査役に対し、内部統制システムの機能不全を報告したうえで、それを構築するよう求める義務が生じていた。

当該時点において、内部統制システムを構築するよう求める義務を履行していれば、遅くとも2017年9月末までには、適切な債権保全措置に関する内部統制システムが構築される過程において、シェアハウスローンのリスク、審査の形骸化、営業部門の業務フローにおける機能不全が判明し、その時点からシェアハウスローンの実行は差し止められていたと考えられる。

2017年10月1日以降に実行されたシェアハウスローンの件数は112件、融資実行額は金40億1600万円である。したがって、この場合の損害額は、その3割にあたる金12億480万円となる。

4 執行役員の義務違反と損害

本報告書第7の2(1)で認定したとおり、麻生氏については、2016年5

³² 監視監督義務違反の場合と同様、第4回サクト会議の時点では、既にシェアハウスについての全件調査が完了しており、シェアハウスローンの各種リスクについても整理されているから、必要な調査にはさほど期間を要しないものと考えられる。

月27日のシェアハウス会議の時点において、直ちにシェアハウスの新規融資を停止し、あるいはシェアハウスのこのまま取り扱うことについての危険性を管掌取締役や執行会議、経営会議において報告し、それ以上に損害が拡大する可能性をなくすべきであった。

直ちにシェアハウスの新規融資を停止した場合、2016年5月28日以降のシェアハウスの実行は停止されていたことになるが、同日以降に実行されたシェアハウスの件数は1992件、融資実行額は金994億5490万円である。したがって、損害額は、その3割にあたる金298億3647万円となる。

また、シェアハウスのこのまま取り扱うことについての危険性を管掌取締役等に報告した場合、必要な調査に要する期間を3か月とすると、2016年9月1日以降のシェアハウスの実行は停止されていたことになる。同日以降に実行されたシェアハウスの件数は1548件、融資実行額は金735億7970万円である。したがって、損害額は、その3割にあたる金220億7391万円となる。

5 信用毀損による損害

本件一連の問題の発生によって、スルガ銀行のガバナンスに対する信頼は失墜し、スルガ銀行に対する信用は著しく毀損されることとなった。

スルガ銀行の信用が毀損し、顧客離れ等が生じたことによるスルガ銀行の損害は、少なくとも金1億円を下回ることはない。

これも法的責任の認められる取締役及び執行役員らの義務違反によって、スルガ銀行が被った損害となる。

以上